



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成20年12月 通常理事会概要

1. 日 時 平成20年12月2日(火) 10:00～12:15

2. 会 場 八重洲富士屋ビル3F「赤松の間」

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 34名(内、表決委任状提出者5名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、

外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、

髭右近外嘉、山田美光

理 事 秋野卓生、浅野善治、上野浩也、上原伸一、

大野和男、定行まり子、須賀川勝、野呂幸一、

馬場錬成、水谷達郎、水庭武宣、宮原克平、

村山高文、横須賀満夫、

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

理事:河野久、計良光一郎、森野美徳、山中保教、割田正雄

事務局 恩田利昭事務局長、前田敏明総経理長、

吉田 茂調査役

5. 議 事

(1)議事録署名人の選任

2009-1 日事連会務月報

議事録署名人に以下の理事が選任された。

佐野吉彦常任理事、野呂敏秋常任理事

(2)議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成20年11月14日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について事務局よりつぎの説明がなされた。

第105回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

第105回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等について資料1のとおり決めた。

平成20年12月2日(火) 会場:八重洲富士屋ビル

10:00～12:00 12月通常理事会(3F「赤松の間」)

13:00～13:50 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:00～16:30 第105回建築士事務所協会全国会長会議(2F「桜の間」)

第34回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定の件

第34回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料2のとおり決定した旨の説明がなされた。

議長より、以上の 及び の常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 平成20年度上半期事業報告及び収支報告の承認の件

各常置委員会委員長、専務理事、事務局より、資料3-1によって平成20年度上半期の事業報告、資料3-2によって一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について説明がなされた。

なお、事業報告では、管理建築士資格取得講習で受講申込が予想より増加したこと、改正建築士法施行に係る対応で委員会等が数多く開催されていること等報告された。このため職員の時間外勤務が増加し、11月14日に行われた常任理事会でもこの点について協議され、収支予算で必要な予算更正を行うこととした。

平成20年度上半期監査報告

速水監事より、平成20年11月12日に行った監事による監査報告が次のとおり行われた。

）事業報告書及び収支報告書の内容については、特段指摘すべきことはない。

）理事の職務遂行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項についても、指摘すべきことはない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3-1及び資料3-2のとおり平成20年度上半期事業報告及び収支報告を承認した。

3)平成20年度の収支予算更正の承認の件

事務局より、平成20年度収支予算更正で資料4によって8項目の要因が説明され、更正内容について次の趣旨の説明がなされた。

一般会計での必要な予算更正科目は、講演講習会及び図書販売等に係る収支、全国大会参加費収入、広報費、組織強化助成金、職員人件費、租税公課、財政安定積立預金支出、前期繰越収支差額等である。福利厚生特別会計での更正科目は、職員人件費、前期繰越収支差額等である。適合証明業務登録機関特別会計での更正科目は、登録料収入及び登録者が減少したことによる登録事務費等各種事業費、職員人件費、財政安定積立預金支出、前期繰越収支差額等である。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

(3)協議事項

1)県庁センターの対応について(国土交通省資料)

専務理事より、国土交通省で考えている県庁センターの体制についての素案について資料5によって説明がなされた。なお、この資料の内容の説明は、本日開催される全国会長会議で井上国土交通省住宅局建築指導課長が行う予定である。

これに関連して次の主な発言がなされた。

・構造設計/設備設計一級建築士による設計への関与の義務付けの法施行の延期はできないものか。

・構造設計/設備設計一級建築士制度そのものを見直す必要があるのではないか。

・地域格差の是正のためには人材育成は重要なことではないか。

・県庁センター構想等について反対という意思表示も必要ではないか。

・行政に対し、日事連の考えをしっかりと主張することは大きなことである。しかし既に法律が成立している内容について根本的に反対ばかり主張するのではなく、その施行上で具体的な代案を示すなど、円滑施行を考えていくべきではないか。

2)公益社団法人への移行に関する対応について(案)

山田総務・財務委員長より、公益社団法人への移行に関する対応について(案)を資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

今後の対応としては、公益社団法人への移行の最大のメリットは、税務上の優遇措置にあると考えていたが、一般社団法人であっても、一定の要件を満たせば法人税については公益社団法人とほぼ同様の課税になること、また、もともと法人税の負担の少ない団体ではほとんど税務上のメリットが受けられないこと等が浮明してきている。

従って、公益社団法人への移行については、更なる検討が必要であり、今後、移行期間5年の間に、他団体の動向や国や都道府県の認定の状況等を踏まえつつ検討していくこととしたい。これについては、本日の午後に開催する全国会長会議でこの内容を説明することとした。

(4)報告事項

1)建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について
専務理事より、建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について 一級建築士の懲戒処分基準の見直しについて、設計・工事監理等の業務報酬基準の改定案について、工事監理のガイドラインの策定について、建築士受験資格の実務経験に係る大学院のインターシップ教育について、重要事項説明制度の創設への対応について、建築技術基準・制度運

用調査委員会及び各WGの発足について、社会資本整備審議会建築分科会への諮問についての7項目の内容の説明が資料7によってなされた。

2) 四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について

常務理事より、四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について次の概要報告が資料8によってなされた。四会推奨標準様式は、10月31日より四会ホームページ及び(財)建築行政情報センターのホームページよりダウンロードが可能である状態にした。解説書は11月20日に発行した。単位会での講習会の実施のための講師説明会を、11月21日に東京で実施した。

3) 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会報告について

建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会では、本年11月28日に改正建築士法等が施行されることに伴い、現行約款の改正すべき事項の検討を行っている。新しい業務報酬基準の改定告示に示される標準業務内容等との整合を図るための作業を行っているが、改定告示が遅れるため改正約款の発行は平成20年2月下旬頃になりそうである。このため改訂版発行までの期間に現行の契約書式等を11月28日以降に使用する場合の注意事項を11月25日に4団体のホームページに公開し、改正版発行時までの期間、周知することとした旨の説明が事務局より、資料9によって報告された。

4) 会員・構成員異動報告

平成20年9月末日、10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料10のとおり。

平成20年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,730事務所、賛助会員5社

平成20年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,723事務所、賛助会員5社

名称変更(平成20年10月7日付)

(新)社団法人沖縄県建築士事務所協会

(旧)社団法人沖縄県建築設計事務所協会

<配付資料>

2009-1 日事連会務月報

資料1: 第105回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2: 第34回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

資料3-1: 平成20年度上半期事業報告書

資料3-2: 平成20年度上半期収支報告書

資料4: 平成20年度収支予算更正について

資料5: 国土交通省住宅局建築指導課資料(県・市町村の体制について・素案等)

資料6: 公益社団法人への移行に関する対応について(案)

資料7: 建築士法改正等に係る国等の動向及び日事連の対応について

資料8: 四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び重要事項説明書の発行について

資料9: 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約書、契約約款、業務委託書等の改正版発行時期及び現行の契約書式等の取扱いの当面の措置について

資料10: 会員・構成員異動報告書

■ 第36回 建築設計制度等対応特別委員会

第22回 業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年11月26日(水) 14:05～15:40

会 場 日事連会議室

出 席 者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、望月 淳一、
高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

委 員 大池 真人、近藤 敏春、近藤 剛啓、
佐々木宏幸、立田 千秋、水谷 孝行

事務局: 北野、吉田、恩田、鈴木

欠 席 者

(建築設計制度等対応特別委員会・岡本 賢副委員長、榊原

信一、佐野 吉彦、望月 淳一各委員) (業務報酬基準ワーキンググループ-斎藤 俊夫主査)

<配付資料>

- ・ 11/7合同会議議事録(案)
- ・ 業務報酬基準改定 再開WG(第1回・11/20)の抜粋資料
- ・ 「追加業務の例示」各委員からの意見
- ・ パブリックコメントに対する意見(趣旨)
- ・ 工事監理ガイドライン策定委員会の幹事会(11/26)の抜粋資料
- ・ 建築物に係る省エネ判断基準の改正の関係資料
- ・ (追加配布)業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントに対する意見(趣旨)

前回(11/7)議事録について、修正等があれば11月28日までに事務局まで連絡をすることとした。

議事1. 業務報酬基準改定案(パブリックコメント)の追加的業務の方向性の確認等について

報酬基準改定案へのパブリックコメントの募集に対して、当合同会議等での検討を踏まえ、11月11日に国交省へ意見を提出した。国交省ではパブリックコメント及び中央建築士審査会(12/3)の検討内容を踏まえ、告示を公布する予定である。

業務報酬基準改定・再開WG(11/20)の検討状況について、佐々木委員より主に以下の報告があった。

- ・ 主に追加的業務の整理方針の考え方についての報告・確認及びパブリックコメントの対応について報告・検討が行われた。
- ・ 国から示された業務報酬基準における業務の取扱いについて、標準業務及び標準業務に含まれない業務の整理について最終案が示された。
- ・ 追加業務の整理方針について、佐々木委員が標準業務、追加的な業務の示し方、標準業務及び業務告示等の分割案について質疑を行った。
- ・ 「追加業務の例示」の工事費算定等に係る追加業務については、標準業務に工事費概算書と明記して内訳明細書作成に数量調書は含まないと明記されている。

・ 標準業務に含まれない業務の整理の部分について、技術的助言(国交省で作成)には大項目のみを掲載し、解説本(WGで作成)で詳細を載せる方向である。

・ 次回のWGは明日11月27日に開催が予定され、3月末までの解説本等の作業の方向等について検討される予定。

上記の報告に続いて、日事連が国交省に提出したパブリックコメントへの意見について高津委員より報告があった。

・ 三栖会長、高津専務理事が国交省井上建築指導課長、宿本企画専門官、大島課長補佐に対して説明を行った。

・ 定期的な見直しについて、国交省は告示には記載できない、むしろ新業務報酬基準の定着を考えると重要であるとの見解であった。しかし、今回の基準見直しは基となる調査のデータサンプル数が少ないこと等も鑑みて定期的な見直しは必要であることを伝えた。

・ 業務報酬の算定方法の文中から「建築工事の指導監督」を削除することを求めた件について国交省では、標準業務には入らないため削除の必要性は感じない旨の発言があった。

・ 追加的業務の取扱いについては、標準以外の追加的業務が多数あることを具体的に示す必要があり、測量・鑑定等業務もこれらに関連する追加的業務も示す必要があると意見したが、設計監理業務の業務報酬基準であるため告示には記さない旨の発言があった。

・ 全体として、国交省では「日事連からの意見の趣旨は理解した。意見内容は告示で示さずとも技術的助言や解説本で対応する方向で考えている」旨の発言があった。

・ 士会連合会、JIA等も団体としての意見を提出している。WGの検討内容の報告及びパブリックコメントに対する日事連の意見を国交省へ提出した報告の内容を確認し、今後もWGや中央建築士審査会での告示等の検討状況に注視していくこととした。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告について

工事監理ガイドライン策定委員会の検討状況について佐々木委

員より主に以下の報告があった。

- ・本日(11/26)、本委員会が開催され、工事監理ガイドライン(案)の前書き部分及び非木造、木造戸建住宅の幹事会案と周知(案)が示された。
- ・内容についての意見は28日、木造は28日中に資料が出るので2日12:00までに提出することとなっている。
- ・WGで今年度末までに解説を作成する予定、周知については5日以降に具体的な検討に入る予定である。

説明に続いて主に以下の質疑があった。

- 立会確認の頻度の考え方について、工事施工者のそれまでの施工状況等を踏まえつつ、対象工事や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定するとあるが、原則として初期に立会い確認を実施し、その結果により抽出率を決めるという考え方なのか。
- 設計図書との整合性のみであり、工事施工者の自主管理が適確あることを前提としないということとなっている。
- 工事監理者の工事の確認について、合理的な方法の判断を客観的に見て「妥当なもの」とあるが、誰が行うのか。
- 一義的に工事監理者の判断だが、他者から見ても適当であると説明がつくようにするという事ではないか。
- 周知活動として講習会等の企画予定はあるのか。
- 幹事会委員が全国で行うことも検討されているようである。

資料の内容を確認し、意見があれば28日10:00までに、木造編は28日に資料を各委員へ送付し、12月2日の10:00までに佐々木委員と日事連事務局に提出し、佐々木委員がとりまとめの上、意見を提出することとした。

議事3. その他

- 建築物に係る省エネルギー判断基準の改正について事務局より建築物に係る省エネルギー判断基準の改正について報告があった。
- ・11月20日付で当対応特別委員会及び業務・技術委員会委員へ「建築物に係る省エネルギー判断基準等の改正につ

いての意見の提出依頼」を送付した。単位会へも同内容を連絡している。

- ・建築主の判断基準及び省令の届出様式についてパブリックコメントが募集されており、これについて国交省建築指導課より本会へ実務的観点からの意見提出依頼があった。

- ・これまで床面積2千㎡以上の建築物の建築主に義務付けられていた届出義務が300㎡以上に拡大され、2千㎡未満の建築物に対する簡便な省エネルギー基準を設定する必要がある。届出を怠った場合には罰則、勧告がある。

報告に基づき、意見については12月5日までに日事連事務局へ提出することとした。提出された意見を12月10日に開催される業務・技術委員会で検討し、その結果を踏まえ、12日の当合同会議で意見のとりまとめを検討することとした。

- 次回「第37回建築設計制度等対応特別委員会・第23回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議」

平成20年12月12日(金)14:00～16:00 日事連会議室

■第2回 総務・財務委員会概要

日 時 平成20年11月19日(月) 13:30～16:15

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治、高橋祥治、
大旗 健、井上精二

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

欠席者 担当副会長 本澤宗夫

1. 議事

次の(1)及び(2)については、本来、常任理事会前にこの総務・財務委員会にて諮るべきであったが、委員の都合により、常任理事会の前に開催することができなかったことについて委員の了承を求め、行われた。

(1)平成20年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より平成20年度上半期の事業報告について、資料1-1により次の趣旨の概要説明がなされた。

改正建築士法への取組組織としての5つのワーキングチームは、平成19年度から継続して行ってきた検討作業の最終成果報告を6月16日開催の全国会長会議で行うとともに、これに基づいた各種施策及び事業に取り組むため、委員会等が数多く開催された。

続いて、事務局より平成20年度上半期収支報告について、資料1-2により次の趣旨の概要説明がなされた。

一般会計では、適合証明業務登録者の減少によりテキストの販売が減ったが、管理建築士資格取得講習の受講申込が当初予想より増加したことにより、講演講習会収入が好調だった。事業活動収入は約1億7,980万円、事業活動支出は約1億3,656万円で当期収支差額は約4,323万円のプラスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約8,161万円となった。

福利厚生特別会計では、事業活動収入は約1,074万円、事業活動支出は約355万円で当期収支差額は約718万円のプラスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約962万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計では、事業活動収入は約5,685万円、事業活動支出は約4,383万円、当期収支差額は約1,302万円のプラスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約1,612万円となった。

(2)平成20年度収支予算更正について

事務局より平成20年度の一般会計及び特別会計の収支予算について、その更正を行うため、資料2により更正理由、更正科目及び更正額が説明された。

(3)第33回建築士事務所全国大会実施結果について

事務局より、10月3日に帝国ホテルで行われた第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果及び全国大会実行特別委員から出された意見等について、資料3-1及び3-2によって説明がなされた。

全国大会の実施、運営等について意見があれば、後日、

事務局宛に提出することとした。

(4)公益法人制度改革について

事務局より、公益法人制度改革による公益社団法人と一般社団法人の概要及び移行の認定基準等について資料4-1～5により説明がなされた。

公益社団法人への移行に関する対応については、平成18年11月30日の全国会長会議で「社会からより公益性の高い社団法人として評価される団体とするため、単位会が公益社団法人の認定を受けるものとする」ことを申し合わせ、定款等整備ワーキングチームにおいて改正建築士法に規定する法定団体への届出及び公益社団法人への認定が円滑に実施されるよう、移行定款と解説を作成した。しかし、平成19年11月27日の全国会長会議では、公益社団法人の公益認定の運用指針等が定まっていなかったことから、定款変更については、まず単位会の現行定款を、改正建築士法の法定団体化に必要な最小限の変更を行い、改正建築士法施行後速やかに法定団体の届出を行うこととし、公益社団法人への移行を目指した定款変更については、その後の状況を踏まえて行うこととした。

今後の対応としては、公益社団法人への移行の最大のメリットとして、税務上の優遇措置にあると考えられるが、一般社団法人であっても、一定の要件を満たせば法人税については公益社団法人とほぼ同様の課税になること、また、もともと法人税の負担の少ない団体ではほとんど税務上のメリットが受けられないこと等が判明している。従って、公益社団法人への移行については、更なる検討が必要であり、今後、公益社団法人を選ぶか一般社団法人を選ぶかの移行猶予期間5年の間に、他団体の動向や国や都道府県の認定の状況等を踏まえつつ検討していくこととした。この内容については、当委員会です承し12月2日の通常理事会に提案することとした。

(5)日事連建築賞の応募の活性化について

事務局より、日事連建築賞の応募の活性化について、資

料5により次の趣旨の概要説明がなされた。

過去10年程の応募状況を見ても、単位会数、作品数とも横ばいである。小規模事務所からの応募を促すため、平成18年度に一般建築部門(延面積1,000㎡超10,000㎡以下の建築物)と小規模建築部門(延面積1,000㎡以下の建築物、戸建住宅を含む)の2部門を設けた。また延面積が10,000㎡を超えるような大規模プロジェクト等を対象外とした。

平成19年度からは、受賞作品の広報について、従来の日事連ホームページ、会報、中央建築専門紙以外にも、雑誌、受賞事務所の地元マスコミ、単位会ホームページに掲載を依頼するとともに、会報には受賞事務所の紹介記事を連載して広報に努めたが、今年度の応募数は若干減少した。日事連建築賞選考委員会では、賞の質の向上を図るためにも単位会からの応募増加が必要であるとの意見があり、応募の活性化の方策を検討したい。

これに関し、委員からは次のような意見が出された。

- ・単位会での第1次審査を無くし、日事連に直接応募できるようにすれば応募が増える。
- 各単位会で第1次審査を経ることにより、審査基準、募集要項を満足するものチェックされ、また特定の単位会から応募が集中しないようにできる。
- ・会員限定にせず、公募方式にすれば応募が増える。
- 賞の元々の目的が、会員である建築士事務所を表彰することにより、事務所の資質の向上に資することにあるので、公募方式は難しい。

協議の結果、日事連建築賞の応募の活性化について意見があれば、後日、事務局宛に提出することとした。

(6)平成20年度上半期会員入・退会状況調査結果について

事務局より、単位会の会員入・退会状況について、資料6により次の趣旨の概要説明がなされた。

平成14年度の972事務所減をピークに、会員の減少に歯止めがかかりつつある。昨年度は216事務所減だったが、今年度は上半期で74事務所減にとどまっている。会員増強

については、広報・渉外委員会、改正法周知ワーキングチーム等で未加入事務所向けのパンフレットを作成したり、専門紙に単位会、日事連の法定団体化をPRするための特集を組む等取り組んでいる。また、単位会が事務所登録事務を受託すること等により、入会促進の機会が増えると考えられる。

(7)地方センターについて

専務理事より、国土交通省建築指導課が現時点で考えている地方センターの体制について次の趣旨の概要説明がなされた。

- 1)中央地方センターは地方地方センターからの要請や取次ぎに応じ、技術者の紹介、設計・法適合確認の支援、苦情対応、基準法にかかる相談対応を行う。
- 2)地方地方センターの機能として考えられているものは次のとおりである。

構造・設備設計技術者の紹介

苦情の受付

建築基準法の相談の取り次ぎ

なお、この内容については、あくまでも素案であり確定したものではない。今後さらに調整や修正を経て、12月2日に開催される全国会長会議でも国土交通省から説明する予定である。

次回委員会開催予定

平成21年2月18日(水)13:30～16:00

(配付資料)

資料1-1～2:平成20年度上半期事業報告及び収支報告

資料2:平成20年度の予算更正について

資料3-1～2:第33回建築士事務所全国大会実施報告書、大会終了後の主な意見

資料4-1～5:公益法人制度改革に係る日事連の対応経緯他

資料5:日事連建築賞の応募の活性化について

資料6:平成20年度上半期会員入・退会状況調査結果他

資料7:「事務所登録事務対応ワーキングチーム」成果報告他

■第2回 指導運営委員会概要

日 時 平成20年12月9日(火) 13:30～16:20

会 場 日事連会議室

出席者

委員長:髭右近外嘉 副委員長:上原伸一

委員:佐藤眞彦、飯窪功児、桜井紘一、森口勝茂、
山上紀麿、中野 満

担当副会長:鈴木誠一

事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木

(提出資料)

資料1: 指導運営に関する平成20年度上半期事業報告

資料2:「苦情の解決業務育成支援制度」の創設及び業務確
立経費の助成金の送金について

資料3: 苦情の解決業務各規程のﾌﾞﾛｯｸ内単位会における
進捗状況について(回答)

会議に先立ち、鈴木担当副会長より冒頭挨拶がなされた。

議事1. 指導運営に関する平成20年度上半期事業報告につ
いて

○平成20年度指定法人業務としての苦情処理の単位会集計
結果及び苦情の解決業務対応ﾜｰｷﾝｸﾞﾃﾑの検討状況につ
いて報告書をまとめ、事務局より資料1に基づき報告が
なされた。

・ﾌﾞﾛｯｸ協議会の要請により、苦情の解決業務等説明会は
10月末までに全てのﾌﾞﾛｯｸ協議会で実施し、各規程ﾎﾞｰ
ﾙ等を説明した。

議事2. 苦情の解決業務に向けた単位会の実施体制の状況に
ついて

○「苦情の解決業務育成支援制度」の創設及び業務確立経費
の助成金について、12月4日付で日事連会長から単位会
会長宛へ文書を送付し、資料2に示された助成金を送金
していくことを確認した。

・業務実施報告経費は、苦情の申出人と面談をおこなっ
た案件のうち、解決までの概要をまとめた書類を添付
することを条件としていることを確認した。

○苦情解決業務に向けたその後の各単位会の準備体制につ
いて調査を行い、ﾌﾞﾛｯｸ協議会所属の委員より資料3に基
づき状況報告がなされた。

・指導委員会設置規程、苦情の解決業務実施規程等が未
定、検討中、準備中及び作成予定等の回答が散見され
る。

1月5日当該規定の施行にあたり最低必要となるのは、
指導委員会設置規程、対応する相談員及び業務実施規
程である。

このため、検討中等の回答がなされた単位会に対し
て、各委員がﾌﾞﾛｯｸ協議会の該当単位会へ状況の再確
認をおこない、12月19日(金)までに再度一覧表にして
事務局へ報告書を提出していただくこととした。

・苦情の解決業務実施規程にある参考様式「苦情の申出
にあたっての注意事項」については、苦情の申出人に
対して申込時に渡し同意を得る事項であるが、広報用
にも単位会のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載して周知していただき
たい。

○次回委員会では、当該規定施行後の苦情の解決業務の実
施状況について、各委員よりﾌﾞﾛｯｸ協議会を通じて状況
調査をおこない当委員会に報告することとした。

議事3. 平成21年度事業計画(案)について

○指導運営に関する事業計画(案)を事務局より以下3項目
提案し協議した結果、原案どおり承認した。なお、今後事
業計画(案)については、若干の修正が入る場合があるが
委員長一任で進めることとした。

改正建築士法第27条の5に基づく苦情の解決業務の円
滑な実施

苦情の解決業務育成支援制度の実施

苦情の解決業務の具体的案件についての単位会への
情報提供

●次回委員会 平成21年3月24日(火)13:30～16:00

■ 行事予定

行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成21年

1月16日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款改正検討委員会

20日 広報・渉外委員会

26日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款 改正検討委員会

29日 構造技術専門委員会

2月 3日 全国大会運営特別委員会

6日 建築設計制度等対応特別委員会、
会誌編集専門委員会

18日 総務・財務委員会

20日 常任理事会

25日 業務・技術委員会

26日 教育・情報委員会、
四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款改正検討委員会



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第105回 建築士事務所協会全国会長会議概要

1. 日 時 平成20年12月2日(火) 14:05～16:45

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名(内、代理出席:福島会)

4. 出 席 者

国土交通省

住宅局建築指導課長 井上 俊之

住宅局建築指導課長補佐 大島 敦仁

日 事 連

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫

鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉 山田 美光

理 事 上野 浩也 上原 伸一 大野 和男

馬場 鍊成 水谷 達郎 宮原 克平

横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正 会 員

北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 渡邊 武 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 内田 久雄

東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎

石 川 髭右近外嘉 福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 岩橋 重文 鳥 取 足立 收平

島 根 矢野 敏明 岡 山 木村 旭

広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次 香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫 高 知 山本 茂男

福 岡 八島 英孝 佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久

大 分 松井 健治 宮 崎 甲斐 孝明

鹿児島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄

事務局

事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、

総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議 長 山本 茂男(高知会会長)、

副議長 山崎 善利(静岡会会長)

6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、本澤 宗夫(栃木会会長)、

山本 茂男(議 長)

7. 議 事

この会長会議には、本会からの要請により、国土交通省の
井上建築指導課長が出席され、議事に先立ち改正建築士法

の円滑な施行に係るサポーター構想について説明を受けることとした。

1) 先ずはじめに、三栖会長より次の趣旨の挨拶があった。

- ・建築士法の大改正により、建築士事務所に係る規定が多く盛り込まれた。法定団体として日事連及び単位会は、社会から信頼される設計・監理に係る業界をつくりあげていく必要がある。
- ・改正建築士法では、設備・構造設計一級建築士の不足や地域偏在等の課題もあり、本会としても建築設計議員連盟に対して制度施行延期の要望を行うなどの活動を行ってきた。今後も将来にわたって運用される制度としての施策が必要である。

2) 続いて国土交通省の井上建築指導課長より、資料8に基づき、改正建築士法の円滑な施行に係るこれまでと今後の取組みについて、構造・設備設計一級建築士数が不足・偏在している状況等に鑑み、サポーター体制の構想等について、平成21年5月からの構造・設備設計一級建築士制度の施行にあわせ、単位会に対し事前に単位会の実情に合った地方サポーターの設置を依頼したい旨の説明があった。

説明に続き、質疑応答が行われ、単位会における構造・設備設計一級建築士の現状やその対応、サポーターのあり方や今後の運営等についての発言があり、井上建築指導課長より「引き続き、皆様からの意見等をいただき、要望があれば、国からも単位会の意見交換等の場へ極力説明に伺いたい」旨の発言があった。

この件については「協議事項8・サポーターの対応について」で協議を行った。

(1) 協議事項1. 平成20年度上半期事業報告及び収支報告について

1) 高津専務理事、山田総務・財務委員長、佐野教育・情報委員長、木村業務・技術委員長、野呂広報・渉外委員長及び髭右近指導運営委員長より、資料1-1に基づき、平成20年度上半期の事業報告について説明がなされた。

2) 北野常務理事より、資料1-2に基づき、平成20年度上半期収支報告について、一般会計・福利厚生特別会計・適合証明業務登録機関特別会計について説明がなされた。

(2) 協議事項2. 平成20年度収支予算更正について

北野常務理事より、資料2に基づき、平成20年度収支予算更正について、管理建築士資格取得講習受講者数の増加や、改正建築士法施行に係る対応で委員会等が数多く開催されていること等で職員の時間外勤務が増加していること等の理由及びそれに伴う当該科目の予算更正額について説明がなされた。

(3) 協議事項3. 建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について

高津専務理事より、資料3に基づき、建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について、改正建築士法の施行に係る「一級建築士の懲戒処分の基準(案)」や「建築士事務所の開設者が請求することのできる業務報酬基準改正案」等のパブリックコメントに対し国へ意見書を提出したこと、また、今後公表される工事監理ガイドライン(案)や大学院におけるインターシップ教育等の状況と対応等について説明がなされた。

(4) 協議事項4. 建築士事務所協会の建築士法に基づく法定団体としての準備について

北野常務理事より、資料4に基づき、平成21年1月5日より改正建築士法の法定団体に係る規定の施行に伴い、日事連は国土交通省へ、単位会は都道府県へ1月5日より2週間以内に法定団体としての届出が必要であること、また、法定法人として会員名簿を一般に供する業務及び苦情の解決業務について等の対応が必要であることについて説明がなされた。

(5) 協議事項5. 四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について

北野常務理事より、資料5に基づき、四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について主に以下の趣旨の説明があった。

平成20年11月28日施行の改正建築士法により重要事項の説明が義務化されたため、関係四団体が組織する「重要事項説明内容等検討会」で上記様式を作成し、平成20年10月31日より四会のホームページからのダウンロード（無料）を開始すると共に、「改正建築士法による重要事項説明のポイント」（解説書）を平成20年11月20日に発行した。

(6) 協議事項6. 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の報告について

事務局より、資料6に基づき、「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の報告」として、約款等については、平成20年11月28日施行の改正建築士法の内容を反映させるため、改正版の発行時期が平成21年2月下旬となる予定であること及び現行版（平成19年6月20日改正版）への取扱いをホームページに公開すること等について説明があった。

(7) 協議事項7. 公益社団法人への移行に関する対応について

山田総務・財務委員長より、資料7に基づき、公益社団法人への移行に関する対応について、これまで、日事連及び単位会では「公益社団法人」の認定を円滑に進めることを目標に定款等の整備を行ってきた。公益社団法人における税制上の優遇措置について、場合によって一般社団法人と課税額にあまり差がない場合もあるため、公益社団法人の移行については更なる検討が必要であり、今後5年の移行期間で他団体の動向や国・都道府県の認定状況等を踏まえて公益社団法人への移行について検討していくこととしている旨の説明があった。

(8) 協議事項8. 事務所センターの対応について

冒頭の井上建築指導課長からの事務所センター構想についての説明及びこれに係る単位会からの発言等を踏まえ、三栖会長より次の考えが述べられた。

構造・設備設計一級建築士制度において、設備設計一級建築士数が偏在・不足している状況で、制度の円滑な施行のための建築士法の改正や法施行の延期については世論喚起を含めた形で更に国へ働きかけていくことが

必要である。しかしながら、併せて自律的な監督体制の確立の観点から、日事連及び単位会が事務所センター設置に協力する方向でも進めるべきであると考え。皆様の意見を伺いたい。

以上の発言に続き、主に以下の発言があった。

○単位会に地方事務所センターを設ける場合、国からの事務費等経費の補助はあるのか。

○既に県から事務所センター設置の要請があった。日事連としても国と事前協議を進め、単位会に情報発信していただきたい。

○事務所センターを設置して運用を行った場合、その責任所在を明確にして欲しい。

○全単位会に事務所センターを設置する方向ならば、条件等を国と協議していただきたい。

○事務所センター業務とされている建築基準法と住宅瑕疵担保法の相談窓口業務の対応について、その業務の実施方法について十分検討して欲しい。

○香川会では設置する方向で進めている。沖縄会は国等の働きかけもあり、平成20年10月に確認業務の遅れている対策として沖縄独自の事務所センターとして立ち上げた。議長より、以上の協議事項(1)～(7)の内容について諮ったところ、特に意見はなくこれを了承した。

また、「協議事項8. 事務所センターについて」は、日事連も基本的な枠組みについて国から打診されている段階であるため、本日の議論等を踏まえて国とも更に協議を進め、状況等について改めて単位会へ連絡することとした。

(9) その他

北海道東北ブロック協議会幹事会（秋田会）会長より、改正「告示1206号」の国民周知及び啓発についてのご願いとして、「建築士事務所自らが国民への周知及び啓発を行うことはもとより、全国紙に掲載を行うなど政府公報による周知及び啓発をなされるよう日事連から国へ要望し、その実現を図っていくことを検討いただきたい。」旨の発言があった。

■平成20年12月 臨時常任理事会概要

1. 日 時 平成20年12月22日(月) 13:30～15:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 13名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、
山田美光

欠 席 者 木村 旭常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長、
吉田茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

原田照行常任理事、髭右近外嘉常任理事

(2) 議事進行役の選任

今回の議事進行は本澤宗夫副会長が行うこととなった。

(3) 協議事項

1) 建築設計センター構想について

専務理事より、建築設計センター構想への対応について資料1によって次の通り主旨及び概要の説明がなされた。本日協議すべき事項としては、①地方センター設置に協力することについて②中央センターに関し、一般社団法人の設立及び活動等に協力することについて③設備設計一級建築士制度への対応に関する当面の運動方針についての以上3点である。

次に12月2日の全国会長会議以降の動きとしては、12月8

日に改正建築士法に係る情報交換会(初回)が国と各団体の事務局レベルで構成し開催された。12月9日に国交省建築指導課長と意見交換し、センター構想に係る日事連としての方針を年内に回答するよう要請があった。12月10日は国交省建築指導課長から各都道府県に対し、「改正建築基準法及び改正建築士法の円滑化に関するヒアリングについて」を事務連絡し、結果を今月25日迄に報告するよう要請。この中で事務所協会に地方センターの設置を依頼。12月11日には、これを受けて日事連から各单位会会長に「建築設計に係るセンターの設置構想について」を通知し、国交省のセンター構想の概要及び常任理事会の年内開催による対応協議を連絡。同日、常任理事会の22日開催を通知。同日、関東・甲信越ブロック協議会及び近畿ブロック協議会が開催され、国交省の担当官がそれぞれ出席。12月15日に改正建築士法に係る情報交換会(第2回)が開催され、中央センターに関する一般社団法人の設立等に関する情報交換が行われた。12月16日は三栖会長と山本政研会長他が渡海衆議院議員(議連事務局長)と面談し、設備設計一級建築士による法適合確認制度の施行に関して意見交換をした。以上の主な動きがあった。

次に、全ての都道府県に設置する地方センターの基本業務は①構造・設備設計一級建築士及び事務所等の紹介。②指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情の受付。③建築基準法等の相談の取次ぎ(相談窓口の紹介)の3つであり、地域のニーズに応じて行う業務として例示されているものは、地方の特殊事情によって単位会とは別個に設置し実施されるもので、基本業務として単位会で実施することを求められているものではない。中央センターは、現在ある新・建築士制度普及協議会の構成団体が会員となって新たに一般社団法人として設立し、活動するもので、日事連等主要団体には20以上(10・10万円)の会費負担が期待されており、他の団体では既に役員会で承認されている団体もあると聞いている。設立は1月中旬に予定されている。

以上の説明の後、協議に移った。

①地方サポートセンター設置に協力することについては、各ブロック協議会選出の副会長及び常任理事から現時点における各ブロック協議会での協議状況、意見等の報告がなされた。各ブロック内の意見として、協力を積極的な単位会あるいは消極的な単位会があることや、いくつかのブロックでの意見として協力せざる得ないとの報告がなされたが、協議の結果、次のように全会一致で決定した。

建築士事務所協会が業務団体として今般、法定団体化されたことを踏まえて、建築士事務所協会が中心的な役割を担い、自律的な監督体制の確立の一環として地方サポートセンターの業務を実施、協力することは重要であるとの認識から、日事連としては単位会における地方サポートセンター設置に協力することとした。

②中央サポートセンターに関し、一般社団法人の設立及び活動等に協力することについては、協議の結果、日事連は協力することとした。

次に、

③設備設計一級建築士制度への対応に関する当面の運動方針について、会長より次の趣旨の説明がなされた。
本連合会は10月2日の自民党建築設計議員連盟（議連）の総会で、設備設計一級建築士による法適合確認制度の施行時期の延期または建築設備士の活用の措置を要望した。先般、その後の状況等について自民党建築設計議員連盟の事務局長である渡海衆議院議員と打ち合わせを行った。

議連としては設備設計一級建築士による法適合確認制度の施行が近づく来年3月の状況を勘案し、このままでは制度の実施が困難であると判断した場合は、法施行の延期について与野党を含めた議員立法も視野に入れて次の段階の行動を考えていきたい旨の発言があった。

また、会長から単に制度に反対するのではなく、具体的な提案が必要であり、提案にあたっては、困難な状況を示すわかりやすいデータや国会、行政、建築士、設備技術

者等の関係者の合意が必要であるとの趣旨の説明があった。

以上の説明を基に協議の結果、本連合会として設備設計一級建築士による法適合確認制度の施行時期の延期の問題について、国会、行政、建築界、国民に対し理解が得られる対応方針等をまとめることとし、来年1月末までに各ブロックより対応方針及び運動方針についての意見提出を求め、2月常任理事会でその対応案をまとめることとした。

〈配付資料〉

資料1: 協議すべき事項(案)

関連資料: 建築設計に係るサポートセンターの設置構想について
(九州・沖縄ブロック協議会としての各単位会の意見)、日本経済新聞(平成20年12月22日)

■第37回 建築設計制度等対応特別委員会・ 第23回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年12月12日(金) 14:05～15:25

会 場 日事連会議室

出 席 者

〈建築設計制度等対応特別委員会〉

委 員 長 三栖 邦博

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、望月 淳一、
高津 充良

〈業務報酬基準ワーキンググループ〉

主 査 斉藤 俊夫

委 員 大池 真人、近藤 敏春、近藤 剛啓、
佐々木宏幸、立田 千秋、水谷 孝行

事務局: 北野、吉田、恩田、鈴木

(欠 席 者 建築設計制度等対応特別委員会

一岡本 賢副委員長 榊原 信一、佐野 吉彦)

〈配付資料〉

資料1: 12/3第4回中央建築士審査会の抜粋資料

資料2: 11/26第12回工事監理ガイドライン策定委員会幹事会の
抜粋資料

資料3:「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行に係る関係資料

議事1. 業務報酬基準改定案の中央建築士審査会での報告について(資料1)

中央建築士審査会での業務報酬基準改定案の状況について三栖委員長より報告、佐々木委員より補足報告があった。

- ・12月3日に中央建築士審査会が開催され、業務報酬基準(改定案)が提出された。新業務報酬基準は、平成21年1月7日に公布の予定である。
- ・審査会では、工事監理の部分には指導監督の項目は含まれる等の意見があった。
- ・複合用途については「複数の種類の混在する建築物は、本表には含まれない。」の表記がある。
- ・定期的な業務量等の見直しについては、(幹事会WG時に)国は、団体が最終的なデータとりまとめまで行った情報の利用は検討してもよいとの発言があった。
- ・新業務報酬基準と同時に与えられる予定の、国からの技術的助言(住宅局長通知)は幹事会WGでは検討しない。解説書は2月末を目途に幹事会WGで作成作業を進めている。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告について(資料2)

平成20年12月5日に開催された工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会合同会議等の状況について佐々木委員より主に以下の説明があった。

- ・委員会で資料として提出された工事監理ガイドライン(案)で、「工事監理」と「監理業務」部分について、工事監理の業務と建築士の独占業務をイコールとした方がよいとの日事連からの意見について、了承され、反映されることとなった。
- ・今後12月16日に幹事会WGが開催されるため、意見を入れることは可能である。同25日に策定委員会・同幹事会が開催され、最終的な確認を行う予定である。
- ・このガイドライン(案)は「工事監理」のみであり、他の各種監理業務に係るガイドラインについては今後の課題となっている。

報告等を踏まえ、工事監理ガイドライン(案)等について意見があれば、12月15日までに事務局へ提出し、佐々木委員へ連絡することとした。

議事3. 省エネルギー法改正に係るパブリックコメントへの意見の報告について

建築物に係る省エネルギー判断基準等の改正に係るパブリックコメントへの対応について事務局より主に以下の報告があった。

- ・当委員会、業務・技術委員会及び単位会に対し、意見の提出依頼を行った。これに対して単位会及び委員から意見提出があり、12月10日に開催された業務・技術委員会で検討を行い、意見を取りまとめの上、業務・技術委員長名で国交省へ意見提出を行う予定であることを確認した。

議事4. 住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準について(資料3)

住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準について高津委員より主に以下の説明があった。

- ・平成21年10月1日に住宅瑕疵担保履行法が完全施行され、新築住宅を引き渡す場合の供託・保険による資力確保の義務付けが開始される。現在5つの保険法人が指定されている。
- ・法の施行にあたって、現場検査員の確保(現場検査員講習の実施等予定)、保険窓口の設置、基礎・防水等の設計施工基準の見直し、業界団体と保険法人の対応状況についてのモニタリング、消費者向けPR活動等が課題とされている。
- ・住宅瑕疵担保保険における5つの指定保険法人の設計施工基準について、国交省は統一した基準で運用したい意向であり、建築関係団体に対して説明会を開催したいとのことであった。
- ・12月2日の全国会長会議にも当資料を提出し、単位会会長に意見照会を行ったが、現在のところ意見等の提出はない。12月10日の業務・技術委員会でも説明を行い、斉藤業務・技術委員が、業務・技術委員長と調整の上、検討内容を取りまとめて国交省へ提出することとしたい。

検討の結果、上記の手順で国交省へ検討内容を提出するこ

ととした。

議事5. その他

○次回委員会日程(建築設計制度等対応特別委員会)

平成21年2月6日(金) 10:00～12:00 日事連会議室

○業務報酬基準WGは、業務報酬基準に係る解説書等への対応で必要に応じて開催することとした。

■第3回 教育・情報委員会概要

日 時 平成20年12月18日(木) 13:10～15:30

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平(日事連理事)

委 員 高橋 邦雄、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、
中岡 数夫、福島 正継

事 務 局 北野芳男、恩田利昭、上原規子、市川貴之、
今泉光裕

特別出席 伊原 俊一((株)構造システム)

欠 席 者 担当理事 山崎 善利(日事連副会長)

〈配付資料〉

第2回 議事録

資料1:業務支援サービス提供プログラムの価格改定申請

資料2:平成21年度教育・情報委員会事業計画(案)

資料3-1:「建築CPD情報提供制度」への参加に係る検討について

資料3-2:「建築CPD情報提供制度」理解のためのQ&A

資料4:大学院実務経験審査委員会資料

資料5-1:「建築士定期講習」基本計画(20年度分)

資料5-2:「建築士定期講習」テキストについて

資料5-3:「建築士定期講習」講師説明会のご案内

資料6-1:「管理建築士みなし講習」受講状況

資料6-2: 平成21年度上期「管理建築士講習」実施計画

資料6-3:「管理建築士講習」テキスト(追補部分抜粋)

資料6-4:「管理建築士講習」標準時間割の変更

2009-2 日事連会務月報

資料6-5:緊急時対応にかかわる管理建築士講習の実施について

参考1:みなし告示、登録講習機関告示等

参考2:「開設者・属する建築士に対する研修」の基本的方向性と研修科目の例

1. 業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供価格変更について(資料1)

業務支援サービスソフトウェア(1次・2次診断パック [DOC-RC/SRC]・(株)構造システム)の提供価格変更について、資料1に基づき、事務局及びソフト提供会社担当の伊原氏より説明があった。

・改正建築基準法によるソフトのバージョン管理の厳格化、利用者サポートに関する費用等の増加に伴い利用料について、現行6,825円から13,650円(週/税込)に改定したい。
検討の結果、1次・2次診断パックの価格改定について了承し、1月15日に業務支援サービスのホームページに告知すると共に必要な事務作業を行うこととした。

なお、委員からソフトの技術的な質問があり、回答は伊原氏より文書(メール)で日事連を通じて行うこととした。
併せてセミナー等を開催する等、ソフトの普及に努めて欲しい旨を伊原氏に伝えた。

2. 21年度事業計画案について(資料2)

事務局より、21年度事業計画案について説明があった。

・法定団体としてふさわしい各種講習・研修制度の充実、建築CPD情報提供制度の導入に係る情報提供・サポート、業務支援サービスの普及推進、更には建築士事務所に関する情報収集・分析等を進めていくこととしたい。

○事務所協会会員事務所の基礎的データ調査は、法定の年次報告のデータを活用できないか。

ー基礎的データ調査は今年度行う予定がシステム構築段階で遅れている。年次報告データの活用は、法定外使用や調査のために構築中のシステムとの整合性、調査時期の問題で難しいのではないか。

検討の結果、資料2について2. CPD情報提供制度導入、「管理講習・開設者研修」(指定講習)の知事指定の継続要望に係る

一部文言を修正し、日事連の当該委員会に諮ることとした。

3. 建築CPD情報提供制度への対応等について(資料3-1、資料3-2)

事務局より、建築CPD情報提供制度への対応等及び、制度を理解するためのQ&A(資料3-2)について説明があった。

- ・前回(10/15)委員会で単位会での取り組み体制等について検討を行った。その後、委員長と事務局でも協議し、当委員会はもとより主として①、②について常任理事会での合意形成も必要であるとして当委員会で検討を行った。

①建築CPD情報提供制度への参加について、単位会がプロバイダとなることを日事連から依頼するのではなく、地域の事情を勘案し、単位会の自発的な参加を呼びかける形で進めたいこと。

②日事連が全国的に企画・開催する講習等は日事連がプロバイダとして、単位会が主として行う講習会等は単位会がプロバイダとなって講習プログラム申請・認定を行っていききたいこと。

- ・プロバイダが負担するプログラム認定手数料は、年間5万円(当該年度3月まで・回数制限なし)、または1プログラムごと5千円である。
- ・日事連を介した単位会のプログラム認定申請は、迅速な対応が難しいため行わない。
- ・日事連は単位会が制度へ参加する際は必要な情報提供などの協力を行うと共に講習会等のニーズの把握を行い、必要な講習等の企画につとめる。

説明に続き、主に以下の発言等があった。

○日事連を介してのプロバイダ登録はできないか。

○単位会の積極的な姿勢を示すためにも単位会がプロバイダ登録を行った方がよい。

○法定団体として積極的な建築CPD情報提供制度への参加は必要である。

検討の結果、単位会や制度を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて制度参加への対応は見直すこととするが、基本的には資料3-1の方針で資料等は委員長一任として2月20日の常

任理事会に資料を提出することとした。

4. 大学院における実務経験の審査基準等について(資料4)
佐野委員長より「大学院実務経験審査委員会」における、大学院における実務経験の事前確認審査状況及び大学院における実務経験の審査基準(案)の検討状況等について報告があった。

5. 建築士定期講習について(資料5-1～資料5-3)

事務局より主に以下の報告があった。

- ・平成20年度の単位会ごとの基本計画(資料5-1)、テキストの進捗状況として目次を確定する段階まで進んでいることについて報告があった。(資料5-2)
- ・講師説明会を東京で1月30日に、大阪で2月4日に開催することとしている(資料5-3)。開催時間が決まり次第単位会へ連絡する。なお、講師説明会と模範講習のDVDの作成を予定している。

6. 管理建築士講習について(資料6-1～資料6-5)

事務局より、管理建築士資格取得講習、管理建築士講習について主に以下の報告があった。

- ・管理建築士資格取得講習は約3万4千人の受講があり申込数に対して非常に高い受講率であった状況(資料6-1)等について報告があった。
- ・平成21年度上半期の単位会ごとの管理建築士講習実施計画(資料6-2)、改正建築士法に係る政省令部分を追補したテキストを作成したことについて報告があった。(資料6-3)
- ・管理建築士講習では、品質に関する科目の午前と午後の時間配分を変更する旨の報告があった。(資料6-4)
- ・管理建築士が不測の事態で不在となる場合の特例措置として行われる臨時建築士講習(DVD講習)について、都道府県の証明を添付した形で登録講習機関(財)建築技術教育普及センターが対応・開催することについて報告があった。(資料6-5)
- ・開設者・属する建築士に対する研修については、講習及び研修システム等整備ワーキングチームで基本的方向性が示されているが、今後単位会等のニーズ等の調査を行い、当委員会で

具体的な方策について今後検討していくこととしたい。

(参考-2)

7. その他

○次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成21年2月26日(木) 14:00～16:00 日事連会議室

※状況により日程調整を行うこととした。

■第2回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成20年12月10日(水) 14:00～16:40

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委 員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤 誠、宮崎清史、伊藤光洋、
三原秀樹

担当副会長:八島英孝

特別出席:(有)日事連サービス 中川孝昭

日事連事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

(配付資料)

資料1:平成20年度上半期事業報告

資料2:賠償責任保険関係資料

資料3:建築物に係る省エネルギー判断基準の改正についての
意見の提出依頼

資料4:四会連合協定契約書式の改訂版発行時期及び当面
の措置

資料5:建築技術基準・建築制度運用調査委員会及び各WGの
発足について

資料6:「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法
律」関係資料

資料7:ポータルセンターの体制について

資料8:中央建築士審査会-業務報酬基準(改定案)資料

資料9:四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び解説
書の発行について

資料10:(部外秘)工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会関係
2009-2 日事連会務月報

資料

資料11:平成21年度事業計画(案)

議事1. 平成20年度上半期事業報告について

○事務局より資料1により業務・技術に関する上半期の8項
目の事業について報告がなされ、確認した。

議事2. 建築士事務所賠償責任保険制度の現状報告等について

○(有)日事連サービス・中川氏が特別出席し、資料2に基づいて
賠償責任保険制度の加入状況が報告された。

・耐震診断事業の関係で東京会の加入が伸びている。全体
としては前月比27事務所の増加である。

・現在、土法改正に対応した保険内容の改訂作業を行って
いる。構造(設備)設計一級建築士が法適合確認を行った
場合や住宅瑕疵担保保険制度へのフォローができるよう検
討している。

○次のような意見が出された。

・加入率アップと保障の充実の両方が望まれるが、加入率を
一挙にアップすることはむずかしい。保険料が高くても保
障の充実を求める事務所もあると思われるので業務・技
術委員会で保険会社もまじえ、具体的に議論する必要が
ある。

・事例としてこのような金額の保障がされたなどの具体例
を提示してほしい。

→次回委員会で(有)日事連サービスより具体例を提出するこ
ととなった。

議事3. 建築物に係る省エネルギー判断基準の改正についての意
見の提出について

○国交省建築指導課より意見提出の依頼のあった省エネルギー
判断基準及び届出書式の改正内容につき業務・技術委員
会としての意見のとりまとめ方法などを検討した。

・現在提出されている単位会、業務・技術委員会、業務報酬
WG委員の意見などを上野副委員長がとりまとめ、12月15
日までに事務局宛送付することとした。事務局でパブリッ
グコメントの体裁にまとめ、業務・技術委員長名で国交省建築
指導課へ提出することとした。

議事4. 四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討状況等について

○四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討状況等につき資料4に基づき事務局より報告された。

- ・業務報酬基準の改定告示に示される標準業務内容との整合をはかるため、契約書式等の発行時期は平成21年2月中旬以降となる。
- ・現行の契約書式は11月28日の改正建築士法の施行後、同法と整合しない部分が生じるため、11月28日以降に使用する場合の注意点および改正建築士法第24条の8の「書面の交付」の書式について建築設計関係四会のホームページに掲載し対応を図った。

議事5. 建築技術基準調査委員会・建築制度運用調査委員会の状況報告について

○建築技術基準・制度運用調査委員会の発足と検討状況につき資料5により事務局より報告された。

- ・日事連からは業務・技術委員会、構造技術専門委員会より以下のように委員を派遣している。

構造基準調査WG－西構造技術専門委員会委員長

RC造SWG－太田構造技術専門委員会委員

S造SWG－関構造技術専門委員会委員

構造基準解説作成WG及びSWG－藤村構造技術専門委員会委員

基本問題調査WG－上野業務・技術委員会副委員長、西構造技術専門委員会委員長

- ・基本問題調査WGの当面の検討事項として日事連が提出した構造計算適合性判定業務の円滑化に係る3項目が挙げられている。

議事6. 住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準について

○「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行(平成21年10月1日施行)に係る状況が資料6により事務局より説明された。

- ・今後は設計施工基準に基づいて設計段階より配慮してい

かないと保険を受けられない可能性が出てくる。屋根の勾配などはデザインを制約するおそれもあり、国交省でも改善できるところは改善していくこととして近く建築関係団体に対して説明会を開催する予定である。斉藤委員が説明会に出席予定なので設計施工基準につき意見等があれば斉藤委員宛提出する。

- ・今後の進め方については、説明会後に問題点等を斉藤委員がまとめ、各委員にメールで送付して意見交換をし、最終的には委員長に一任することとした。

議題7. サポートセンター構想等について

○国交省建築指導課より建築設計サポートセンターの構想が示され、地方サポートセンターを事務所協会にお願いしたいとの要請を受けた旨、資料7により事務局より説明された。同課では年内に対応を決めたいとのことである。

- ・構造(設備)設計一級建築士は地方では資格者が少ないので紹介してもあまり意味がないのではないかと、職員数の少ない単位会には負担になるのではないかなど意見が出された。対応については臨時常任理事会に一任することとした。

議題8. 業務報酬基準改定の状況について

○中央建築士審査会において業務報酬基準(改定案)の審議がなされ、最終的な告示として公示されるのは来年の1月初旬となる予定であることを資料8により事務局より報告した。

- ・告示に示されない標準外業務は、通達等で大枠が示される予定。
- ・解説書は(財)建築技術教育普及センターより3月頃に出される予定。

議題9. 四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び重要事項説明解説書の発行について

○四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び重要事項説明解説書の発行について資料9により事務局より説明された。

- ・「重要事項説明内容等検討会」において四会推奨標準様式

「重要事項説明書」を作成、10月31日より四会のホームページ及び(財)建築行政情報センターホームページよりダウンロードを開始した。

- ・重要事項説明解説書「改正建築士法による重要事項説明のポイント」を11月20日に発行した。
- ・日事連では、今後単位会、ブロック協議会等で行われる講習会等にそなえ「重要事項説明のポイント」講師説明会を開催した。

議題10. 工事監理ガイドライン策定の状況報告について

○資料10により工事監理ガイドライン案の策定の状況について事務局より報告された。

- ・ガイドラインは12月末に公表される見通し。3月中にはパンフレット、マニュアル等が作成される。
- ・工事監理ガイドライン案は業務報酬基準の工事監理はこの程度が望ましいということを示したもので必要最低限のものである。

議題11. 平成21年度事業計画(案)について

○平成21年度事業計画(案)について資料11により以下の計画が事務局案として示され承認した。なお今後同案の修正、追加が生じる場合は、委員長、副委員長に一任し、常任理事会、総会に諮ることとした。

1. 建築設計・監理業務委託契約約款等改正についての対応
2. 業務報酬基準(建設省告示第1206号)の改定の普及および調査研究
3. 工事監理業務ガイドライン案の普及および調査研究
4. 構造技術基準調査委員会および建築制度運用調査委員会についての対応
5. 建築士事務所賠償責任保険制度の加入促進
○(有)日事連サービスとの連携強化
6. 業務・技術に関する講習の事業
○建築士事務所の業務としての震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会の継続実施
7. 技術者人件費に関する調査研究
8. 耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所の情報提供

9. その他、業務・技術に関すること

○構造技術専門委員会と業務・技術委員会の連携につき、上野副委員長より業務・技術委員会から構造技術専門委員会への委員の出席あるいは構造技術専門委員会委員長の業務・技術委員会への出席が必要ではないかとの意見が出され、次回委員会で方針を決定することとした。

◎次回委員会

平成21年2月25日(水)14:00～16:30 日事連会議室

■第2回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成20年11月10日(月) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長・野呂敏秋、副委員長・横須賀満夫、

委 員・沖野 覚、新井典夫、吉田勝則、下西伊佐男、

山下卓治、国吉真正

担当副会長・外木場久雄

〈配付資料〉

資料1: 日刊建設通信新聞社からの特集企画提案への対応及び国土交通省宛「改正建築士法」周知特集号発行に係る協力について

資料2: 憲章デザイン(案)

資料3: 平成20年度上半期事業報告(案)

資料4: 改正法周知ワーキングチーム残り業務

議 事

1. 憲章デザイン(案)について

改正法周知ワーキングチームでは、単位会に対し憲章デザイン(改行箇所、書体、枠)を提示する必要があるとして、デザイン(案)の検討を行い、資料2のとおり決定した。なお、憲章デザインを使用する際、憲章に単位会名を併記することについては単位会の判断に任せること、制定年月「平成20年5月」については、憲章に含めた形で決定されているため、表示することが了承された。

本日決定した憲章デザイン(案)を11月常任理事会に報告する

こととした。

2. 改正法周知ワーキングチームの進捗状況について

事務局より、前回委員会報告後のワーキングチームの作業状況の説明を行った。

前回委員会報告後の作業として①名刺・封筒等への「〇〇建築士事務所協会会員」表示の推奨(9月29日)及び②日事連ホームページに「入会案内」入口の設置(10月30日)が終了している。

残り業務については、順次作業に取りかかることとする。

なお、「略称(愛称)の検討」については、時期をみて検討することとしているが、「日事連」という略称を積極的にPRしたら良いのではないかと意見が出された。

また、作業項目にはないが、日事連バッジのPRを会員へは会誌で、単位会事務局へはバッジ販売の案内を定期的に行うこととした。

3. 上半期事業報告(案)について

事務局より、広報・渉外に関する平成20年度上半期事業報告(案)を説明し、内容を協議した結果、以下の修正を行い常任理事会に報告することとした。

- ・「建築士事務所キャンペーンの実施」に関する項目に、以下の一文を追加する。

セミナーテキスト「安心して家を建てるには」については、平成21年度に内容を改訂することとした。

4. 日刊建設通信新聞社からの特集企画提案への対応及び国土交通省宛改正建築士法周知特集号発行提案に係る協力について

日刊建設通信新聞社から、来年1月5日に日事連及び単位会が法定団体となることについての記念特集号の企画の申し出があった。

目的 行政、建築・土木関係団体、設計事務所等に建築士事務所協会及び連合会が法定団体となることを正しく理解してもらう。

頁数 2頁+特集部分の別刷り(1万部)

内容(案) 金子国土交通大臣コメント、対談(井上建築指導

課長・三栖会長)、関係団体会長コメント、改正建築士法のポイント

発行日 12月中旬

費用 105万円+別刷り10万5千円

会長より、広報活動の一環として本委員会で議論してほしいとの要請があったこと、また費用については上半期監査会で予算更正を行い、広報費の上乗せをして対応できる旨事務局から説明があり、協議の結果、以下のとおり決定した。

- ・特集を組むことについては了承する。
- ・新聞社提案の紙面内容に加えて、一般消費者が読んでもわかるような内容を盛り込んだ記事を掲載する。
- ・追加記事の具体的内容については、野呂委員長と事務局で相談の上決定する。

また、日刊建設通信新聞社が国土交通省に対して企画提案している、建築士制度の広報に係る経費負担に協力する旨の説明が事務局よりなされた。

次回委員会 平成21年1月20日(火) 13:30~16:00

■ 行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成21年

2月18日 総務・財務委員会

20日 常任理事会

23日 改正法周知ワーキングチーム

25日 業務・技術委員会

26日 教育・情報委員会、
四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款改正検討委員会

3月 2日 臨時常任理事会

3日 建築設計制度等対応特別委員会

6日 理事会、政研役員会

9日 構造技術専門委員会

13日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款改正検討委員会

24日 指導運営委員会

30日 予算総会、全国会長会議、常任理事会、
政研総会

(八重洲富士屋ホテル)

会 務 月 報

第312号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第8回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成20年12月19日(金) 15:00～17:00

会 場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、西倉委員、吉川委員、宮原委員

欠席者 大内副委員長、山崎委員、荻原委員

事務局:高津専務理事、北野常務理事、恩田、鈴木、前田、戸谷
千浜、松谷

1. 議題

1) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業報告・収支報告について

事務局より、第33回建築士事務所全国大会の実施報告及び収支報告等について資料1によって説明がなされた。各表彰、参加者数および収支決算の概要は次のとおりであった。

・日事連建築賞

国土交通大臣賞1作品、日事連会長賞1作品、優秀賞6作品
(一般建築部門4作品、小規模建築部門2作品)、奨励賞9作品
(一般建築部門4作品、小規模建築部門5作品)

・功労者表彰及び特別功労者表彰

年次功労者 日事連推薦4名、単位会推薦38名

特別功労者 4名

・式典・パーティ出席者

単位会参加数740名

(招待者内訳) 金子恭之国土交通副大臣、和泉洋人住宅局長他国土交通省関係者、住宅金融支援機構、関係団体等、賛助会員、事業関係 合計85名

・収支決算 収入合計19,775,668円 支出合計19,775,668円

2009-3 日事連会務月報

続いて、事務局より各委員や事務局から寄せられた第33回全国大会に対する主な意見の報告がなされた。全体としては概ね好評ではあったが、シボジムの時間配分やパーティの際のマナーなどについての改善が必要との意見が出された。

大会の総括と反省を行うと共に、シボジウム、大会式典、記念パーティ等の全体の運営方法等、大会参加者への誘導及び来賓に対する配慮も含め、次回以降の大会に向けて検討していくこととした。

2) 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

事務局より、平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について資料2によって次のような運営方針案、委員構成案などが示され、検討事項等の説明がなされた。委員構成については、当日の大会運営をより円滑に行うため委員の増員を図ることなどの変更が提案され了承された。

○具体的な運営方針

・開催日 (第1候補日)平成22年10月15日(金)

(第2候補日)平成22年10月1日(金)

・参加人数 大会参加及び記念パーティともに800名程度とする。

・会場 大会式典及び記念パーティともに帝国ホテル(東京・日比谷)

・参加費 大会式典及び記念パーティ併せて12,000円

・予算 大会参加費の合計と大会運営費の日事連支出1,100万円とする。

・運営体制 日事連事務局、近県へ協力依頼

○委員構成

委員長 日事連会長 (従来通り)

委員 日事連副会長(従来通り)

委員 東京会副会長2名(副会長2名から役員2名へ変更)

委員 神奈川会副会長1名(副会長1名から役員2名へ変更)

委員 千葉会副会長1名(副会長1名から役員2名へ変更)

更)

委員 埼玉会副会長1名(副会長1名から役員2名へ変更)

3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について
事務局より、第34回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料3によって説明がなされた。

委員構成については、日事連副会長を委員長、愛媛会会長を副委員長とする他、第33回全国大会特別委員会委員より1名選任されることになっており、協議の結果、大内副委員長を選任することとした。

(配付資料)

資料1: 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業報告・収支報告について

資料2: 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

資料3: 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

■第1回 全国大会運営特別委員会概要

日 時 平成21年2月3日(火) 13:30～15:20

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 山本茂男(高知)

副委員長 中岡数夫(愛媛)

委員 佐々木世希(愛媛)、眞木政経(愛媛)、
松井健治(大分)、大内達史(東京)、
田畑光三(福島)

オブザーバー 渡辺光司(福島)

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

○山本委員長、中岡副委員長の挨拶並びに委員の自己紹介が行われた。

1. 協議事項

(1) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業計画について

①委員会及び事務局の大会当日までのスケジュールについて

事務局より、委員会及び事務局の大会当日までのスケジュールについて資料1によって説明がなされ、大会当日までの準備事項等のスケジュールの確認をした。

②愛媛大会実施要項(案)について

佐々木委員より、大会実施要項(案)について資料2によって説明がなされた。

今大会では、埼玉大会、大分大会にならいパーティ参加費を1万円と設定したが、実際には一人当たり約2万円かかるとの報告があり、今後、全国大会を開催する単位会にかかる負担を考え、パーティ参加費の見直しを検討すべきとの意見が出された。

また、大会スローガンの「永久」にふりがなを付けてはどうかとの提案があり、検討の結果、パーティ参加費については12,000円に、大会スローガンの「永久」には「とわ」とふりがなを付けることを決め、修正した大会実施要項(案)を常任理事会に諮ることとした。

(愛媛大会概要)

・大会テーマ

建築に夢、地球に愛

・大会スローガン

夢～愛、永久との絆・建築創生

・大会期日

平成21年10月9日(金)

・大会会場

愛媛県県民文化会館(ひめぎんホール)

・参加費

大会参加費 4,000円、記念パーティ参加費 12,000円

・記念講演

『パネディスカッション』

「いで湯と城と文学のまち・日本一のまちづくり」

夏井いつき、松本啓治、大木正治、らくさぶろう、三栖邦博

『記念講演』

外尾悦郎(九州大学客員教授、サクラファミリー主任彫刻家)

・収支予算

収入合計62,000,000円 支出合計62,000,000円

③大会参加予定者数調査について

眞木委員より、大会参加予定者数予備調査について資料3によって説明がなされた。事前に単位会からの大会及び記念パーティの出席予定者の概数把握をしておくため、2月中に愛媛会より単位会宛に調査依頼を行い、3月末日までに回答をもらうこととした。

2. 次回委員会の開催について

次回委員会の開催は、7月28日(火)13:30～16:30とした。

(配付資料)

資料1 委員会及び事務局の大会当日までのスケジュールについて

資料2 大会実施要項(案)について

(参考) 第32回建築士事務所全国大会(大分大会)収支計算書、次第等

資料3 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の参加予定者数の予備調査について

■第38回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年2月6日(金) 10:00～12:20

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
望月 淳一、高津 充良

特 別 出 席 宮原 浩輔

事 務 局:北野、恩田、吉田、鈴木、上原

(欠 席 者 委員 佐野 吉彦)

〈配付資料〉

資料1-1:工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会関係資料

資料1-2:工事監理ガイドライン(案)に対する意見書(事務局案)

資料2:設計者のための法適合確認検討会関係資料

資料3:「新しい業務報酬基準」の解説書 構成について

議事1. 工事監理ガイドライン(案)のパブリックコメントの対応について(資料1-1、資料1-2)

岡本副委員長より工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会の報告、佐々木委員より内容の詳細な報告があった。

・工事監理ガイドライン(案)に関するパブリックコメントの募集が2月16日まで行われている。日事連としての対応も検討する必要がある。

・工事監理ガイドライン(案)解説書(建築士向け)のイメージ及びパンフレット/リーフレット(建築主向け)が策定委員会・幹事会で検討されており、本年3月に配布される予定である。

・解説書及びパンフレット/リーフレットにもQ&Aが記載される予定であり、検討が行われている。

続いて工事監理ガイドライン(案)解説書・パンフレット等に関する意見、工事監理ガイドライン(案)(パブリックコメント)に対する意見書の各事務局案等について吉田調査役より資料について説明があった。

以上の報告・説明に続いて主に以下のような発言があった。

○パンフレット/リーフレットには、建築士事務所や建築士事務所に所属する建築士概念及び事務所に所属する建築士が工事監理を行うことをわかりやすく明記する必要がある。

○施工図を工事監理者がどの程度までチェックする必要があるかは、これまでも随分議論があり、「品質記録の確認」となった経緯がある。

○工事監理の方法における「施工図の確認」、「施工計画の確認」の意見について、設計図書に定めのある施工図を作成しているか否か、設計図書と整合しているか否か確認しないと、その施工図をもとに施工し、施工図と施工が整合していることの品質記録を見ただけで工事と設計図書を確認したことに変えてしまってもよいのか。

○告示後の主要都市で行った説明会では、設計図書との照合は、具体的に施工図は作られており、これで確認が合理的である場合は施工図を使ってよいという説明があ

り、施工図の取扱いについて委員会・幹事会で議論するためにも意見した方がよい。

○「施工図、施工計画書等と設計図書の整合性を確認していることが前提となる」ことは施工者が確認する場合もあれば、工事監理者が確認する場合もある、これは「設計図書の定めによる」ということでよい。

検討の結果、工事監理が「ドライン(案)解説書イメージ」及び「ペンレット/リーフレットイメージ」については、本委員会の検討内容及び委員会・幹事会の意見等を踏まえて佐々木委員がとりまとめた資料を当委員会委員にメールで意見照会することとし、意見等があれば、佐々木委員へメールで連絡し、佐々木委員がとりまとめた上、2月26日の委員会・幹事会に意見を出すこととした。

また、工事監理が「ドライン(案)（パブリックコメント）に対する意見書」については、本日の検討内容を踏まえ、修文して、会長名で提出することとした。

※その後の文書修正の協議において、認識の再整理を行った結果、その必要性が弱くなったため、文書により委員長長の了解を得て意見書は提出しないこととなった。

議事2. 設計者のための法適合確認が「ドライン」策定について（資料2）

平成21年1月29日に第1回が開催された設計者のための法適合確認検討会について特別出席の宮原氏より報告がなされた。

- ・当初は「設計者のための法適合確認が「ドライン」策定委員会」（仮）としての招集だったが「設計者のための法適合確認検討会」として第1回が開催され、委員会の目的、検討体制、スケジュール等の概要説明があった。
- ・5月27日から適用される構造/設備一級建築士制度における関係規定への適合確認について、対象となる建築物の考え方、具体的な運用について検討し、円滑な運用が図られるための方策をとりまとめ、講習会等の周知を行うこととして成果物としてテキストを作成することとしている。

- ・次回は2月27日。3月末までに国へ運用について報告（ガイドライン的成果物含む）、4月以降講習会を含め、周知が開始される予定である。

宮原氏が引き続き次回も当委員会に出席し、検討会等の報告を行い、日事連の対応について検討することとした。必要があれば逐次委員に意見照会・情報提供をおこなうこととした。

議事3. 国土交通省告示第15号（業務報酬基準）の解説書の進捗状況について（資料3）

国土交通省告示第15号（業務報酬基準）の解説書の進捗状況について佐々木委員より報告がなされた。

- ・「新しい業務報酬基準」の解説書を業務報酬基準再開WGで検討を行っており、9日のWGで追加業務及び記載内容Q&A対応の検討を終了し、解説書に反映させ25日WGでゲラを確定する予定。3月下旬より講習会を開催する予定。
- ・解説書を国土交通省監修とする予定だが、内容の解説ではなく、例示程度として記載分量を少なく掲載することとなることが想定されている。監修にならない場合（財）建築技術教育普及センター名で委員会名が記載されることがえられる。

検討の結果、解説書については、記載されるべき内容がなければ、新たな解説書が必要となってしまうため、監修せずに団体名を記載する方向とした。また、資料3のP. 39「新たな業務報酬基準における業務の位置づけ」の図は、「※設計前の段階において実施されていることが前提」の部分はすでに削除されているはず。調査、企画等に係る業務は設計前段階のみではないこととして図式を修正する必要がある。局長通達と整合していない部分をWGでのべることとした。

WG資料データを当委員に送付し、2月25日のWGに間に合うように佐々木委員へ意見を提出することとした。

議事4. その他

○公共建築積算要領の見直しが行われている。設計3会として依頼度について見直しの要望をしている。その後の状況について2月10日に国を交えて公共建築設計懇談会

意見交換会を行うことにしており、日事連からは岡本副委員長、佐々木委員が出席することとしているため、今後の委員会で報告することとしたい。

○次回委員会日程

平成21年3月3日(火)9:30～12:00 日事連会議室

■独立行政法人住宅金融支援機構

適合証明業務登録制度運営委員会概要

日 時 平成21年2月12日(木)11:00～12:00

会 場 日事連会議室

出席者

運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構 理事 合田純一

委 員 国土交通省 住宅局建築指導課長 井上俊之

代理出席:同課企画専門官 宿本尚吾

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室長 池田和政

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査指導グループ長 城野敏江

〃 住宅金融支援機構 業務推進部

業務推進グループ長 古賀秀敏

〃 沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関克也

代理出席:同部企画調整課 狩俣利奈

〃 (社)日本建築士事務所協会連合会 会長 三栖邦博

〃 (社)日本建築士会連合会 専務理事 山中保教

代理出席:総務部長 木村行道

(欠席 国土交通省住宅局総務課 民間事業支援調整室長

瀬口芳広)

住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査指導グループ 総括調査役 藤野晶成

日事連事務局 高津、北野、恩田、鈴木、前田

〈提出資料〉

資料1:平成21年度適合証明業務登録機関事業計画(案)

資料2:平成21年度適合証明業務登録機関特別会計収支予

算書(案)

2009-3 日事連会務月報

資料3:平成20年適合証明技術者の新規・更新登録者集計
一覧

参考:平成21年1月制度改正事項の業務講習会について

◎出席者紹介

◎冒頭、合田委員長より住宅金融支援機構の近況状況報告

議題1. 平成21年度事業計画及び収支予算について

○日事連事務局より、資料2及び資料3に基づいて説明がなされた。

・平成21年度事業計画(案)については、住宅金融支援機構審査部の担当者と確認をとりつつ計画を立案した。

平成21年度は定期の新規・更新登録の受付年度にあらず、通常業務として計画をたてている。

・平成21年度収支予算書(案)については、収入の部において、追加登録者を100名見込み計上した。

また、特定預金取崩収入の中で、財政安定積立預金取崩収入4,000万円を計上し、当年度の支出に充てることにした。

〔質疑〕

・財政安定積立預金は現在どのくらいの預金があるか。

ー平成21年3月末の決算で約4,700万円を推定している。

・日事連の3会計のうち、適合証明業務特別会計の支出で人件費、事務所費の負担割合を22%としているが、今後会計の収支のバランスを考え、妥当性のある負担割合を今後検討していただきたい。

ー適合証明業務特別会計の支出において人件費、事務所費の負担割合は、平成9年から日事連全体の収入割合を換算して22%に按分してきている。

登録制度は以前、平成6年には特定業務事務所登録とは別に優良中古マンションの登録制度が創設され、2本の登録制度が存在していた。同登録制度は、平成9年の登録を最後に終了し、平成12年度から1本化されることにより収入が減るということを勧告して22%の按分をしている。

過去の推移でみると、平成9年～19年の11年間の収入わ

平均では、約21.9%となり、約22%になっているということで、その点では見込みどおりの収入割合となってきた。

この按分については、時期も経過してきたので、今後見直しをしていきたいと考えている。但し、短い期間で按分をその都度変えていくのは会計上好ましくないということも考えている。

負担割合については、次年度の課題として実状を精査して検討していくこととする。

○協議した結果、資料1及び資料2に基づき原案の通り承認した。

議題2. その他

○平成20年度適合証明技術者の登録状況について

日事連事務局より、資料3を提出し、各都道府県別の建築士及び建築士事務所の登録状況について報告がなされた。

[質疑]

・新規の登録者が16.2%となっているが、どのような広報等で登録受付があることを知ったか、また、どのような理由で登録をされたか。このことを調査して、今後の新規登録者を増やす方法として参考にできるのではと思われる。

一調査方法としては、登録講習時にアンケートを回収しているので、今後の講習時に前記項目を作り調査していくこととする。

○平成21年1～2月に行っている制度改正事項の適合証明技術者業務講習会について、住宅金融支援機構より参考資料を提出し、参加状況等について報告がなされた。

■ 行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成21年

3月18日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約
約款改正検討委員会、
政研監査会

24日 指導運営委員会

30日 通常総会（予算総会）、全国会長会議、
常任理事会、政研総会
（八重洲富士屋ビル）

4月 3日 会誌編集専門委員会

9日 建築設計制度等対応特別委員会

13日 構造技術専門委員会

14日 広報・渉外委員会

15日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約
約款改正検討委員会

22日 教育・情報委員会

会 務 月 報

第313号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年3月 通常理事会概要

1. 日 時 平成21年3月6日(金)13:30～16:00

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 30名(内、表決委任状提出者7名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

理 事 秋野卓生、上野浩也、上原伸一、大野和男、
河野久、野呂幸一、水庭武宣、
宮原克平、村山高文、横須賀満夫、

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

副会長: 山崎善利

理 事: 浅野善治、計良光一郎、定行まり子、須賀川勝、
馬場錬成、割田正雄

欠席者

常任理事: 木村 旭

理事: 水谷達郎、森野美徳、山中保教

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

原田照行常任理事、山田美光常任理事

(2) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件

(平成21年2月20日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、担当委員長及び事務局よりつぎの説明がなされた。

① 日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員の決定の件

日事連建築賞募集要項の一部改正及び日事連建築賞選考委員会委員について資料1の通り決めた。

募集要項の主な改正内容は、年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行ったこと、また、選考委員会委員関係では委員の石川哲久氏を柳沢厚氏に変更し、他の委員全員を再任した。近年日事連建築賞への応募単位会数が横這いの状況である。同賞は会員事務所の資質向上のための重要な事業と位置づけ、応募の促進を図るため今回、新たに同賞の募集要項カーパンフレットを作成し、全ての単位会から応募がなされるよう地元で積極的に広報するために、各単位会へ配布した。また、配布した募集要項カーパンフレットをこの応募の機会に未加入事務所の加入の促進活動に有効活用していくこととした。

② 「建築CPD情報提供制度」の活用方針の決定の件

「建築CPD情報提供制度」の活用方針について資料2の通り決めた。

建築に係るCPDについては、建築関係団体で自主的に行っているCPD制度が、各団体で個別に運営がな

されている。しかし、本連合会にはCPD制度を設けていないため、今後どのようにCPDに取り組んでいくかが課題となっている。このような状況のなか関係団体による既存のCPD制度を活用・統合した「建築CPD情報提供制度」(事務局：(財)建築技術教育普及センター)が平成18年に創設されている。これは、建築士等の研修としてふさわしい講習等を予め認定し、その情報を公開するとともに、制度参加登録者が、認定された講習等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じてその実績を証明する制度であり、建築等関係団体により構成される「建築CPD運営会議」で運営している。

同制度は、国土交通省が官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の受注者選定に、また、一部の地方公共団体においても、設計者選定の評価で同制度の受講実績評価の活用をするなど年々同制度の活用が拡大している。

このような背景から、常任理事会では教育・情報委員会での提案を受けて、本会のCPDへの取組み方針として、当面、同制度の活用が、建築士事務所に所属する建築士にとって将来的に有意義なことであると判断し、これを活用することとした。同制度の活用のうち、日事連及び単位会が実施する講習のプログラム認定申請に係る業務については、資料2の方針で対処することとした。

議長より、以上の常任理事会で決定した①及び②の議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 設備設計一級建築士制度についての今後の対応の承認の件

専務理事より、建築設計サポートセンターの動き及び設備設計一級建築士制度についての今後の対応について資料3によって次の趣旨の概要説明がなされた。

昨年12月に国土交通省より、改正建築士法の円滑な施行のため、日事連及び単位会に対しサポートセンター構想へ

の協力要請があった。日事連では12月22日に臨時常任理事会を開催し、対応を協議した結果、①中央及び地方サポートセンターの設置には協力する。②設備設計一級建築士制度への対応については、各ブロックで協議し、集約した意見をもって2月の常任理事会で協議することとなった。その後サポートセンターについては、本年1月19日に一般社団法人新・建築士制度普及協会が設立され中央サポートセンターの中核機関として設立された。会員は日事連を含む建築関係9団体で構成され、会費は平成20年度より毎年20万円で、事業は主として設計・法適合確認の支援、建築士法等の相談対応、制度の普及等である。1月28日には建築設計サポートセンター業務説明会が開催され、日事連及び各県の建築士事務所協会から参加し、国交省、ICBA及び新法人が主に地方サポートセンターの業務内容、契約手続等について説明がなされ、2月中旬の設置を要請し、2月16日を最後に全ての都道府県で建築設計サポートセンターが開設された。

次に改正建築士法の設備設計一級建築士制度の円滑な施行への対応については、2月20日の常任理事会、さらに追加して開催した3月2日の臨時常任理事会で各ブロック協議会からの意見や同制度への他団体の動向及び与野党の国会情勢などを基に協議がなされ、常任理事会としての対応方針を次のとおり決定した。

①法適合確認支援団体に対する支援等、中央サポートセンターの機能強化、②法適合確認マニュアルの早期提示、③公共建築における発注者の対応の適正化、④地方における設備設計一級建築士の数の確保のための継続的な取組の強化、⑤制度の施行に関する状況の継続的な把握と建築士事務所の業務に支障が生じないための対応策の実施。

以上の事項を骨子とする要望書をまとめ、国土交通省に対し速やかに同制度の円滑な施行に向けて要望することとし、その文言については会長及び事務局に一任することとした。次に外木場副会長から、常任理事

会では各ブロック協議会から数多くの意見が出されたが、諸般の状況から法の施行延期の要望はせずに、国土交通省宛に設備設計一級建築士制度の運用等の改善要望を提出することによって、現実的な対応をとることとした旨の補足説明があった。

議長より、設備設計一級建築士制度についての今後の対応方針について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について

第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について山本全国大会運営特別委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマ「建築に夢、地球に愛」、大会スローガン「夢～愛、永久との絆・建築創生」として平成21年10月9日に松山市で開催する。

大会行事はパネディスカッション、記念講演、大会式典、日事連建築賞展示、記念パーティが予定されている。また、大会参加費4,000円、記念パーティ参加費12,000円とし、収支予算総額は6,200万円となっているとの説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

4) APECアジェンダ中央評議会の事務局経費の負担について

APECアジェンダ中央評議会の事務局経費の負担については、平成20年度に求められる事項としてメキシコが事務局を担当した2007及び2008年の2か年分の経費の日本負担分のうち、関係団体として応分負担としての94,368円を負担すること。また、平成21年度以降についても同様の分担割合で毎年負担することなどが、専務理事より資料5によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

5) 建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置の承認

の件

建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について資料8により、専務理事から次の趣旨の説明がなされた。

日事連構成員事務所に対し建賠保険(建築士事務所賠償責任保険)への加入の普及及び日事連サービスとの連携を図る他、建賠保険制度内容の改善等について継続的検討を行うことを目的として業務・技術委員会の下に(仮称)建賠保険等調査専門委員会を設置したい。委員構成は業務・技術委員会担当副会長、副委員長、総務・財務委員会委員長及び東京会、大阪会、千葉会、神奈川会所属の委員等で構成される。任期は2年とし、年間3～4回程度開催予定である。

これに関連し、改正土法で規定された法適合確認業務が建賠保険の対象となるかどうか、場合によっては同保険の制度改善が必要となるのではないかなど注意して行く必要があるとの意見があった。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

6) 第51回通常総会議案の承認の件

①平成21年度事業計画の承認の件(第1号議案)

平成21年度事業計画案について資料7により各常置委員会委員長及び専務理事から次の趣旨の説明がなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

また、改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行う。

主な事項としては、管理建築士講習及び所属する建築士のための定期講習の実施協力機関として

の実施、建築士事務所に対する苦情相談の実施、改正建築士法等の周知及び広報活動、建築士事務所キャンペーン事業等を実施する。

議長より、平成21年度事業計画について諮ったところ異議なく、資料7のとおりこれを承認し、第51回通常総会で第1号議案として提案することを決定した。

②平成21年度収支予算の承認の件(第2号議案)

平成21年度収支予算案について各科目の収支予算案の説明及び一般会計と2つの特別会計の3会計合計の収支について資料8によって事務局より説明がなされた。

3会計の収支予算案合計は、事業活動収入では、会費収入179,310,000円、事業収入142,530,000円、雑収入、2,320,000円、特定預金取崩収入70,050,000円、合計394,210,000円となっている。事業活動支出では、事業費305,110,000円、管理費99,240,000円、特定預金支出26,710,000円、合計431,060,000円となり、予備費支出は7,150,000円、前期繰越収支差額44,000,000円となっている。

議長より、平成21年度収支予算について諮ったところ異議なく、資料8のとおりこれを承認し、第51回通常総会で第2号議案として提案することを決定した。

7) 第51回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第51回通常総会等の日程及び運営について資料9により次の概要説明がなされた。

平成21年3月30日(月)

会場：八重洲富士屋ホテル2F・桜の間

11:00～13:15 3月常任理事会(3F・紅葉の間)

13:30～15:30 第106回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:15 第51回通常総会

(平成21年度予算総会)

16:20～17:00 第35回日事政研総会

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料9のとおりこれを承認した。

(3) 報告事項

1) 最近の建築関係に係る国等の動向について

最近の建築関係に係る国等の動向について、主として

①建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会の設立等、②設計者のための法適合確認検討会、③業務報酬基準関係、④工事監理ガイドラインの策定、⑤住宅瑕疵担保履行法責任保険の設計施工基準等の動きについて資料10によって、専務理事より報告がなされた。

2) 法定講習の実施状況について

法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の既に実施した講習受講者数及び今後実施する講習受講受付人数等の実施状況等について資料11によって事務局より報告がなされた。

3) 岐阜県での管理建築士講習の実施について

昨年11月岐阜県建築士事務所協会より本連合会に対し、岐阜県での管理建築士講習の実施について講習実施委託費の増額のお願い文書が送付された。この件について会長等と協議し、昨年12月、本連合会より岐阜県建築士事務所協会に対し、条件内容の変更はできない旨の回答を行った。その後本年1月に岐阜県建築士事務所協会より平成21年度の管理建築士講習の実施を従来と同一条件で日事連より受託する旨の回答があったことの報告が資料12によって、事務局よりなされた。

4) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報告について

昨年10月3日に開催した、第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果について、大会参加者740名、パティ参加者825名、収支結果は19,775,668円となった旨の報告が資料13によって事務局よりなされた。

5) 平成21年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成21年度の主な会議日程(予定)について資料14によって事務局より報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成20年11月末日から平成21年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料15の通り。

平成20年11月30日現在

正会員46団体、構成員14, 710事務所、賛助会員5社

平成20年12月31日現在

正会員46団体、構成員14, 739事務所、賛助会員5社

平成21年1月31日現在

正会員46団体、構成員14, 877事務所、賛助会員5社

〈配付資料〉

資料1:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料2:「建築CPD情報提供制度」の活用方針について
(ご案内)

資料3: 建築設計事務所センターの動き及び設備設計一級建築士制度についての今後の対応について

資料4: 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項
(案)

資料5: APEC7-キヤト中央評議会の事務局経費の負担について

資料6: 建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について

資料7: 第1号議案 平成21年度事業計画承認の件

資料8: 第2号議案 平成21年度収支予算承認の件

資料9: 第51回通常総会及び第106回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料10: 最近の建築関係に係る国の動向等について

資料11: 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料12: 平成20年度管理建築士資格取得講習について(お願い)

資料13: 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書

資料14: 日事連・平成21年度主な会議日程(予定)

資料15: 会員・構成員異動報告書

■平成21年2月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年2月20日(金)13:30～16:35

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 13名

(内、表決委任状提出者1名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、外木場久雄、
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、
山田美光

欠席者(表決委任者) 山本茂男副会長

欠 席 者 佐野吉彦常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

野呂敏秋常任理事、原田照行常任理事

(2) 議事進行役の選任

今回の議事進行は鈴木誠一副会長が行うこととなった。

(3) 専決事項

1) 日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員の決定の件

事務局より、日事連建築賞募集要項の一部改正及び日事連建築賞選考委員会委員について資料1により次の通り説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行ったこと、また、選考委員会委員関係では委員が石川哲久氏から柳沢厚氏に変更した。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料1のとおり日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員を決定した。

なお、同賞は会員事務所の資質向上のための重要な事業であり、また、この応募を機会に加入の促進を図ることも可能であるので、是非各単位会から応募がなされるよう地元で積極的に働きかけてほしい旨の発言があり、了承された。

2) 「建築CPD情報提供制度」の活用方針の決定の件

事務局より、教育・情報委員会で検討した「建築CPD情報提供制度」の活用方針について資料2によって次の通り説明がなされた。

建築に係るCPDについては、建築関係団体で自主的に行っているCPD制度が、各団体で個別に運営がなされている。しかし、本連合会にはCPD制度を設けていないため、今後どのようにCPDに取り組んでいくかが課題となっている。このような状況のなか関係団体による既存のCPD制度を活用・統合した「建築CPD情報提供制度」(事務局:(財)建築技術教育普及センター)が平成18年に創設されている。これは、建築士等の研修としてふさわしい講習等を予め認定し、その情報を公開するとともに、制度参加登録者が、認定された講習等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じてその実績を証明する制度であり、建築等関係団体により構成され

る「建築CPD運営会議」で運営している。

同制度は、国土交通省が官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の受注者選定に、また、一部の地方公共団体においても、設計者選定評価で同制度の受講実績評価の活用をするなど年々同制度の活用が拡大している。

このような背景から、教育・情報委員会では、本会のCPDへの取り組み方針として、当面、同制度の活用が、建築士事務所に所属する建築士にとって将来的に有意義なことであると判断し、これを活用することとした。同制度の活用のうち、日事連及び単位会が実施する講習のプログラム認定申請に係る業務については、資料2の方針で対処することとした。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料2のとおり「建築CPD情報提供制度」の活用方針を決め、その方針を単位会に通知することを決定した。

これに関連した質疑は以下のとおりであった。

法定講習は「建築CPD情報提供制度」の実績になるか。

―法律で定められた講習(資格取得講習や定期講習)は実績として認められていない。

建築士会のCPD制度に参加していれば全て「建築CPD情報提供制度」として認められるか。

―建築士会等で自主的に行っている制度の全ての講習が「建築CPD情報提供制度」のプログラムとして認められているわけではない。

(4) 協議事項

1) 平成21年度事業計画案について

平成21年度事業計画案について資料3により、次の趣旨の説明が事務局よりなされ協議された。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な

監督体制の確立に向けて活動する。

また、改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行う。

主な事項としては、管理建築士講習及び所属する建築士のための定期講習の実施協力機関としての実施、建築士事務所に対する苦情相談の実施、改正建築士法等の周知及び広報活動、建築士事務所キャンペーン事業等を実施する。

協議の結果、原案を了承し、資料3の平成21年度事業計画案を3月通常理事会に提案することを決めた。

なお、事業計画には特に記載はしないが2011年に実施されるUIA東京大会や建築士試験の大学院における実務試験審査等についても必要に応じて担当する委員会(前者は広報・渉外委員会、後者は教育・情報委員会)で検討していくこととした。

2) 平成21年度収支予算案について

平成21年度収支予算案について各科目の収支予算案の説明及び一般会計と2つの特別会計の3会計合計の収支について資料4により事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案合計は、事業活動収入では、会費収入179,310,000円、事業収入142,530,000円、雑収入、2,320,000円、特定預金取崩収入70,050,000円、合計394,210,000円となっている。事業活動支出では、事業費305,110,000円、管理費99,240,000円、特定預金支出26,710,000円、合計431,060,000円となり、予備費支出は7,150,000円、前期繰越収支差額44,000,000円となっている。

協議の結果、原案を了承し、資料4の平成21年度収支予算案を3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 建築設計サポートセンターの動き及び設備設計一級建築士制度についての今後の対応について

専務理事より、建築設計サポートセンターの動き及び設備設計一級建築士制度についての今後の対応について資料5によって次の趣旨の概要説明がなされた。

本年1月19日に一般社団法人新・建築士制度普及協会が設立され中央サポートセンターの中核機関として設立された。会員は建築関係9団体で構成され、会費は平成20年度より毎年20万円で、事業は主として設計・法適合確認の支援、建築士法等の相談対応、制度の普及等である。1月28日は建築設計サポートセンター業務説明会が開催され、各県の建築士事務所協会が参加し、国交省、ICBA及び新法人からサポートセンターの業務内容、契約手続等について説明がなされ、2月中旬の設置を要請し、2月16日を最後に全ての都道府県で建築設計サポートセンターが開設された。

次に国交省が行っている改正建築士法等の円滑施行に向けた取組みの全体像の説明及び設備設計一級建築士関連の資料等の説明がなされた。

次に改正建築士法の設備設計一級建築士制度の円滑な施行に係る課題等各ブロック協議会の意見が各ブロック協議会選出の副会長、常任理事から述べられた。

協議の結果、この常任理事会では、他にも重要な協議事項が多くあること、またこの問題について未だ決定していないブロック協議会の意見もあるため、この問題について再度常任理事会を開催し、十分に時間をとって協議することとし、臨時常任理事会を3月2日に開催することとした。また、当日までに各ブロック協議会の幹事会が意見をまとめた内容を提出し、再度協議して日事連の対応をまとめることとした。

4) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について

第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマ「建築に夢、地球に愛」、大会スローガン「夢～愛、永久との絆・建築創生」として平成21年10月9日に松山市で開催する。

大会行事はパネディスカッション、記念講演、大会式典、日事

連建築賞展示、記念パーティが予定されている。また、大会参加費4,000円、記念パーティ参加費12,000円とし、収支予算総額は6,200万円となっているとの説明がなされた。

協議の結果、第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)については資料6の通り原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

5) APECアーキテクト中央評議会の事務局経費の負担について

APECアーキテクト中央評議会の事務局経費の負担については、平成20年度に求められる事項としてマシコが事務局を担当した2007及び2008年の2か年分の経費の日本負担分のうち、関係団体として応分負担としての94,368円を負担すること。また、平成21年度以降についても同様の分担割合で毎年負担することなどが、専務理事より資料7によって説明がなされた。

協議の結果、APECアーキテクト中央評議会の事務局経費の負担については資料7の通り原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

6) 建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について

建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について資料8により、常務理事から次の趣旨の説明がなされた。

業務・技術委員会の下に日事連構成員事務所に対し建賠保険(建築士事務所賠償責任保険)への加入の普及及び日事連サービスとの連携を図る他、建賠保険制度内容の改善等について継続的検討を行うことを目的として(仮称)建賠保険等調査専門委員会を設置したい。委員構成は業務・技術委員会担当副会長、副委員長、総務・財務委員会委員長及び東京会、大阪会、千葉会、神奈川会所属の委員等で構成される。任期は2年とし、年間3～4回程度開催予定である。

協議の結果、建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置については資料8の通り原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

7) 第51回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第51回通常総会等の日程及び運営について資料9により次の通り説明がなされた。

平成21年3月30日(月)

会場: 八重洲富士屋ビル2F・桜の間

11:00～13:15 3月常任理事会(3F・赤松の間)

13:30～15:30 第106回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:15 第51回通常総会

(平成21年度予算総会)

16:20～17:00 第35回日事政研総会

協議の結果、原案を了承し、資料9の第51回通常総会等の日程及び運営を3月通常理事会に提案することを決めた。

8) 3月通常理事会の議題等について

3月通常理事会の議題等について資料10により事務局より説明がなされ、協議の結果、資料10を3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(5) 報告事項

1) 最近の建築関係に係る国等の動向について

最近の建築関係に係る国等の動向について、主として①建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会の設立等、②設計者のための法適合確認検討会、③業務報酬基準関係、④工事監理ガイドラインの策定、⑤住宅瑕疵担保履行法責任保険の設計施工基準等の動きについて資料11によって、専務理事より報告がなされた。

2) 法定講習の実施状況について

法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の既に実施した講習受講者数及び今後実施する講習受講受付人数等の実施状況等について資料12によって事務局より報告がなされた。

3) 岐阜県での管理建築士講習の実施について

岐阜県での管理建築士講習について岐阜県建築士事務

所協会より11月20日付けで講習実施委託費の増額の
お願いが送付された。この件について会長等と協議し
た結果、昨年の通常理事会で決定した条件内容の変更
はできない旨の回答を12月5日付けで行った。その際
に管理建築士講習の実施の意向について回答を本年1
月30日までにするよう求めた。その結果、本年1月27日
付けで実施する旨の回答がなされたことについての
報告が資料13によって、事務局よりなされた。

4) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報
告について

昨年10月3日に開催した、第33回建築士事務所全国大会
(東京開催)の実施結果について、大会参加者740名、パ
ーティ参加者825名、収支結果は19,775,668円となった旨
の報告が資料14によって事務局よりなされた。

5) 平成21年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成21年度の主な会議日程(予定)について資
料15によって事務局より報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成20年11月末日から平成21年1月末の会員及び構成
員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資
料16の通り。

平成20年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,710事務所、賛助会員5社

平成20年12月31日現在

正会員46団体、構成員14,739事務所、賛助会員5社

平成21年1月31日現在

正会員46団体、構成員14,877事務所、賛助会員5社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局
長よりそれぞれ資料17、資料18により報告がなされ
た。

<配付資料>

資料1:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料2:「建築CPD情報提供制度」の活用方針について

資料3:平成21年度事業計画(案)

資料4:平成21年度一般会計予算内訳書(案)

資料5:建築設計事務所センターの動き及び設備設計一級建築
士制度についての今後の対応について

資料6:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項
(案)

資料7:APECアーキテクト中央評議会の事務局経費の負担につ
いて

資料8:建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置につ
いて(案)

資料9:第51回通常総会及び第106回建築士事務所協会全
国会長会議等の日程と運営について

資料10:平成21年3月通常理事会開催通知

資料11:最近の建築関係に係る国の動向等について

資料12:法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実
施状況等について

資料13:平成20年度管理建築士資格取得講習について(お
願い)

資料14:第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報
告書

資料15:日事連・平成21年度主な会議日程(予定)

資料16:会員・構成員異動報告書

資料17:後援、協賛名義使用の件

資料18:経過報告

■平成21年3月 臨時常任理事会概要

1. 日 時 平成21年3月2日(月)13:30~15:35

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 13名

(内、表決委任状提出者1名含む)

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副会長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、外木場久雄、
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、
山田美光

欠席者(表決委任者)鈴木誠一副会長

欠席者 木村 旭常任理事

事務局 恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

佐野吉彦常任理事、髭右近外嘉常任理事

(2) 議事進行役の選任

今回の議事進行は外木場久雄副会長が行うこととなった。

(3) 協議事項

1) 設備設計一級建築士制度についての今後の対応について

各ブロック協議会選出の副会長及び常任理事からそれぞれのブロック協議会での要望、意見について、資料1などにより、主に次の趣旨の説明や発言がそれぞれなされた。

- ・資格者の地域偏在が解消され、適切な業務運営ができるまで法施行の延期を要望したい。
- ・設備設計一級建築士資格講習会の受講資格条件を同一条件としてほしいこと。
- ・5月27日に法は施行されるが5月26日以前に設備設計がなされたものは11月26日までの間は設備設計一級建築士が関与していない場合でも確認申請が受理されるという猶予期間が設けられている。ま

た、単位会に建築設計サポートセンターが設置され、これらの問題に対応していくことになっているとともに国が設置した法適合確認検討会でガイドラインが検討されている。この制度は消費者保護の観点から制度化された法律であり、法施行の延期を強く主張することは業界のエコと受け取られかねない。延期ではなく制度の運用改善を積極的に働きかけることが現実的である。

- ・法適合確認のガイドラインの早期公表、法適合確認業務の責任範囲の明確化が必要である。
- ・設備設計一級建築士資格講習の回数を増やすことによる資格者の増員が必要。
- ・電気・機械設備技術士を設備設計一級建築士と同等みなしや確認審査機関や行政にも資格者が必要である。
- ・設備設計一級建築士の資格取得に向けて産学及び行政による技術者育成のシステムの構築が必要ではないか。
- ・大型物件の設備設計の発注が一部の業者に独占されることがないように制度運用及び地方行政への指導が必要ではないか。
- ・適合確認業務の業務報酬または業務時間の目安を示す必要がある。
などの発言等の後に、会長より、他の建築関係団体等の動きについて以下の説明がなされた。
- ・建築設備者の団体は法延期を求めるのではなく、当面は確認申請を提出するときに建築設備士から意見を聞いた場合は、必ず確認申請書に資格者名を記載させる運動を進めることとしている。そのことによって建築設備士の関わった設計については設備設計一級建築士による法適合確認業務が進むのではないかと期待しているようである。また、建築士や建築業の団体とも現時点で直ちに設備設計一級建築士制度の法施行の延期等についての動きはな

い。法施行の延期、他の資格制度の活用等については、法改正が伴うため、政府提案での法改正は現段階では困難である。そうすると議員立法という方法になるが、議員立法は建築関係団体の協調と国民世論の後押しが必要であるとともに、さらに与野党の賛同が必要となる。現在の建築関係団体の動向及び政治状況から判断すると、このことは極めて難しい。運用面の改善等の現実的な対応をする方法が適切ではないかと思う。

本日発言された意見と建築関係団体の動向及び社会的な状況を勘案すると当面は国に対して制度の円滑な施行のための要望を行うことが現実的で効果的であり、その要望内容の骨子は、中央ポータル機能の強化や法適合確認のガイドラインの早期公表（責任の明確化、業務量の把握等）等々になるのではないかと思う。

以上の説明及び意見交換を踏まえて今後の取扱い方針を協議した結果、次の方針で進めることを決定し、3月6日の理事会で承認を求めることとした。

- ①法の施行延期の要望はせずに、国土交通省宛に設備設計一級建築士制度の運用等の改善要望を提出する。
- ②要望の内容としては、i 中央ポータル機能の強化。ii 法適合確認マニュアルの早期提示。iii 公共建築における発注者の対応の適正化。iv 設備設計一級建築士の数の確保。v 制度の施行に関する状況の把握と建築士事務所の業務に支障が生じた際の強力な対策の実施。とする。なお、要望内容の文言については会長及び事務局に一任する。
- ③議連には要望したことを報告し、協力を要請する。

<配付資料>

資料1:設備設計一級建築士制度施行にかかる要望について

参考資料:2月20日常任理事会で配付した資料5

■第39回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年3月3日(火) 9:35～11:45

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢
委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
望月 淳一、高津 充良

特 別 出 席 宮原 浩輔

事 務 局:北野、恩田、吉田、鈴木、上原

(欠 席 者 委員 佐野 吉彦)

<配付資料>

資料1:国土交通省告示第15号(業務報酬基準)の解説書
(案)

資料2:工事監理ガイドライン(案)解説書

資料3-1:設計者のための法適合確認検討会(第2回)議事
次第(案)

資料3-2～3-4:契約関連部会の検討状況の報告と今後の
検討課題について

資料4:設計コンサルタント業務成果の向上に関する懇談会資料

資料5:提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)

議事1. 国土交通省告示第15号(業務報酬基準)の解説書(案)
について(資料1)

業務報酬基準再開WGでの検討内容等について佐々木委員より報告があった。

- ・本日3月3日にWGが開催される。業務報酬基準関連周知パンフレット・リーフレット及び解説書について、3月10日を目途に印刷に入ることを予定している。
- ・3月下旬から全国主要都市で「業務報酬基準等の解説講習会」(新・建築士制度普及協会主催)が予定されている。
- ・解説書には標準外業務は、業務報酬基準の算定にあたり個別事例にみられた典型的な業務項目等について、別途、試みとして参考資料に記載されることとなっている。
- ・解説書の国土交通省監修については、建築指導課長判断

で監修する方向である。標準外業務については、内容ではなく掲載する試みを監修することとしている。

- ・「追加的業務の例示」の各委員からの意見等の説明があった。回帰式の掲載等についての結論は出ていない。

議事2. 工事監理ガイドライン(案)解説書及びパンフレット(案)の対応について(資料2)

工事監理策定委員会及び幹事会での検討状況等について佐々木委員より報告があった。

- ・3月4日に幹事会が、3月6日に委員会幹事会合同会議が行われる。業務報酬基準の解説書の予定と同様に関連周知パンフレット・リーフレット及び解説書について、3月10日を目途に印刷に入ることを予定している。
- ・解説書は国土交通省監修で「(案)」がとれた形で出される。発行は新・建築士制度普及協会となる。

報告の後、団体として、解説書に対する実務的な説明書や運用指針的な冊子の作成について話題があった。

議事3. 設計者のための法適合確認ガイドライン策定について(資料3-1～3-4)

設計者のための法適合確認検討会(2/27)について特別出席の宮原氏より報告、吉田調査役より補足報告があった。

- ・検討会では、法適合確認制度の運用に係る方針(案)を作成するとともに制度の周知も行うこととしている。3月下旬には運用について国に報告することとしている。
- ・検討会には「契約」、「構造」、「設備」の各関連部会が設置されており、課題の洗い出しに続き、制度の仕組みやQ&A、チェックリストの運用方法等について今後検討していくこととしている。
- ・今後3月末までに法適合確認の施行調査(モデルスタディ)を行い、実際の物件(構造・設備、各100件程度)について法適合確認を行い、運用方針案の妥当性及び法適合確認に係る業務量の検証を行うこととしている。

議事4. 設計コンサルタント業務成果の向上に関する懇談会について(資料4)

懇談会の状況等について高津委員より説明があった。

- ・プロポーザル及び総合評価落札方式の運用ガイドラインについて、20年8月に作成した暫定版を20年度末までに確定版とするため、今後、業界団体、地方整備局等の意見、要望の検討を行っていくこととしている。

- ・プロポーザルでは実施方針や特定テーマといった技術力部分の評価を高めていくというもの。総合評価方式については、従来価格のみで行っていた分野については、総合評価方式を取り入れることとしている。

- ・国土交通省では建築関係として日事連にも会長に対して3月にヒアリングを行うこととしている。

- ・建設コンサルタントの業務の最近の動向として応札者と落札者分布において、予定価格よりも高い価格での応札が多くあるため、予定価格自体を低く設定されているのではないかと指摘が出されていた。

- ・設計共同体のあり方について、土木については再委託を推進する動きがあったが、今後は設計共同体の導入を推進していくこととしている。

事務局で作成したヒアリング回答書の叩き台について検討が行われ、主に以下の発言があった。

○選定段階で技術提案を求める場合には相当の費用が支払われるべきである。

○技術提案書の表現方法については具体的な一定の制限を設けるべきである。

○地域要件について、地域貢献度等をどのように加味するか考える必要がある。

検討の結果、別途意見等があれば6日までに日事連事務局まで連絡することとし、検討内容等を踏まえ、会長と事務局でヒアリング回答書叩き台案を元に修文することとした。なお、次回の5会会長会議(3/12)でもヒアリングへの対応等について協議することとした。

議事5. 提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)
〔地球温暖化対策会議〕について(資料5)

提言について高津委員より説明があった。

- ・提言を公表するにあたり、(社)日本建築学会(以下学会と

いう)より日事連に対して内容の審議と、提言者として建築関連10団体の中に日事連を記すことについて打診があった。

- ・提言の内容は、2050年に向けた建築分野のカーボンニュートラル化の実現についてであり、更に「行動計画」が示されており、研究開発や政策提言・人材育成等の具体的な計画内容が示されている。
- ・提言を作成した「地球温暖化対策会議」に日事連の委員の記載があるが、日事連に対する委員の要請の経緯はなく、会議事務局に問い合わせたところ、会議委員として各団体の所属者が揃っているため団体の許可を得ずに団体からの委員とした経緯があることを確認した。
- ・以上の経緯を踏まえ、日事連事務局としては学会の提言として公表されたい旨を伝えたいと考えている。

以上の説明に続き、提言への対応について検討を行い、主に以下の発言があった。

○学会としての提言とならなかった場合、関係団体として日事連のみ記載がないことは問題点があるのではないかと。

検討の結果、本来は、団体として十分に提言内容・対応について検討すべきところだが、公表日が差し迫っていることも考慮し、提言者として建築関連10団体の中に日事連を記すことを了解することとした。

議事6. その他

○「設計者のための法適合確認検討会」の報告のため、次回も引き続き宮原氏が出席することとした。

○次回委員会日程

平成21年4月9日(木)10:00～12:00 日事連会議室

■第3回 総務・財務委員会概要

日 時 平成21年2月18日(水)13:25～15:50

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長 山田美光 副委員長 原田照行

2009-4 日事連会務月報

委 員 佐藤 誠、山田清治、高橋祥治、井上精二
担当副会長 本澤宗夫

事 務 局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、
松谷

欠 席 者 岡本 賢、大旗 健

1. 議事

(1)平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

①平成21年度事業計画案について

事務局より平成21年度事業計画(案)について、資料1により次の趣旨の概要説明がなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。また、改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行う。主な具体的事項としては、管理建築士講習及び所属する建築士のための定期講習の実施協力機関としての実施、建築士事務所に対する苦情相談の実施、改正建築士法等の周知及び広報活動、建築士事務所キャンペーン事業等の実施である。

その他、建賠保険等調査専門委員会を業務・技術委員会の下に設置し、建築士事務所賠償責任保険への加入促進を図る。

また、総務・財務に関する事業計画として以下の趣旨の説明がなされた。

法定団体化を契機に、自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め、組織の拡充に取り組む。また、平成21年度の建築士事務所全国大会は、地方開催の年であり、地方大会の特色を生かし、構成員がより多く参加し充実した大会の完遂を図る。更に、日事連建築賞では積極的な広報活動等を行い、魅力ある建築賞の実施を図る。これらを踏まえ、次の事業を実施する。

1) 構成員の増強等組織の拡充

- ・講習の企画実施を通じた事務所協会の紹介や加入促進パンフの配付、キャンペーン事業の実施等、あらゆる機会を通じた建築士事務所の加入促進

2) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施

- ・平成21年10月9日(金)於:松山市

3) 日事連建築賞の実施

4) 公益社団法人または一般社団法人への移行の調査・検討

5) 日事連の運営に関わる諸規程等の整備

6) 各種保険制度の運営

協議の結果、平成21年度事業計画案について、資料1のとおり常任理事会に提案することとした。

②平成21年度収支予算案について

事務局より平成21年度の一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計収支予算案について、資料1により説明がなされ、協議の結果、原案を了承し常任理事会に提案することとした。

なお、3会計の収支予算案の合計は以下のとおり。

事業活動収入では、会費収入179,310,000円、事業収入142,530,000円、雑収入2,320,000円、特定預金取崩収入70,050,000円、合計394,210,000円。事業活動支出では、事業費305,110,000円、管理費99,240,000円、特定預金支出26,710,000円、合計431,060,000円となり、予備費支出は7,150,000円、前期繰越収支差額は44,000,000円となっている。

(2) 日事連建築賞の募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員について

事務局より募集要項の一部改正及び委員の変更について説明がなされ、協議の結果、資料2のとおり常任理事会に提案することとした。

主な改正点は以下のとおり。

1) 対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準となる会員数の期日及び表彰日について、年度が変わることによる日付の変更を行ったこと。

2) 委員について、石川哲久氏を柳沢厚氏に変更し、他の委員については従来通りとしたこと。

また、近年、日事連への応募単位会数が横ばいであり、応募促進を図るため、今回初めて募集チラシを作成し、積極的に単位会等が活用できるよう準備中であることが事務局より報告された。

(3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施要(案)について

事務局より全国大会運営特別委員会で協議した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について資料3-1、3-2によって説明がなされた。

当初、パーティ参加費については、埼玉大会、大分大会にない、一人当たり10,000円の予算で設定していたが、全国大会運営特別委員会では、実際にはこれを超える大幅な支出となるので、今後全国大会を主管する単位会の負担を考慮し見直すべきとの意見が出され、埼玉大会前と同様の12,000円の参加費とした。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

なお、大会実施要項等の概要は次のとおり。

- ・大会テーマ
建築に夢、地球に愛
- ・大会スローガン
夢～愛、永久との絆・建築創生
- ・大会日程
平成21年10月9日(金)
11:00～ 登録受付開始
～19:30 記念パーティ終了
- ・大会会場
愛媛県県民文化会館(ひめぎんホール)

松山市道後町2丁目5番1号 (089)923-5111

パネディスカッション サブホール

記念講演 メインホール

記念パネー 真珠の間

・参加費

大会参加費 4,000円 記念パネー参加費 12,000円

・日事連建築賞受賞作品展示

平成21年10月8日(木)～9日(金) 県民プラザ

・記念講演

パネディスカッション

「いで湯と城と文学のまち・日本一のまちづくり」

夏井 いつき 俳人

松本 啓治 松山市坂の上の雲まちづくりチーム担
当部長

大木 正治 道後温泉旅館協同組合理事長

三栖 邦博 (社)日本建築士事務所協会連合会
会長

らくさぶろう クレト・落語家

記念講演

外尾 悦郎 九州大学客員教授、サクラダファミリア主任
彫刻家

・収支予算

収入合計 62,000,000円 支出合計 62,000,000円

(4) 建築設計サポートセンターについて

事務局より建築設計サポートセンターの動き及び開設状況に
ついて、資料4により次の趣旨の概要説明がなされた。

改正建築士法等の円滑な施行について、積極的な普及
活動を行うため、新・建築士制度普及協議会の加盟団体
を母体として一般社団法人新・建築士制度普及協会(普
及協会)が本年1月19日に設立された。国土交通省では、
日事連に対し普及協会の業務のうち、特に、改正建築士
法で本年5月27日から施行される一定の建築物の構造
設計及び設備設計に関し、構造設計/設備設計一級建築
士の関与の義務づけ等が円滑に施行されるよう、資格

者の紹介等を行うための「建築設計サポートセンター」を全
道府県の建築士事務所協会に設置するよう要請され
た。この要請について日事連では各ブロック協議会で説
明するなどして、建築設計サポートセンターの設置につ
いて単位の同意を得、その要請に応えた。

1月28日、東京新宿の安与ホールに全道府県の建築士事
務所協会の責任者、担当者等を対象に、建築設計サポート
センターの業務内容等の説明会が開催された。2月16日
までに全道府県建築士事務所協会に建築設計サポートセ
ンターが設置、開設された。

次回委員会開催予定

平成21年5月20日(水) 13:30～16:00

また、11月には上半期の事業・収支決算について協議する必
要があるため、常任理事会、監査会の日程を考慮し、平成21
年11月16日(月)13:30～16:00に開催することとした。

(配付資料)

資料1:平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)

資料2:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表、募集チラシ

資料3-1:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項
(案)

資料3-2:「建築士事務所全国大会」大会参加費及び記念パ
ネー費用一覧

資料4:建築設計サポートセンターについて、建築設計サポートセ
ンター一覧表

資料5:平成21年度の主な会議日程(予定)

■第4回 教育・情報委員会概要

日 時 平成21年2月26日(木) 14:00～16:10

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平(日事連理事)

担当理事 山崎 善利(日事連副会長)

委 員 高橋 邦雄、國分 恵之、中岡 数夫、福島 正継

事務局 北野芳男、恩田利昭、吉田 茂、上原規子、
市川貴之、今泉光裕

欠席者 遠山 紀芳、尾添 信行

〈配付資料〉

第3回 議事録

資料1:「建築CPD情報提供制度」への対応等について

参考:建築CPD情報提供制度認定プログラム一覧(宮城・埼玉)について

資料2:建築士試験の大学院における実務経験の審査について(教育普及センター作成)

資料3:業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供終了について

資料4-1:法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料4-2:法定講習に係る登録講習機関の比較について

資料4-3:管理建築士受付の改善に向けて・(宮原委員)

資料4-4:平成21年管理建築士講習案内(新潟)・(遠山委員)

資料4-5:建築士定期講習の実施等に関しての改善要望の回答について

資料4-6:一級・二級・木造建築士定期講習に係るアンケート調査の活用方針

参考:人材投資促進税制が変わりました(経済産業省)

1. 建築CPD情報提供制度への対応等について(報告)(資料1、参考)

事務局より、建築CPD情報提供制度への対応等について主に以下の報告があった。(資料1)

- ・ 前回の委員会(平成20年12月18日)で了承を得た建築CPD情報提供制度の活用方針については、常任理事会(2月20日)でもその内容が了承され、2月24日付で会長と教育・情報委員長連名により単位会会長に資料1のとおり案内を発信した。

なお、当制度の参加に係る具体的な事務手順については別途案内することとしている。

教育普及センターが作成した案内チラシは、希望があれば必要

枚数を日事連事務局まで連絡いただき、適宜、送付することとした。また、本件については3月6日の理事会にも報告されることとなっている。

報告に続き、主に以下内容の発言があった。

○いずれかの団体の独自のCPD制度を通じて、既に建築CPD情報提供制度に参加している建築士(JIA、一部建築士会等)を除き、一般の建築士が、本建築CPD情報提供制度に参加する場合には教育普及センターに直接、参加登録する必要があるが、そのことは、あまり知られておらず、十分に周知する必要があるのではないか。

○定期講習や管理建築士講習は建築CPD情報提供制度単位の対象となるのか。

一建築CPD情報制度運営会議(教育普及センター)では、法定講習については、建築CPD情報提供制度の単位としては認定しないこととしている。

○今後、公共工事の設計・工事監理の受注者選定の評価対象組み入れに対応し、単位会でも同建築CPD情報提供制度への対応が必要になると思われる。

2. 大学院における実務経験の審査基準等について(資料2)

佐野委員長より、「大学院実務経験審査委員会」における、大学院における実務経験の事前確認審査状況及び大学院における実務経験の審査基準(案)の検討状況等について報告があった。

3. 業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供終了について(資料3)

事務局より、業務支援サービスソフトウェアLAB-S1について、ソフトウェア提供企業である(株)構造システムからの申出により、平成21年3月20日利用分をもってサービス終了することおよびその対応等について報告があった。

4. 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)への対応方針等について

①実施状況等について(資料4-1)

事務局より、管理建築士講習講習について、「昨年8～11月に実施した“みなし講習”では、約3万4,000人の受講

者があり、募集人数に比して、非常に高い受講率(95.4%)を達成したが、その後、今年2月から開始した「法定講習」では、昨年12月の第1回受付において、募集人数30,872名に対し、受講申込者数は11,914名(38.6%)にとどまり、受講率が芳しくなかったため、今年2月中旬に追加受付を実施するとともに、今後4月下旬にも再度、追加受付を行う予定にある。」旨の説明があった。また、建築士定期講習について、平成20年度(21年2～3月)の受講申込み状況、及び21年度第1期(4～6月)の実施計画等について、報告がなされた。

なお、単位会独自の講習案内を作成し、会員等への周知に努めている事例として、遠山委員(新潟)からご提供いただいた管理建築士講習の案内(資料4-4)が紹介された。

②建築士定期講習に係る民間の登録講習機関との競合等の問題について

事務局より、「建築士定期講習においては、単位会並びに本会との協力関係にある(財)建築技術教育普及センター以外にも、民間の登録講習機関が複数参入しており、当方の受講料を大幅に下回る価格を提示するとともに、映像による全国同時講習を行うなど、単位会並びに本会が一定の受講者数確保を目指す上で、座視できない状況が生じている。」旨の説明に併せ、資料4-2により、各登録講習機関(教育普及センター含め4機関)の比較状況等について、概要報告が行われた。

③法定講習の運営に係る登録講習機関への改善要望等について

事務局から、建築士定期講習について、本会とともに(財)建築技術教育普及センターの実施協力機関となっている(社)日本建築士会連合会連合会から、先般、同センター宛てに提出された運営改善に関する要望事項とその回答内容について概要説明が行われた。

具体的要望事項としては、①資格の種別に応じた講習の区分け、②受講料の値下げ、③受講申込書の配布制限

の撤廃、様式の簡略化、インターネット上からのダウンロード対応、④インターネット受講申込システムの構築、⑤緊急対応用DVDの作成、等が掲げられ、これに対し、同センターからは、④と⑤については対応不可であるものの、それ以外の事項については、概ね今後の状況等を踏まえながら協議を行っていききたい旨の回答がなされた。

また、宮原副委員長より、埼玉会における管理建築士講習の実施経験等を踏まえ、受講申込書の配布及び受付業務等を中心とした講習運営業務の改善要望等について、資料4-3を用いて説明がなされた。

④建築士定期講習に関するアンケート調査について

尾添委員より、先般、近畿ブロックで実施された建築士定期講習に係るアンケート調査の資料提供があり(資料4-6)、事務局から、同調査内容を参考とし、全国レベルで同様の調査を行いたい旨の提案を行ったところ、了承された。

なお、アンケート内容の細部については、佐野委員長及び事務局に一任することとし、次回委員会までに結果を取りまとめ、報告を行うこととした。

この後、上記について各委員からは、主に以下の意見が出された。

○DVD講習であれば講師の内容が均一であり、受講生にとってフェアであるので、DVD講習は合理的な考えと言えるのではないかと。

○受付に関して申込終了日は決めてもらってもいいが、始まりは単位会で決めさせていただきたい。

○資料配布・受付業務を随時受付にしてほしい。

○経験的に、こういうことをしたら良い結果がでた等の意見がほしい。

○民間に打ち勝つために弁当の提供を行うことも一案ではないかと。また、会員と非会員との差別化を図ることに活用できると思われる。

5. その他

○吉田委員より参考資料(人材投資促進税制が変わりました)に基づき、従業員研修の費用減税が簡易になった旨の

説明があった。

○次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成21年4月22日(水)14:00～16:00 日事連会議室

■第3回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成21年2月25日(水) 14:00～16:30

[会 場] 日事連会議室

[出席者] 委員長:木村旭

委員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、

伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠席者:副委員長・上野浩也

特別出席:構造技術専門委員会委員長 西邦弘

(有)日事連サービス 中川孝昭

日事連事務局:北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

(配付資料)

資料1:建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について(案)

資料2:賠償責任保険関係資料

資料3:第101回構造技術専門委員会議事概要(案)(取り扱い注意)

資料4:建築設計ポータルセンターの業務について

資料5-1:工事監理ガイドラインの解説書(案)(取り扱い注意)

資料5-2:パンフレット素案・建築工事には監理業務が欠かせません。(取り扱い注意)

資料6:本会HP掲載耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所の増強について 案

資料7:四会連合協定契約書式等を平成20年11月28日以降に使用する場合の注意事項

資料8:設計者のための法適合確認検討会(第1回)(取り扱い注意)

資料9-1:新しい業務報酬基準の解説(案)(取り扱い注意)

資料9-2:「追加業務の例示」・各委員からのご意見(取り扱い注意)

*(取り扱い注意)の資料については、日事連 業務・技術委員会限りの資料としてお取り扱いください。

議事1. 建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について

○資料1により建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について事務局より説明され、専門委員会の設置について承認した。

- ・専門委員会設置の目的は、建賠保険の加入促進と制度内容の検討を行うことである。

- ・委員長には八島担当副会長があたり、オブザーバーとして(有)日事連サービス、東京海上日動火災保険(株)が参加し、連携して検討することとする。

議事2. 日事連・建築士事務所賠償責任保険の補償の事例等について

○(有)日事連サービス・中川氏が特別出席し、資料2に基づいて賠償責任保険制度の加入状況、補償の事例等が報告された。

- ・直近の加入率については初めて前月比+付0.1%となったが、これは会員増により分母が大きくなったことによるもので、実質的には20件の増加となっている。

- ・最近2年の補償の事例を一覧表で示した。1千万円を超える支払事例も見られる。このほか会報等に紹介した事例をピックアップした。北海道では凍結などにより事故が多発する傾向がある。

○次のような意見が出された。

- ・設計ミスでも保険金を払ってもらえなかった、昔は払ってもらえたのに最近では払ってもらえなくなったという話をきく。このあたりの支払の一貫性についてはどうか。

- ・具体的な事情がわからないと答えられないが、基本的には同じ事情で払ったり払わなかったりということはあり得ない。滅失・毀損問題をクリアできないと保険金支払いの対象にならないこと、最近は損害率が上がっているので査定が厳しくなっていることなども関係して

いるかもしれない。

議事3. 建築技術基準調査委員会・建築制度運用調査委員会の状況報告等について

○資料3により構造技術専門委員会・西委員長より建築技術基準調査委員会・建築制度運用調査委員会の状況が報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・構造基準WGでは告示の見直し、構造基準解説作成WGでは「建築物の構造関係技術基準解説書」の見直し、基本問題調査WGでは建築確認の円滑化への対応等、特に構造計算適合性判定の課題の抽出等を行っている。
- ・2/17に開催された基本問題調査WGでは、日本建築行政会議の適判部会で全国の適合性判定機関にアンケートを採る件、大臣認定プログラムにバグが生じた場合の審査の取り扱いの件などが検討された。
- ・大臣認定プログラムにバグが生じた場合の審査の取り扱いは、(財)建築行政情報センターホームページに「大臣認定構造計算プログラムを用いた構造計算書の確認審査・構造計算適合性判定のガイドライン」として公表されている。着工後に大臣認定の取消(撤回)を受けたことによって構造基準に適合しないこととなった場合には「既存不適格建築物」になることなどが示されている。

○次のような意見が出された。

- ・適合性判定機関にアンケートを採るということであるが、適合性判定機関などからも何か問題提起があるのか。→適合性判定機関も「検討すべき事項」の提案団体として課題を提起している。
- ・大臣認定プログラムを使用して建築確認済み後に、プログラムにバグが出たと国が公表した場合、再度見直した結果、構造基準に適合しない場合には、既存不適格扱いとなるのは施主に説明が困難である。
- ・プログラムソフトの本質を理解していないのではないかな。

議事4. 建築設計サポートセンターの業務について

○資料4により建築設計サポートセンターの設置状況、業務などについて事務局より報告された。

・2/17に建築設計サポートセンターの開設が国土交通省より公表された。

・地方サポートセンターのおもな業務は、①資格者リスト・協力事務所リストの閲覧、②指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情の受付、③建築基準法・建築士法等に関する相談の取次ぎの実施などである。

議事5. 工事監理ガイドライン(案)について

○資料5-1、5-2により工事監理ガイドライン解説書(案)、パンフレット素案の進捗状況が事務局より説明された。

- ・解説書(案)については3/6に原稿が決定する予定。
- ・国民向けの周知パンフレットを作成する予定で準備を進めているが、パンフレット素案はまだ流動的な状況である。

議事6. 「既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所名簿」の新規募集について(案)

○資料6により国土交通省の要請により建築物の耐震診断、耐震改修等の業務の促進と円滑化を図るために(財)日本建築防災協会ホームページ掲載の「既存建築物耐震診断、耐震改修を業とする建築士事務所名簿」を拡充することとなり、「既存建築物耐震診断、耐震改修を業とする建築士事務所名簿」の新規募集を行うことが事務局より説明された。

- ・名簿掲載事務所が開設しているホームページアドレスを載せることはできないか、耐震診断の依頼をする際にどのような業務内容の事務所であるかの情報があれば消費者も依頼しやすいのではないかなとの意見が出され、(財)日本建築防災協会とで検討することとした。

議事7. 四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討状況等について

○四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討状況等につき資料7に基づき事務局より報告された。

- ・告示第15号の解説書が3月末頃に発行される予定であることから、その中で示される業務内容との整合を図るため、契約書の改正版は6月上旬を目途に発行する

見通しである。

議事8. 設計者のための法適合確認ガイドライン策定について

○資料8により「設計者のための法適合確認検討会」の発足と検討状況について事務局より説明された。

概要は以下の通りである。

- ・一定規模以上の建築物について5/27より構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与が義務づけられるが、その法適合確認について、対象となる建築物の考え方、具体的な運用方法、責任の範囲などについて検討する。
- ・委員は、(社)日本建築構造技術者協会、(社)建築設備技術者協会を中心に設計三会より委員を各1名という構成になっている。日事連からは東京会・宮原浩輔氏が委員として参加している。
- ・検討スケジュールとしては3月下旬までに運用方針を確定、国に報告し、4月下旬～5月中旬にかけて講習会等で周知を図る予定である。

議事9. 国土交通省告示第15号(業務報酬基準)の解説書の進捗状況について

○資料9-1、9-2により国土交通省告示第15号(業務報酬基準)の解説書の進捗状況が事務局より説明された。

- ・解説書は(財)建築技術教育普及センターを事務局として検討されており、資料9-1は2/20の暫定原稿案である。3/3の最終合同委員会で原稿が決定される予定である。
- ・追加業務の事例は資料9-2に各委員の意見として示されているが、どこまで解説書に盛り込まれるかはまだ未定である。

◎次回委員会

平成21年5月12日(火)14:00～16:30 日事連会議室

■第3回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成21年1月20日(月)13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長・野呂敏秋、

副委員長・横須賀満夫、

委員・沖野 寛、新井典夫、吉田勝則、下西伊佐男、山下卓治、

国吉真正

担当副会長・外木場久雄

〈配付資料〉

資料1:平成21年度事業計画(案)・収支予算(案)

資料2:改正法周知ワーキングチーム残り業務

資料3:建築士事務所憲章の周知について

資料4:会員へのメール送信システムの構築について

参考1:平成20年度要望書

参考2:第2回委員会記録

議 事

1. 平成21年度事業計画(案)・収支予算(案)について

事務局より平成21年度事業計画(案)・収支予算(案)について、資料1により説明し、事業計画については、(案)のとおりとし、予算については、ホームページに係る経費を追加し、2月開催の常任理事会に諮ることとした。

また、事業の具体的な実施について以下の意見が出された。

- ・1.「改正建築士法の円滑な施行に向けた広報事業の実施」の方法として「各種資料の作成の検討」とあるが、昨年作成した加入促進パンフレット及び国民への周知パンフレット、また国で作成している各種パンフレットでの周知の成果状況を確認した上で、不足していると思われる資料作成の検討を考えるべきである。
- ・2.「建築士事務所キャンペーンの実施」については、平成21年度についても統一テーマは必要である。また、業務報酬基準のわかりやすい説明書、住宅瑕疵担保責任の周知資料等も配付資料として追加することを検討すべき。
- ・3.「要望・陳情運動の実施について」は、要望の実施時期を例年どおり8月に想定しているが、6月上旬完成を目標に作業して欲しい。

- ・4.「会誌の充実・発行について」は、毎月ホームページ(8ページ)を設ける方向で、予算措置をしてほしい。

2. 改正法周知ワーキングチーム残り業務の対応

残り業務の対応については、まず改正法周知ワーキングチームで協議すべきであるが、都合により本委員会でご意見をいただいた後、ワーキングチームを開催することを了承いただき、資料2から資料4により説明を行った。

資料2により①単位会への憲章周知依頼、②誓約書原案作成、③単位会のメール送信システムの構築、④新「会員証」原案作成、⑤新入会員セミナー(仮称)、⑥略称(愛称)の検討、が残り作業としてあるが、今回以下の3項目を協議していただきたい。

①の単位会への憲章周知依頼文については、既にワーキングチームで再々協議してまとめたもので、憲章の周知に加え「社団法人 ○○○建築士事務所協会は、本憲章を誓約する建築士事務所を会員とする法定団体です。」の文言を、憲章の活用にあたり採用していただきたい旨依頼する。また、憲章の標準的なデザインも添付することとしている。憲章の周知依頼をするとともに、会員が憲章を誓約する際の対応案の一つとして②の誓約書原案を作成・提示し、単位会の実情にあった対応を依頼することとした。

③単位会のメール送信システムの構築については、平成20年末に単位会に対し「会員へのメール送信システム構築に関するアンケート調査」を実施した結果とともに、未構築の単位会宛にメール送信システム構築の実現に向け、前向きな検討を依頼する。以上協議した結果、①単位会への憲章周知依頼、②誓約書原案作成については、原案どおり了承され、③単位会のメール送信システムの構築については、依頼文は全単位会に送付することとした。

なお、⑤新入会員セミナー(仮称)については、新入会員及び入会希望者に対し法定団体としての建築士事務所協会の社会的意義、また建築士事務所憲章、定款・倫理規程等を理解していただくためのセミナーの開催を依頼する文書を単位会に送付することとした。

④新「会員証」原案作成、⑥略称(愛称)の検討、については時間を要する内容のため、今後、広報・渉外委員会が必要に応じた対応をすることとした。

次回委員会 平成21年4月14日(火)13:30~16:00

■ 行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成21年

4月21日 建賠保険等調査専門委員会

22日 教育・情報委員会

5月12日 業務・技術委員会

15日 監査会

20日 総務・財務委員会

22日 常任理事会

6月2日 政研役員会、理事会

3日 建築設計制度等対応特別委員会

4日 構造技術専門委員会

5日 会誌編集専門委員会

19日 常任理事会、全国会長会議、決算総会
(帝国ホテル)

23日 日事連建築賞選考委員会

26日 事務局連絡会議(八重洲富士屋ホテル)



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第51回 通常総会(平成21年度予算総会)概要

1. 日 時 平成21年3月30日(月)
午後3時35分から午後4時25分まで

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル 2階「桜の間」
東京都中央区八重洲2-9-1

3. 総会の構成者数及び出席者数

総会構成者数 正会員代表者 46人

出席者数 正会員代表者 46人

(うち、表決委任状提出3名)

○表決委任を受けた者の氏名

北海道会 庄司 雅美 埼玉会 松下 充孝
大阪会 高橋 祥治

4. 出席者の氏名

(1) 役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利

本澤 宗夫 鈴木 誠一

外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉

山田 美光

理 事 浅野 善治 上野 浩也

上原 伸一 大野 和男

河野 久 須賀川 勝

野呂 幸一 水谷 達郎

村山 高文 山中 保教

横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一

速水 可次

(2) 正会員・指定代表者の氏名(表決委任された者を含む)

北海道 庄司 雅美 滋 賀 藤村 亮一

青 森 野呂 敏秋 京 都 上野 浩也

岩 手 高橋 敏 大 阪 高橋 祥治

宮 城 栗原 憲昭 兵 庫 外木場久雄

秋 田 鈴木 誠一 奈 良 泉谷 良宏

山 形 伊藤 剛 和歌山 岩橋 重文

福 島 田畑 光三 鳥 取 足立 収平

茨 城 横須賀満夫 島 根 矢野 敏明

栃 木 本澤 宗夫 岡 山 木村 旭

群 馬 山田 美光 広 島 直井 稔征

埼 玉 松下 充孝 山 口 香月 直樹

千 葉 内田 久雄 徳 島 速水 可次

東 京 三栖 邦博 香 川 富岡 学

神奈川 上原 伸一 愛 媛 中岡 数夫

新 潟 中村 優晴 高 知 山本 茂男

長 野 新井 典夫 福 岡 八島 英孝

山 梨 進藤 哲雄 佐 賀 原田 照行

富 山 近江 吉郎 長 崎 池田 賢一

石 川 髭右近外嘉 熊 本 古川 裕久

福 井 神崎 貢 大 分 松井 健治

静 岡 山崎 善利 宮 崎 甲斐 孝明

愛 知 岡田 利一 鹿児島 大原 達也

三 重 田端 隆 沖 縄 新城 安雄

5. 司 会 恩田利昭事務局長

6. 会議の成立

司会者より、正会員46単位会のうち正会員46単位会(表決委任状提出者を含む)が出席しているので、定款第25条により会議が成立している旨の報告がなされた。

7. 正副議長の選任

正副議長につきの者が選任された。

議 長 本澤 宗夫 栃木会会長

副議長 鈴木 誠一 秋田会会長

8. 議事録署名人の選任

議事録署名人に議長・本澤宗夫栃木会会長、三栖邦博日事連会長及び八島英孝福岡会会長が選任された。

9. 議 事

第1号議案 平成21年度事業計画承認の件

第2号議案 平成21年度収支予算承認の件

議長より第1号議案と第2号議案は関連するため、併せて審議する旨が告げられた。

第1号議案については山田美光総務・財務委員長、木村旭業務・技術委員長、野呂敏秋広報・渉外委員長、髭右近外嘉指導運営委員長、高津専務理事が、第2号議案については北野常務理事がそれぞれ議案書2頁から9頁の記載事項について説明した。

議長より第1号議案及び第2号議案について採決したところ、それぞれ議案書のとおりにこれを承認した。

なお、その他の事項として横須賀満夫茨城会会長より建築主から建築士事務所への苦情相談は行っているが、建築士事務所から建築主に対する苦情相談も行うことも必要ではないかとの意見が出された。

■第106回 建築士事務所協会全国会長会議概要

1. 日 時 平成21年3月30日(月) 13:30～15:20

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名

(内、代理出席:北海道会、埼玉会)

4. 出席者

日事連役員

名誉会長 小川 圭一

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫

鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉 山田 美光

理 事 浅野 善治 上野 浩也 上原 伸一

大野 和男 野呂 幸一 水谷 達郎

山中 保教 横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正 会 員

北海道 庄司 雅美 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光

埼 玉 松下 充孝 千 葉 内田 久雄

東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎

石 川 髭右近外嘉 福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 岩橋 重文 鳥 取 足立 収平

島 根 矢野 敏明 岡 山 木村 旭

広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次 香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫 高 知 山本 茂男

福 岡 八島 英孝 佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久

大 分 松井 健治 宮 崎 甲斐 孝明

鹿兒島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄
事務局

事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、
総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議長 山崎 善利(静岡会会長)

副議長 本澤 宗夫(栃木会会長)

6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、外木場久雄(兵庫会会長)、
山崎 善利(議長)

7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より挨拶があり、引き続き次の事項について協議がなされた。

(1) 協議事項1. 平成21年度事業計画案について

1) 高津専務理事より、第51回通常総会(平成21年度予算総会)議案書に基づき、事業計画作成にあたっての基本方針について説明があった。

2) 上記同議案書に基づき、各常置委員会委員長より平成21年度事業計画案の説明があった。

(2) 協議事項2. 平成21年度収支予算案について

1) 北野常務理事より、平成21年度収支予算書(案)説明書に基づき、平成21年度収支予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明があった。

(3) 質疑応答

協議事項1、2について、議長より質疑を求めたが、特に発言はなく、平成21年度事業計画案及び収支予算案について了承された。

(4) 報告事項1. 設備設計一級建築士制度についての今後の対応について

三栖会長より、資料1に基づき、設備設計一級建築士制度に係る対応について、同制度の施行を平成21年5月に控え、ブロックごとの意見を踏まえ、平成21年3月13日に国土交通大臣に対し設備設計一級建築士制度の円

滑な施行に関する要望を行ったこと及び今後も国に対して働きかけを行っていくこと等、対応の概要について報告があった。

続いて高津専務理事より、上記要望内容の説明を踏まえ、建築設計ポータルセンター及び設備設計一級建築士制度への対応の経緯について報告があった。

(5) 報告事項2. 最近の建築関係に係る国等の動向について

高津専務理事より、資料2に基づき主に次の報告があった。

・「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」設立等の経緯や「設計者のための法適合確認検討会」、業務報酬基準関係、工事監理ガイドライン、住宅瑕疵担保履行法に係る住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準や国の工事監理ガイドライン策定の各状況について、また、昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行による建築計画への影響や経過措置について注視する必要があること等の報告があった。

(6) 報告事項3. 日事連建築賞募集要項等について

山田総務・財務委員長より、資料3及び日事連建築賞案内リーフレットに基づき、日事連建築賞募集要項等について、昨年度からの変更点として「建築・空間デザイン・カテゴリー」にも受賞作品を掲載すること、選考委員会委員の変更等が報告されるとともに日事連建築賞への応募の促進について協力の呼びかけがなされた。

(7) 報告事項4. 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)

実施要項について

山本全国大会運営特別委員長より、資料4に基づき、平成21年10月9日に開催される第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施要項及び収支予算について説明があった。

中岡愛媛会会長より、大会開催に向けて鋭意準備を進行していること、本会会誌「ア・ガ・ス・アイ」等で大会のアピールを行うとともに参加者の募集の更なる呼びかけにつ

いて、各单位会への協力依頼があった。

- (8) 報告事項5. 平成21年度主な会議日程(予定)について
事務局より、資料5に基づき平成21年度の主な会議の
予定について報告があった。

会議終了に際して、三栖会長より次の発言があった。

- ・日事連建築賞への応募促進については、会員・会員外を問
わず広く建築士事務所のいゝルアップに寄与するだけでなく、
会員増強にもつながるため、単位会でも応募の促進に尽
力いただきたい。
- ・「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議
会」への本会としての対応体制をとる必要性があること
等から、本日開催された平成21年3月常任理事会において
本会に特別委員会を立ち上げることを決定した。また、国
土交通省が今後実施する「良好な居住環境形成に向けた
建築デザイン誘導プログラム事業」においても該当する事業に
ついて応募ができる体制をとっていきたい。

■平成21年3月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年3月30日(月) 11:00～12:15
2. 会 場 八重洲富士屋ビル 3F「紅葉の間」
3. 常任理事会構成者数及び出席者数
- | | |
|-----------|-----|
| 常任理事会構成者数 | 14名 |
| 出席者数 | 14名 |
4. 出席者の氏名
- | | |
|-------|------------------------------------|
| 出席者 | |
| 会 長 | 三栖邦博 |
| 副 会 長 | 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝 |
| 専務理事 | 高津充良 |
| 常務理事 | 北野芳男 |
| 常任理事 | 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光 |
| 事 務 局 | 恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、鈴木雅之業務課 |

長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人
三栖邦博会長、木村 旭常任理事、山田美光常任理事
6. 議事進行役
八島英孝副会長
7. 議 事
- (1) 協議事項
- 1) 第51回通常総会等の運営について
- 事務局より、第106回建築士事務所協会全国会長会議及び
第51回通常総会の議事の運営について資料1によって説
明がなされた。また、専務理事より全国会長会議の主な報
告事項のうち、通常理事会後の追加・修正事項の内容等に
ついて概要説明がなされた。追加事項では、昇降機に係る
改正建築基準法施行令について、昨年9月に昇降機の技術
基準が安全性向上の観点から大幅に強化されて、その施
行が本年9月28日に予定されているが、その改正によりエ
レベーターの大きさ等の建築計画への影響の可能性、大臣
認定の見通し、経過措置等の課題について注意が必要で
あることの説明がなされた。また、建築等を通じた良好な
景観形成・まちづくり推進協議会の設立等の関係では、平
成21年度に国では「良好な居住環境形成に向けた建築デ
ザイン誘導プログラム事業」の募集が4月中旬頃予定されてい
るので各单位会宛に該当する事業があれば応募の準備を進
めるよう予告をしたこと及び同協議会では、これらの活
動の計画手法や団体からの人的支援などを含む効果的な
支援方策の検討を進めているので日事連としてもこれら
に対応する体制整備が必要となってきた旨の説明が
なされた。これについて協議した結果、実績と経験のある
委員による特別委員会を早急に設置し、対処することと
し、委員の人選については会長に一任することを決めた。
- (2) 報告事項
- 1) 提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン 2050」(案)の公
表に向けた審議依頼について
- 日本建築学会より地球環境委員会委員長名で本連合会に

対し依頼のあった、「提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の公表に向けた審議依頼」(資料2)について、専務理事より、これまでの経過等の報告がなされた。共同提言については、建築五会等で検討の進め方を引き続き協議しつつ、あらためて関係団体が委員を派遣し、組織的な検討を行ったうえで進める必要がある旨を日本建築学会会長へ回答することを了承した。

2) 会員・構成員異動報告

平成21年2月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料3の通り。

平成21年2月28日現在

正会員46団体、構成員14,895事務所、賛助会員5社

3) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料4、資料5により報告がなされた。

〈配付資料〉

資料1: 第106回建築士事務所協会全国会長会議

資料2: 提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の公表に向けた審議依頼

資料3: 会員・構成員異動報告書

資料4: 後援、協賛名義使用の件

資料5: 経過報告

■第3回 指導運営委員会概要

日 時 平成21年3月24日(火) 13:30～15:50

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長: 髭右近外嘉 副委員長: 上原伸一

委 員: 佐藤眞彦、飯窪功児、桜井紘一、森口勝茂、
山上紀麿、中野 満

担当副会長: 鈴木誠一

事務局: 高津、恩田、吉田、鈴木

〈提出資料〉

資料1 : 指導運営に関する平成20年度事業報告
(3月24日時点)

資料 2 : 各ブロック協議会内の単位会の状況報告について
資料3-1 : 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)様式
(案)

資料3-3 : 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)記載要
領(案)

資料 4 : 苦情処理業務について(東海北陸ブロック協議会)
◎会議に先立ち、鈴木担当副会長より冒頭挨拶がなされた。

議事1. 平成20年度苦情処理業務(指定法人業務)の実施報告
等について

○資料1の指導運営に関する平成20年度事業報告(3月24日
時点)に基づき、指定法人業務としての苦情処理の単位会
集計結果及び下半期にかけて行われた各ブロック協議会で
の説明会の事業等について、事務局より報告がなされた。
・今後1月5日～3月末日までに実施した法定団体として
の苦情の解決業務の受付件数等について単位会より実
施報告書を提出願ひ、その集計結果等を事業報告に記
載していくことを了解した。

議事2. 苦情の解決業務の単位会の実施状況について

○各委員より所属単位会の実施状況について報告がなされ
た。申込の受付については、協会のホームページを見て問い合
わせ等があるが件数は少ない状況となっている。

○次回の指導運営委員会に向けて各ブロック協議会内の単位
会の状況報告について、資料2に示された3項目を調査し
て、5月29日(金)までにまとめたものを事務局宛送付する
こととした。

なお、苦情の解決業務の受付件数(1月5日～3月31日の期
間)については、事務局において単位会より実施状況報告
書を提出願ひ集計する。

次回委員会において、各委員からの提出資料をもとに協
議することとする。

議事3. 苦情の解決業務実施報告書の経費に係る案件の事例
等について

○苦情の解決業務育成支援制度では、業務実施報告経費の
助成として苦情の申出人と面談を行った案件のうち、パ

ト提出により1案件1万2千円を助成することになっている。

単位会へ参考に示すためのポートの事例内容について、資料3-1苦情の解決業務実施報告書(個別ポート)様式(案)及び資料3-3苦情の解決業務実施報告書(個別ポート)記載要領(案)を事務局が作成し説明がなされた。

- ・記載例3案については、過去に実際にあった苦情処理内容を参考に作成している。

- ・今後単位会より提出される個別ポートは、①相談員の再発防止に向けた参考資料とするもの、②原因に関する所見(考察)の集計データを「国への要望」の根拠データ等とするもの、③原因等を項目別にして印刷物として作成すること等を目的として取り扱いたい。

○苦情の解決業務実施状況報告書を提出する際に、資料3-1の5頁の実施状況集計表も単位会が前記実施状況報告書の数字に基づいて入力していただくようお願いする。

○資料3-1苦情の解決業務実施報告書(個別ポート)様式(案)及び資料3-3苦情の解決業務実施報告書(個別ポート)記載要領(案)について部分修正し、単位会へ文書(差出人は日事連会長と指導運営委員長の連名)を付けてEメールで送付することを了承した。

議事4. その他

○最近の国などの動きとして、住宅瑕疵担保履行法の本年10月完全施行、告示第15号業務報酬基準解説書の動向及びエレベーターの設置基準の政令改正による取扱い等について、事務局より報告がなされた。

●次回委員会 平成21年7月10日(金) 13:30~16:00

■ 行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成21年

5月15日 監査会

18日 適合証明業務登録制度運営委員会

20日 総務・財務委員会

22日 常任理事会

6月2日 通常理事会、政研役員会

3日 建築設計制度等対応特別委員会

4日 構造技術専門委員会

5日 景観・まちづくり特別委員会

12日 会誌編集専門委員会

19日 決算総会、全国会長会議、常任理事会
(帝国ホテル)

23日 日事連建築賞選考委員会

26日 事務局連絡会議(八重洲富士屋ホテル)

会 務 月 報

第315号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第40回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年4月9日(木) 10:00~12:30

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、佐野 吉彦、

望月 淳一、高津 充良

特 別 出 席 宮原 浩輔、大池 真人

事 務 局:北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、

鈴木業務課長、上原

(欠 席 者 委員 榊原 信一)

〈配付資料〉

資料1-1: 設計者のための法適合確認検討会関係資料

資料1-2: 設計者のための法適合確認検討会 契約関連部
会関係資料

資料2: 昇降機に係る法改正建築基準法施行令の施行関係
資料

資料3: 公共建築設計懇談会 意見交換会資料

資料4: 東海地域の建築系大学院生のインターシップ 受け入れ・
検討についての関係資料

参考: 士会連合会インターシップの指針について(建設工業新
聞記事 4/9)

資料5: 業務報酬基準の周知等のあり方意見交換会関係資料

参考資料: 新しい建築設計・工事監理等の業務報酬基準が
策定されました。(パンフレット)

議事1. 設計者のための法適合確認ガイドライン策定について

2009-6 日事連会務月報

(資料1-1、1-2)

設計者のための法適合確認検討会(3/31)の状況等について
特別出席の宮原氏より報告があった。

- ・国土交通省より当会(宮原委員、北野常務理事)に対し、3
月13日に日事連が要望した内容が、主に法適合確認マニ
ュアルに係る事項について、同検討会の中でどう反映される
のか等、事前に説明があった。
- ・構造・設備に係る関係規定のチェックリスト及び関係規定に関す
る法適合チェックシートについて説明があった。
- ・その他、検討会では、構造・設備設計一級建築士について
のパンフレット、設計者のための法適合確認についての講習
会テキスト構成案、各関連部会(構造、設備、契約)の進行状況
等についての説明があった。

続いて、同検討会 契約関連部会(4/1)の状況等について特
別出席の大池氏より報告があった。

- ・契約関連部会では、原設計者が構造・設備設計一級建築士
との業務委託契約を交わす際の参考事例の作成をして
おり、法適合確認業務委託契約書・約款案及び交付すべ
き図書の種類、記名・捺印等について説明があった。
- ・構造・設備関係規定に係る「法適合確認業務」に際して、い
わゆる「意匠図」に基づいて確認・判断を行う場合が多い
と考えられる事項をとりまとめている。

○構造・設備設計一級建築士が自ら設計する場合の追加業
務の取扱いや、構造・設備設計一級建築士が社内にいる
か否かで施主の建築士事務所選別につながることに
ついて各委員より発言があった。

報告により、日事連からの要望(3/31)について2. 法適合確
認マニュアルの早期提示・公表の部分については大方反映されて
いる状況であることを確認した。

議事2. 昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行について
(資料2)

昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行について鈴木業
務課長より報告があった。

- ・安全性向上の観点から昇降機の構造に関する建築基準法

施行令の改正が行われ、本年9月28日に施行される。政令の施行前に昇降機を設置する建物が着工され、完了検査が施行後となる物件について担当行政庁で経過措置の取扱いにより施工済み駆体の手直し等の混乱が生じるため、経過措置の明確化が緊急の課題となっている。

- ・設計に係る大きな問題なので単位会へは3月の全国会長会議等で周知依頼を踏まえた報告を行っている。
- ・日本建築行政会議では、特定行政庁へのアンケート調査の結果等を踏まえ、昇降機の確認申請等の運用方針をまとめている。

議事3. 公共建築設計懇談会意見交換会での状況について (資料3)

公共建築設計懇談会意見交換会の状況について高津委員より報告がなされ、岡本副委員長より追加の説明があった。

- ・3月26日に意見交換会が開催され、岡本副委員長、佐々木委員、高津委員が出席した。
- ・平成20年7月17日に建築3会(日事連、士会連、JIA)で、国の「官庁施設の設計業務等積算要領」で定められた「依頼度」が、地方自治体の発注の際に、設計業務報酬の値切りに使用される例があるため、業務報酬基準の改定に併せて同要領の改善について要望しているが、概ね今回の改定で取り入れられている。
- ・意見交換会では、国の営繕部より3月26日時点での官庁施設の設計業務等積算要領等の改定の状況について、設計業務量算定における略算方法の適用範囲外の補完、設計意図伝達業務量の算定、改修工事に係る総設計・監理業務量の算定方法で新築・改修の別がなくなること、また「依頼度」の設定に関する規定もなくなる(「依頼度」に代わる言葉を検討中)等の報告があった。
- ・国は、4月中旬に開催する全国営繕主管課長会議幹事会で地方公共団体及び関係省庁に対して、改定される積算基準を説明する予定である。

公共建築設計懇談会の検討状況については、今後も当委員会へ報告することとした。

議事4. その他

○東海地域の建築系大学院生のインターシップについて(資料4)

東海地域の建築系大学院生のインターシップの状況について小林委員より説明があり、当会での対応を検討した。

- ・3月に建築学会東海支部より愛知地域の建築8団体連絡会構成団体(愛知会含む)宛に「東海地域における建築系大学院生のインターシップの受入れについて連絡があった。4月から改正建築士法にともなう大学院インターシップ制度の実施にあたって、一部受入事務所が確保できにくい状況があり、受入可能な建築士事務所のリストの提出協力があった。なお、関東圏では受入事務所の確保に特段の問題はないようである。

- ・平成20年6月から仮称・産学連携建築教育推進会議(準備会)で、今後は、建築関係団体で構成する「産学連携建築教育連絡会議」において、インターシップの運用に係る対応が協議される予定である。

- ・4月8日に士会連合会が団体独自の「建築士会インターシップガイドライン」を策定し、実施要領に併せて詳細な書式等を公表した。

検討の結果、インターシップに係る当会の対応については教育・情報委員会で協議することとした。

○業務報酬基準の周知等のあり方意見交換会について(資料5)

業務報酬基準の周知等のあり方意見交換会(4/8)の検討状況等について、佐々木委員より報告があった。

- ・平成21年1月から建築士法講習会(業務報酬基準等)を開催しているが、今後の全国的な周知方法、また追加業務における四会約款との整合等について、主に業務報酬基準改定委員会幹事会WGのメンバーが委員となって検討している。

○次回委員会日程

平成21年6月3日(水) 14:00～16:00 日事連会議室

■第4回 業務・技術委員会概要

日 時 平成21年5月12日(火) 14:00～16:45

会 場 日事連会議室

出席者 委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委 員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、
三原秀樹

担当副会長:八島英孝

日事連事務局:北野、恩田、吉田、鈴木、千浜、市川、今泉

(配付資料)

資料1:業務・技術に関する平成20年度事業報告(案)

資料2:建賠保険制度の推進に係る専門委員会関係資料に
ついて

資料3:四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改
正の検討状況の報告について

資料4:公共建築設計懇談会 意見交換会関係資料

資料5:法適合確認講習会資料

資料6:昇降機に係わる改正建築基準法施行令の施行によ
る緊急事項について

資料7:「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報
提供」関係資料

○議事に先立ち、当委員会と構造技術専門委員会との連携
について今後上野副委員長が同専門委員会に出席し、連
携を図ることとなった旨、木村委員長より説明され、了承
された。

議事1. 業務・技術に関する平成20年度事業報告(案)について

○資料1により業務・技術に関する平成20年度事業報告(案)
について事務局より説明され、これを了承した。

議事2. 建賠保険等調査専門委員会の報告について

○資料2により第1回建賠保険等調査専門委員会について事
務局より説明された。建賠保険の加入状況と支払の状況、
今後の課題などにつき検討した旨、報告された。

滅失・き損問題への対応については何か対策はあるのか
との質問が出され、建賠保険等調査専門委員会で今後前
向きに検討していくこととなった。

議事3. 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正
の検討状況の報告について

○資料3により四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約
款の検討状況が事務局より報告された。おもな内容は以
下の通り。

- ・改正内容は平成20年11月28日の改正建築士法の施行
と国土交通省告示第15号(業務報酬基準)で示された
標準業務および標準外業務にもとづく改正。発行時期
は7月上旬を目途としているが作業の進捗状況によっ
ては遅れる場合がある。
- ・周知については大成出版より解説書が出版される予
定であるほか、同時期に工事請負契約約款の改正版が
発行されることから合同の講習会が全国8会場で予定
されている。

○次のような意見が出された。

- ・日事連として契約書の周知に関して何か行うべきでは
ないか。
- ・ブロック協議会あるいは単位会ごとで講習を行えるよう
な体制を整える必要がある。
- ・日事連で講師講習会を行い、契約書を作成した委員会
に講師の協力を依頼してはどうか。
- ・DVDなどを作成して講習を行う方法も考えられる。

議事4. 官庁施設の設計業務等積算基準等の改定について

○資料4により官庁施設の設計業務等積算基準等の改定に
ついて事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・官庁施設の設計業務等積算基準および積算要領の改定
内容は、告示第15号(業務報酬基準)の内容にあわせた
ものであり、設計三会で要望していた事項もおおむね
取り入れられた内容となっている。
- ・今後は地方公共団体への普及を目指していくことが重
要。関係団体と共同して要望していくなどの方策を考
えたい。

○関係団体共同での要望をふまえ、単位会でもそれぞれ地

方公共団体へ要望していくなどの活動を行っていく必要があることを確認した。

議事5. 設計者のための法適合確認がトライ/策定について

○資料5により5月27日より施行される予定の構造・設備設計一級建築士による法適合確認について事務局より説明された。次のような意見が出された。

- ・意匠図、設備図にも構造設計一級建築士の確認が必要な事項があり、構造設計一級建築士の確認の印がないと建築確認が受け付けられないなど確認申請が混乱するおそれがある。
- ・設備設計一級建築士は、電気、給排水などそれぞれ専門分野があり、専門分野外の実務に関してはわからない場合がある。複数の設備設計一級建築士への依頼が必要になるなど問題が生じるおそれがある。
- ・今後、法施行後の動きをみながら何か運動していくことが必要ではないかと思われる。

議事6. 昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行について

○資料6により昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行について事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・昇降機の構造に関する建築基準法施行令は今年9月28日に施行される予定であるが、完了検査が政令の施行後となる物件は担当行政庁の経過措置の取り扱いにより施工済みの躯体の手直し等の混乱が生じるおそれがあるため、施行日前後の確認申請や着工にあたっては経過措置を確認するよう周知・徹底を図る必要がある。
- ・資料6のp. 7、8、9「日本建築行政会議」の資料については取扱注意とし当委員会かぎりの資料とする。

議事7. 「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」について

○資料7により「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」について事務局より説明された。

一般社団法人すまいまちづくりセンター連合会において税

制優遇が受けられる長期優良住宅の設計を行う建築士事務所を登録して広く情報提供を行うもので、会員への周知を図ることが確認された。

○四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正についての普及・周知方法、官庁施設の設計業務等積算基準等の改定、構造・設備設計一級建築士による法適合確認などについて今後日事連としてどのように検討していくかを業務・技術委員会から常任理事会などへ提案する必要があるのではないかという意見が出され、今後検討していくこととした。

◎次回委員会

平成21年7月30日(木) 14:00～16:30 日事連会議室

■第4回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成21年4月14日(火) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長・野呂敏秋、副委員長・横須賀満夫、

委員・沖野 寛、新井典夫、吉田勝則、下西伊佐男、

山下卓治、国吉真正

欠 席 担当副会長・外木場久雄

〈配付資料〉

資料1:建築士事務所キャンペーンの実施要項(案)

資料2:平成21年度要望(案)

資料3:日事連案内(概要)パンフレットの作成について

資料4:ホームページの活用促進の検討

資料5:「優良な住宅・建築・街並み及びその記録の保全に関する懇談会」の開催に伴う委員の推薦のお願い

参考1:第3回委員会記録

議 事

1. 建築士事務所キャンペーンの実施要項(案)の検討

平成21年度についても昨年度同様、改正建築士法の周知を第一の目的とし、統一テーマのもと建築士事務所キャンペーンを実施することとし、資料1の実施要項(案)について協議

した結果、以下のとおり決定した。

・実施の趣旨

改正建築士法の周知を第一の目的とし、法定団体としての建築士事務所協会の役割及び会員である建築士事務所の業務を中心に国民へ広報する

・統一テーマ

「信頼のあかし 建築士事務所協会

～法定化された建築士事務所協会の会員はあなたをサポートします～」

・開催時期 10月、11月を中心とする。

・配付資料

新・建築士制度普及協会等が作成している改正建築士法の周知パンフレット(新建築士制度PRパンフレット、重要事項説明案内パンフレット、住宅瑕疵担保履行法消費者向けパンフレット)を、関係機関と調整の上従来の配布資料に追加する。

・助成方法 昨年度と同様、上限を60万円として助成する。

2. 平成21年度要望項目等について

平成20年度要望項目「改正建築基準法・改正建築士法の施行に関する市民への周知徹底の要望」については、国も様々なパンフレットを作成し、周知活動を実施しているため、項目から削除することを了承したうえ、資料2の平成21年度要望(案)について協議した結果、文言の一部は修正するが要望項目は以下のとおり決定した。なお、单位会への要望書送付時期は、6月下旬頃を予定する。

平成21年度の要望項目

- ①国土交通省告示第15号(新業務報酬基準)の遵守及び積算要領から「依頼度」の削除を要望
- ②公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたり、品確法的主旨に則り価格以外の要素を考慮した選定を要望
- ③公共建築物の設計業務の発注に際し、委託先の建築士事務所の選定について、構造/設備設計一級建築士の有無による不利益な状況が生じないよう適切な対応を要望

- ④建築設計・工事監理の発注に際して、賠償責任保険への加入を条件とすることを要望

3. 日事連案内(概要)パンフレットの作成について

日事連案内(概要)パンフレットについては、平成2年を最後に作成していなかったが、対外的にも必要であるため、事務局より従来の内容を参考に会長挨拶、新建築士事務所憲章を加えたパンフレット(案)により、新たに作成することを提案し了承された。

なお、項目の配置、盛り込む内容についていただいたご意見を反映した修正を行うこととし、最終決定については、野呂委員長、三栖会長に一任することとした。

4. ホームページの活用促進の検討について

事前に各委員に実施したアンケート調査結果報告及び項目別のアクセス数等資料説明をし、意見交換を行った結果、ほとんどアクセスのない項目等の整理をしたうえで、全体のリニューアルも含めた協議を、今後進めていくこととした。

5. その他

- ①「優良な住宅・建築・街並み及びその記録の保全に関する懇談会」への委員の推薦について(報告)

「優良な住宅・建築・街並み及びその記録の保全に関する懇談会」への委員派遣については広報・渉外委員会で対応することとし、横須賀副委員長を委員として派遣することとした旨報告した。

次回委員会 平成21年7月9日(木)13:30～16:00

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますので
ご了承ください。

平成21年

6月19日 通常総会(決算総会)、全国会長会議、

常任理事会 (帝国ホテル)

自由民主党建築設計議員連盟総会

(自民党本部)

23日 日事連建築賞選考委員会

26日 事務局連絡会議 (八重洲富士屋ホテル)

7月 1日 教育・情報委員会

9日 広報・渉外委員会

10日 指導運営委員会

13日 景観・まちづくり特別委員会

22日 建賠保険等調査専門委員会

27日 建築設計制度等対応特別委員会

28日 全国大会運営特別委員会

30日 業務・技術委員会



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年6月 通常理事会概要

1. 日 時 平成21年6月2日(火) 13:30~16:00

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 32名(内、表決委任状提出者4名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

理 事 秋野卓生、上野浩也、上原伸一、計良光一郎、
定行まり子、野呂幸一、水谷達郎、水庭武宣、
村山高文、森野美徳、山中保教、横須賀満夫、
割田正雄

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

理事: 浅野善治、河野久、須賀川勝、馬場錬成

欠席者 理事: 大野和男、宮原克平

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

三栖邦博会長、上野浩也理事、上原伸一理事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成21年5月22日、常任
理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、専務理事より次の
説明がなされた。

① 景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員の決定の件

景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員について
資料1の通り決めた。

景観・まちづくり活動に対する国の助成事業が始まっ
たが、これに対する日事連としての対応をどうしてい
くかが当面の課題ではあるが、景観・まちづくり活動
はこれからの重要なテーマであり、地域における景観ま
ちづくり活動に対してどのように対応するか、単位会
との連携、人材育成等も含め日事連としての対応方針
を検討していくことを目的に設置した。委員会構成は
横須賀満夫理事(広報・渉外副委員長)を委員長とし、
委員は単位会で景観・まちづくりに関係している方々
を中心にお願いした。

議長より、常任理事会で決定した景観・まちづくり特別
委員会の設置及び委員の議案について諮ったところ、
異議なく、これを承認した。

2) 新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3
会の共同要望承認の件

新業務報酬基準が本年1月7日に告示され、これに伴い国
土交通省所管の官庁施設の設計業務等積算基準及び要
領が4月1日付で改定されたが、特に地方自治体に対し公
共建築設計等の発注に際し、告示の遵守と国の設計業務
等積算基準等の改定に沿って依頼度の規定を見直し、削
除することを強く要望していく必要がある。このため建
築3会が一つとなって共同で全国レベルでの共同要望書を

まとめ、要望活動はそれぞれの地方組織が共同で行えるような仕組みとしたい。要望書の内容は建築3会を中心に調整し、夏頃から順次地方組織による地方自治体への共同要望活動の展開が可能なように準備を進めていきたい旨の説明が、専務理事より、資料2によってなされた。議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

3) 平成21年度の要望項目の承認の件

野呂広報・渉外委員長より、常任理事会で検討した平成21年度の要望項目について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととし、6月末頃に各単位会に送付する予定であるので、単位会は順次地方自治体や市町村等の発注部局に要望願いたい。

①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること及び慣例的に行われている「依頼度」の規定の削除と全面的な見直し。

②公共建築物の設計者の選定については建築物の規模や特性等に応じて技術的能力、提案内容、実績等を参考に入札方式以外の方法による選定を行うこと。

③公共建築物の設計業務の発注に際しては、委託先の建築士事務所に構造設計/設備設計一級建築士の有無による選定を行わないよう適正な対応を行うこと。

④建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおりこれを承認した。

これに関連して次の趣旨の意見が出た。

○資料2の要望も資料3と同時期に行うことができないか。

一資料2の要望は中央の建築3会での共同要望であるため、それぞれの団体間の調整が必要である。できるだけ早く中央での団体間の調整を行う予定ではあるが、現実的には各県の地元での建築団体との調整等を考えると7月から8月に入ってから要望となるのではないかと考えてい

るが、できるだけ早く調整を図ってきたい。

4) 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認の件

建築士事務所キャンペーン事業は、平成21年度で11回目を迎える事業である。基本的な実施要項は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～法定化された建築士事務所協会の会員はあなたをサポートします～」としている。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する形式とし、事前に「事業計画書及び収支予算書」の提出を求め提出後の翌月に送金することとしている。収支予算書において支出額が60万円未満の場合は、その金額を送金し、また、収支予算書において支出額が60万円以上の場合で、キャンペーン事業終了後に提出された「実施結果報告書及び収支報告書」により支出額が60万円に満たなかった場合は、差額を返金していただくことにしている旨の説明が、野呂広報・渉外委員長より、資料4によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

5) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日の承認の件

事務局より、平成22年度に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び大会会場については、開催日：平成22年10月1日、大会会場：帝国ホテルを予定している旨の説明が資料5によってなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

6) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日の承認の件

事務局より、平成23年度に開催する第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日及び大会会場については、開催日：平成23年10月21日、大会会場：福島県文化センター

が予定されている旨の説明が資料6によってなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

7) 第52回通常総会議案の承認の件

①平成20年度事業報告承認の件(第1号議案)

各常置委員会委員長及び専務理事から資料7-1(議案書)及び資料7-2(説明書)のうち、第1号議案に該当する平成20年度事業報告案について、会議報告、改正建築基準法の施行及び改正建築士法に係る対応等、指定法人業務、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

議長より、平成20年度事業報告について諮ったところ、異議なく、資料7-1(議案書)のとおりこれを承認し、第52回通常総会で第1号議案として提案することを承認した。

②平成20年度収支決算承認の件(第2号議案)

総務課長より、資料7-1(議案書)及び資料7-2(説明書)のうち第2号議案に該当する平成20年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

平成20年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約3,760万円の増収となった。事業活動支出は予算額より約2,741万円の支出減となった。予備費支出は発生せず、当期収支差額は約3,228万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約7,067万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約13万円の増収となった。事業活動支出は予算額より約155万円の支出減となった。当期収支差額は約3,800円になり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予

算額より約710万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約621万円の支出減となった。当期収支差額では約72万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約237万円となった。

三会計の合計では、事業活動収入計は約50,063万円、事業活動支出合計は約46,907万円、当期収支差額は約3,156万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約7,548万円となった。

③監査報告

大内監事より、i)会計監査人 公認会計士横山和司氏の方法及び結果は、相当である、ii)事業報告書の内容は、真実であると認める、iii)理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する事実はない、旨の監査報告がなされた。

議長より、平成20年度収支決算について諮ったところ、異議なく、資料7-1(議案書)のとおりこれを承認し、第52回通常総会で第2号議案として提案することを承認した。

8) 第52回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第52回通常総会等の日程及び運営について資料8により次の説明がなされた。

平成21年6月19日(金) 会場:帝国ホテル

11:00～13:15 6月常任理事会

13:30～16:00 第107回建築士事務所協会全国会長会議

16:05～17:00 第52回通常総会(平成20年度決算総会)

17:15～19:00 懇親会

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

9) 平成21年度の理事会より常任理事会に委任する事項の承認の件

事務局より、平成21年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料9によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料9のとおりこれを承認した。

(4) 報告事項

1) 官庁施設の設計業務等積算基準の改定について

専務理事より、資料10によって次の趣旨の報告がなされた。
国土交通省では、官庁施設の設計業務等の業務委託費の算出を行うための積算基準として官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領を公表しているが、新業務報酬基準として国土交通省告示第15号が公示されたことにより、本年4月に積算基準を改定した。主な改定事項は、設計、工事監理業務量の算定方法では、新告示と同様に延べ面積に応じて業務量を算定する方法になったこと、設計意図の伝達業務の業務量を算定することになったこと、業務量全体に関する「依頼度」の設定に関する規定を削除したこと、追加業務に関して「積算業務」、「完成図の確認業務」について新たに業務量が設定されたこと等である。

2) 建築士試験受験資格に係るインターシップの状況について

佐野教育・情報委員長より、教育・情報委員会で検討している建築士試験受験資格に係るインターシップの状況を資料11によって次の報告がなされた。

建築士試験受験資格に係るインターシップについては、建築士の指定試験機関である建築技術教育普及センターが、大学院における実務経験の審査基準(案)及び実務経験の確認申請書の受付を公表した。学生の受入を希望する事務所に対する情報提供については、6月に開催する「産学連携建築教育連絡会議」(事務局:日本建築学会)の場で各団体と連携して受入事務所を希望する大学院等の情報を提供することを考えていきたい。

3) 国の建築基準等整備促進補助事業(建築の質の向上関連)について

平成20年度から国の建築基準等整備促進補助事業(建築の質の向上に関する検討)が公募形式で行われ、平成21年度も引き続き行われる。平成21年度調査では、各団体による「建築の質の向上に関する提案」に関する調査を行うとともに、平成20年度・平成21年度に調査を行った各団体が、コンソーシアムを構成して各団体が検討した「建築の

質の向上に関する提案」について、とりまとめ調査等を行い、提案をまとめることになっている。このため本連合会でも、同調査は建築基本法の検討とも関連していることや国の要請等も踏まえ、平成21年度の調査に応募することとし、その検討にあたっては理事会に適宜報告しながらまとめていきたい旨の報告が、専務理事より、資料12によってなされた。

4) 自治体の建築設計業務発注における参加条件について

平成21年5月27日より、一定の建築物の設計について構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与が義務付けられた。この構造設計/設備設計一級建築士の資格制度については、資格取得者数が十分でないこと、また資格者の地域偏在等が問題となっているなか、同制度の趣旨が誤解され、構造設計/設備設計一級建築士が所属しない建築士事務所が業務を受注するに際し不利益を被ることが危惧された。

建築士制度は、設計・工事監理業務を行う資格は建築士であり構造設計/設備設計一級建築士の役割は、一定の建築物についてその関与を義務付けることであり、実際に設計を行う建築士事務所に所属しない構造設計/設備設計一級建築士が行っても何ら問題はない。

国土交通省でも、5月22日に開催した都道府県建築士法担当者会議において、井上建築指導課長が「公共建築の発注に際し、専門資格者を建築士事務所に所属させることを要件とすることは、改正建築士法の円滑な施行を妨げ、意匠中心の建築士事務所を排除することに繋がるため、厳に慎んでほしい」とあらためて要請したが、今般、一、二の自治体において建築設計業務の発注に係る建築士事務所の選定にあたり、プロポーザルの参加条件に構造設計一級建築士と設備設計一級建築士が所属する建築士事務所という条件を設定した。今後、都道府県内の自治体において同様の事態が発生する可能性があるため、5月28日に連合会から単位会に対し、情報の収集に努めること及びこのような発注条件を課す自

治体の情報があれば、直ちに単位会においてその真意を確かめ、注意喚起と要望活動を行うよう各単位会に「公共建築の設計業務の発注に係る建築士事務所の選定について構造設計/設備設計一級建築士の所属の有無を設ける自治体への改善要望活動について」という文書を発信し、要請した。また、翌5月29日に国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長宛に法適合確認の義務付け等の主旨は専門資格者が所属していない建築士事務所の入札等への参入機会を制限することを意図したものでない旨の通知が出された等の報告が、専務理事より、資料13によってなされた。

5) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書式の改正検討状況について

事務局より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。改正建築士法等の施行に伴い四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正の検討を4団体から選出された委員等で構成された改正検討委員会で行っている。改正検討委員会はワーキング及びア会議等が昨年の8月26日から5月25日迄の間に44回開催され、検討が進められているが、改正版の発行は8月上旬になる見込みである。また、今回の資料は中間報告資料であるが、内容について意見があれば6月12日迄に事務局に提出願いたい。なお、6月19日に開催する常任理事会で最終案を専決事項として決定を行う予定である。

6) 長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供について

常務理事より、資料15によって次の趣旨の報告がなされた。長期優良住宅の普及促進に関する法律が6月4日に施行される。建築主は、長期優良住宅の建築にあたって「長期使用構造」等の基準を満たす住宅を設計し、必要な設計図書を所管行政庁に提出して「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けることにより税制優遇措置が受けられることになる。国土交通省では、長期優良住宅の普及と円滑な促進を図るため、一般社団法人すまいづくりまち

づくりセンター連合会(すままち連合会)を通じて、長期優良住宅の設計を行う建築士事務所を登録し、広く一般消費者や住宅生産者に情報提供を行う「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」という登録制度を設けた。登録にあたっては長期優良住宅の技術講習を受講していることなどが要件となっている。同登録制度について建築士事務所を構成員とする団体として協力することとした。これらについては、単位会へ既に連絡をしている。

7) 会員・構成員異動報告

平成21年2月末日から平成21年4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料16の通り。

平成21年2月28日現在

正会員46団体、構成員14,895事務所、賛助会員5社

平成21年3月31日現在

正会員46団体、構成員14,822事務所、賛助会員5社

平成21年4月30日現在

正会員46団体、構成員14,839事務所、賛助会員5社

〈配付資料〉

資料1: 景観・まちづくり特別委員会の設置について(案)

資料2: 新業務報酬基準制定に伴う、公共建築設計等業務発注に係る地方自治体への共同要望活動について(案)

資料3: 要望書(案)

資料4: 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)

資料5: 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日について

資料6: 平成23年度・第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日について

資料7-1: 第52回通常総会議案書(平成20年度決算総会)

資料7-2: 平成20年度事業報告・収支決算説明書

資料8: 第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料9:平成21年度・理事会より常任理事会に委任する事項
案

資料10:官庁施設の設計業務等積算基準等の改定について

資料11:建築士試験受験資格に係るインターシップの状況等について

資料12:平成20年度建築基準整備促進補助金事業、平成21年度建築基準整備促進補助金事業の事業主体の募集について

資料13:公共建築の設計業務の発注に係る建築士事務所の選定について構造設計/設備設計一級建築士の所属の有無を設ける自治体への改善要望活動について

資料14:「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約書、契約約款、業務委託書」等の改正作業の検討状況の中間報告について

資料15:「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」について(協力依頼)

資料16:会員・構成員異動報告書

■平成21年5月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年5月22日(金)13:30～16:20

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 12名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、鈴木誠一、外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、

髭右近外嘉、山田美光

欠 席 者 山崎善利副会長、本澤宗夫副会長

事 務 局 恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、鈴木雅之業務課長、

前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、山本茂男副会長、野呂敏秋常任理事

6. 議事進行役

山本茂男副会長

7. 議 事

(1) 専決事項

1) 景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員の決定の件
専務理事より、景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

景観・まちづくり活動に対する国の助成事業が始まったが、これに対する日事連としての対応をどうしていくかが当面の課題ではあるが、景観・まちづくり活動はこれからの重要なテーマであり、地域における景観まちづくり活動に対してどのように対応するか、単位会との連携、人材育成等も含め日事連としての対応方針を検討していくことを目的に設置したい。委員会構成は次のとおりとしたい。

横須賀満夫(理事、広報・渉外副委員長)を委員長とし、委員は単位会で景観・まちづくりに関係している専門家をお願いしている。

以上の説明の後、景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員の決定について諮ったところ、異議なくこれを決定した。

(2) 協議事項

1) 新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望について

専務理事より、新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望について、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

新業務報酬基準が本年1月7日に告示され、これに伴い国

土交通省所管の官庁施設の設計業務等積算基準及び要領が4月1日付で改定されたが、特に地方自治体に対し公共建築設計等の発注に際し、告示の遵守と国の設計業務等積算基準等の改定に沿って依頼度の規定を見直し、削除することを強く要望していく必要がある。このため建築3会が一つとなって共同で全国レベルでの共同要望書をまとめ、要望活動はそれぞれの地方組織が共同で行えるような仕組みとしたい。要望書の内容は建築3会を中心に調整し、夏頃から順次地方組織による地方自治体への共同要望活動の展開が可能のように準備を進めていきたい。

協議の結果、資料2の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成21年度の要望項目について

野呂広報・渉外委員長より、広報・渉外委員会で検討した平成21年度の要望項目について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。

①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること及び慣例的に行われている「依頼度」の規定の削除と全面的な見直し。

②公共建築物の設計者の選定については建築物の規模や特性等に応じて技術的能力、提案内容、実績等を参考に入札方式以外の方法による選定を行うこと。

③公共建築物の設計業務の発注に際しては、委託先の建築士事務所に構造設計/設備設計一級建築士の有無による選定を行わないよう適正な対応を行うこと。

④建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること。

協議の結果、資料3の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

3) 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について

野呂広報・渉外委員長より、広報・渉外委員会で検討し

た平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年度で11回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～法定化された建築士事務所協会の会員はあなたをサポートします～」としている。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する形式とし、事前に「事業計画書及び収支予算書」の提出を求め提出後の翌月に送金することとしている。収支予算書において支出額が60万円未満の場合は、その金額を送金し、また、収支予算書において支出額が60万円以上の場合で、キャンペーン事業終了後に提出された「実施結果報告書及び収支報告書」により支出額が60万円に満たなかった場合は、差額を返金していただくことにしている。

協議の結果、資料4の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

4) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日について

事務局より、平成22年度に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び大会会場については、開催日:平成22年10月1日、大会会場:帝国ホテルを予定している旨の説明が資料5によってなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料5を6月通常理事会に提案することを決めた。

5) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日について

事務局より、平成23年度に開催する第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日及び大会会場については、開催日:平成23年10月21日、大会会場:福島県文化センターが予定されている旨の説明が資料6によってなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料6を6月通常理事会に提

案することを決めた。

6) 第52回通常総会の議案について

①平成20年度事業報告案について

事務局長より資料7-1、資料7-2のうち第1号議案に該当する平成20年度事業報告案について、会議報告、改正建築基準法の施行及び改正建築士法に係る対応等、指定法人業務、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料7-1及び資料7-2の第1号議案に該当する平成20年度事業報告の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

②平成20年度収支決算案について

総務課長より資料7-1、資料7-2のうち第2号議案に該当する平成20年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

平成20年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約3,760万円の増収となった。事業活動支出は予算額より約2,741万円の支出減となった。予備費支出は発生せず、当期収支差額は約3,228万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約7,067万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約13万円の増収となった。事業活動支出は予算額より約155万円の支出減となった。当期収支差額は約3,800円になり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約710万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約621万円の支出減となった。当期収支差額では約72万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約237万円とな

った。

協議の結果、原案を了承し、資料7-1及び資料7-2の第2号議案に該当する平成20年度収支決算の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

7) 第52回通常総会等の日程及び運営について

第52回通常総会等の日程及び運営について資料8により協議がなされた。協議の結果、資料8を6月通常理事会に提案することを決めた。なお、当日の日程は次の通りとすることとした。

平成21年6月19日(金) 会場:帝国ホテル

11:00～13:15 6月常任理事会

13:30～16:00 第107回建築士事務所協会全国会長会議

16:05～17:00 第52回通常総会(平成20年度決算総会)

17:15～19:00 懇親会

8) 平成21年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、平成21年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料9によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料9を6月通常理事会に提案することを決めた。

9) 6月通常理事会の議題等について

6月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を6月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 官庁施設の設計業務等積算基準の改定について

専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

国土交通省では、官庁施設の設計業務等の業務委託費の算出を行うための積算基準として官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領を平成17年6月に策定し公表しているが、新業務報酬基準として国土交通省告示第15号が

公示されたことにより、積算基準を改定した。主な改定事項は、設計、工事監理業務量の算定方法では、新告示と同様に延べ面積に応じて業務量を算定する方法になったこと、設計意図の伝達業務の業務量を算定することになったこと、業務量全体に関する「依頼度」の設定に関する規定を削除したこと、追加業務に関して「積算業務」、「完成図の確認業務」について新たに業務量が設定されたこと等である。

2) 建築士試験受験資格に係るインターシップの状況について

佐野教育・情報委員長より、教育・情報委員会で検討している建築士試験受験資格に係るインターシップの状況を資料12によって次の報告がなされた。

建築士試験受験資格に係るインターシップについては、建築士の指定試験機関である建築技術教育普及センターが、大学院における実務経験の審査基準(案)及び実務経験の確認申請書の受付を公表した。学生の受入れを希望する事務所に対する情報提供については、6月に開催する「産学連携建築教育連絡会議」(事務局:日本建築学会)の場で各団体と連携して受入事務所を希望する大学院等の情報を提供することを考えていきたい。

3) 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正の検討状況について

事務局より、資料13によって次の趣旨の報告がなされた。

改正建築士法等の施行に伴い四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正の検討を4団体から選出された委員等構成された改正検討委員会で行っている。改正検討委員会はワーキング及びコア会議等が昨年の8月26日から5月22日迄の間に44回開催され、検討が進められているが改正版の発行は8月上旬になる見込みである。また、今回の資料は中間報告資料であるが、内容について意見があれば5月29日迄に提出願いたい。なお、6月19日に開催する常任理事会で最終案を専決事項として決定を行う予定である。

○これに関連した意見として、業務委託書のなかで、必須業務との記載があるが、これは委託者や紛争になった場合に誤解を招く表現なので、例えば基本業務としたほうが良いのではとの提案があり、提案内容を改正検討委員会に連絡することとした。

4) 長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供について

常務理事より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

長期優良住宅の普及促進に関する法律が6月4日に施行される。建築主は、長期優良住宅の建築にあたって「長期使用構造等」の基準を満たす住宅を設計し、必要な設計図書を所管行政庁に提出して「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けることにより税制優遇措置が受けられることになる。国土交通省では、長期優良住宅の普及と円滑な促進を図るため、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会(すままち連合会)を通じて、長期優良住宅の設計を行う建築士事務所を登録し、広く一般消費者や住宅生産者に情報提供を行う「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」という登録制度を設けた。登録にあたっては長期優良住宅の技術講習を受講していることなどが要件となっている。同登録制度について建築士事務所を構成員とする団体として協力する必要性があると考え、協力することとした。これらについては、単位会へ既に連絡をしている。

5) 北海道・東北ブロック協議会からの建築士定期講習に係る要望について

鈴木副会長より、北海道・東北ブロック協議会からの建築士定期講習に係る要望について①年間の受講申込書配布機関及び受講申込受付期間の早期決定、②受講申込書の配布数を増やすこと及び申込方法等の改善と受講料の見直し、③講義内容のDVDの導入等の要望内容の報告が資料15によってなされた。

なお、教育・情報委員会では、建築士定期講習に係る改善意見等のアンケート調査を既に単位会宛に行い、多数の意見が提出されているので、今回の要望内容も含めて今後、教育・情報委員会で検討していくこととした。

6) 会員・構成員異動報告

平成21年3月末日及び4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料16の通り。

平成21年3月31日現在

正会員46団体、構成員14, 822事務所、賛助会員5社

平成21年4月30日現在

正会員46団体、構成員14, 839事務所、賛助会員5社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料17、資料18により報告がなされた。

〈配付資料〉

資料1: 景観・まちづくり特別委員会の設置について(案)

資料2: 新業務報酬基準制定に伴う、公共建築設計等業務発注に係る地方自治体への共同要望活動について(案)

資料3: 要望書(案)

資料4: 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)

資料5: 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日について

資料6: 平成23年度・第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日について

資料7-1: 第52回通常総会議案書(平成20年度決算総会)

資料7-2: 平成20年度事業報告・収支決算説明書

資料8: 第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料9: 平成21年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料10: 平成21年6月通常理事会開催通知

資料11: 官庁施設の設計業務等積算基準等の改定について

資料12: 建築士試験受験資格に係るインターシップの状況等について

資料13: 「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約書、契

約款、業務委託書」等の改正作業の検討状況の中間報告について

資料14: 「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」について(協力依頼)

資料15: 要望書(北海道・東北ブロック協議会からの建築士定期講習に係る要望について)

資料16: 会員・構成員異動報告書

資料17: 後援、協賛名義使用の件

資料18: 経過報告

■第41回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年6月3日(水) 15:30～17:45

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
望月 淳一、高津 充良

特別出席

四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワーキンググループ

委員 五味 道雄、生駒 勝

事務局: 北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、
鈴木業務課長、上原

(欠席者 委員 佐野 吉彦)

〈配付資料〉

資料1: 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款改正検討委員会 改定作業中間報告

資料1参考: 平成21年国土交通省告示第15号

資料2: 官庁施設の設計業務等積算基準等の改定及び改定に関する要望(案)関係資料

資料3: CI-NET情報化評議会 政策委員会関係資料

資料4: 平成21年度建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」への応募について

議事1. 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書式の

改正状況等について(資料1、参考資料)

特別出席の五味氏より改正状況の概要及び生駒氏よりパワーポイントにより内容についての説明があった。

- ・「建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討委員会」、コア会議及び2つのワーキンググループ(いずれも事務局/日事連)において、平成11年に制定した現行の契約書式を叩き台として改正建築士法及び業務報酬基準告示15号で示された標準業務及び標準業務に付随する標準外業務の具体的な内容に基づく改正作業を行っている。
- ・現行は「設計・監理」、「設計」、「監理」の3種類の書式があるが、新書式は業務に応じて組み合わせて使用する。また、約款も一本化される。
- ・改正版の契約書式は平成21年8月を予定しているが、作業の進捗状況により延期される場合がある。
- ・全国主要都市での講習会の開催及び(株)大成出版社より解説書の出版が予定されている。

以上の説明に続き、主に以下の発言等があった。

○5月常任理事会で説明した際、オプション業務部分に係る契約記載があることにより業務量が多くなり、記載漏れ等への対応など考慮が必要ではないか、との意見があった旨の発言があった。

一書式の使用方法については講習会等の説明により理解を得られるのではないかと。作成当初は業務量が多いと感じるかもしれないが、問題があった場合の記録としては大変有効である。

○業務報酬基準告示15号で業務量を示しているが、業務量に対する成果物が一致しないことに対する質問への考え方はどうか。国土交通省のQ&Aとして記載されることが想定されている。

一業務報酬について約款で詳細に対応するものではないと考えるが、書式には告示にも記載がない場合の記入欄を用意している。書式には、特化して記載しないが、回答を委員会として用意することは必要があると考え。

○本会では「建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワー

キンググループ」を設置して、書式の改正について本会としての対応を行っている。

なお、当書式等については6月19日の常任理事会で契約書式の最終案を専決事項として決定することとしている。

議事2. 官庁施設の設計業務等積算基準等の改定及び改定に関する要望等について(資料2)

官庁施設の設計業務等積算基準等の改定及び改定に関する要望等について事務局より報告があった。

- ・業務報酬基準告示15号公示に伴い、4月17日に官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領が公表された(4月1日に遡って適用)。改定にあたっては公共建築設計懇談会意見交換会の場でも国土交通省営繕部局等から説明を受け、日事連からも岡本副委員長、佐々木委員が出席して意見交換を行ってきた。
- ・積算要領については、業務報酬基準15号の略算方法を使用できない小規模なもの及び大規模なものは新たに算定方法を設定する、「依頼度」の設定に関する規定が削除されるなど大幅な見直しが行われた。
- ・5会会長会議で了承の上、本会、士会連合会、JIAで、公共建築設計等業務発注に係る地方自治体への共同要望活動として、国土交通省の設計業務等積算基準等に準じた基準の策定と運用を強く要望することとしている。

報告に続き、業務報酬に係る再調査等について話題があった。なお、今後も状況に注視することとした。

議事3. CI-NET情報化評議会 政策委員会の状況について(資料3)

「CI-NET情報化評議会 政策委員会」の状況について、当委員会に出席している望月委員より報告があった。

- ・CI-NET情報化評議会に設置された政策委員会(いずれも事務局は(財)建設産業情報化推進センター)が6月3日に第1回が開催された。これまでも当該委員会へ日事連から委員が出席していた経緯がある。
- ・CI-NETは発注者(ゼネコ等)と受注者間で行う電子商取引等の運用の仕組みであるが、中小規模のゼネコ等ではま

だ利用率が低いと、評議会内に各種委員会及びワーキンググループを設け、普及に向けた具体的な活動を行っている状況である。

- ・設計製造情報化評議会(C-CADEC)では設計図書の標準化、共通のソフトウェア開発など、建築設計により関係のある内容を扱っているが、企業のみでの参加とされている。

議事4. 平成20年度建築基準整備促進補助金事業における建築関係8団体による「建築の質の向上に関する検討」等について(資料4)

平成20年度建築基準整備促進補助金事業における「建築の質の向上に関する検討」等及び平成21年度同事業について高津委員及び吉田調査役より説明があり、当会での対応を検討した。

- ・平成21年度建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」への応募について、平成20年度は8団体が提出した。平成21年も6月8日から17日まで受け付けられている。
- ・社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において「建築基本法」制定に向けた審議がスタートしており、平成21年末にかけて「建築基本法」案がとりまとめられるのではないかと情報がある。
- ・平成20・21年度当該調査実施団体が今後コンソーシアムを構成し、各団体が調査した「質の向上に関する提案」のとりまとめの調査を行い、提案をまとめることとしており、この提案が「建築基本法」案に影響があると考えられる。
- ・本会としては「建築士事務所に関わる諸問題の考え方」をとりまとめることには団体運営の基本方針としても重要な意義があることから平成21年度の当該事業に応募することとした。

検討の結果、平成21年度の当該事業に応募することとした。具体的作業を行う「(仮称)基本法部会」を当委員会に設置し、岡本副委員長、佐々木委員、小林委員、望月委員、高津委員をメンバーとし、必要に応じて外部理事等も加え、関係委員会と連携をはかりながら具体的な検討作業にかかること

とした。

当部会は、第1回(三栖委員長も特別出席)を6月8日(月)16:30～開催することとし、応募書類については、吉田調査役がとりまとめ、当委員会の正副委員長へ事前確認をとることとした。

議事5. その他

○次回委員会日程

平成21年7月27日(月)10:00～12:00 日事連会議室

■第1回 景観・まちづくり特別委員会概要

日 時 平成21年6月5日(金) 14:00～16:15

会 場 日事連会議室

出席者

委員長・横須賀満夫

委員・高橋敏彦、中村清隆、浅野正敏、福島賢哉、川島啓道、
入口嘉憲

欠席委員・平山正義

〈配付資料〉

資料1:委員会名簿

資料2:景観・まちづくり特別委員会の設置について

資料3:国における建築等を通じた良好な景観・まちづくり
への活動についての支援の全体の流れ(資料3-1～
3-5)

資料4:「良好な居住環境形成に向けた建築デザイン誘導モ
デル事業」活動状況調査(協力依頼)及び調査結果

資料5:国の要請に対する日事連の当面の対応について

資料6:今後の進め方について

参 考:2050花綵列島再生へむけて(森野美徳理事提供)

議 事

1. 高津専務挨拶

国において建築を中心とした景観まちづくりが大きなテーマになりつつあり、この施策を展開していくために、先行的な市町村及び建築関係団体で構成された景観まちづくり推進協議会が設置され、国がまちづくり活動に対

し支援をしていく中で、建築技術者の専門的知見を活用していくこととなった。日事連も建築関係団体として参加している。

平成21年度の景観・まちづくり活動に対する国の補助事業が始まり、この活動に対する国からの専門家派遣要請に日事連としてどう対応していくか、また、これまで日事連として景観・まちづくり活動に関する組織的な検討を行ってこなかったが、今後の建築士事務所の業務にとって重要なテーマであることから、日事連としてどのように取り組んでいくか検討が必要であるとして、委員会を設置することとした。委員選任については、景観・まちづくりに造詣が深く、各地で活動されている方をお願いした。

今後、この委員会でご指導、ご指示をいただきながら事務局も一緒に取り組んでいきたいので、よろしくお願いしたい。

2. 委員長挨拶及び3. 委員紹介

委員長挨拶の後、委員より今まで関わったまちづくり活動も含めた紹介が行われた。

4. 特別委員会設置の趣旨・目的について

事務局より、特別委員会設置の趣旨・目的等について以下の説明を行った。

景観・まちづくり活動に対する国の助成事業が始まり、これに対する日事連としての対応をどうしていくかが当面の課題ではあるが、景観・まちづくり活動はこれからの重要なテーマであり、地域における景観まちづくり活動に対してどのように対応するか、単位会との連携、人材育成等も含め日事連としての対応方針を検討していくことを目的に設置することとし、委員長には横須賀広報・渉外副委員長をお願いし、委員は地域でまちづくり活動に取り組んでいる方を選任させていただいた。

委員会では、①景観・まちづくり活動支援に関する国の要請に対する協力、②景観・まちづくり活動を担う人材の育成、支援システムの検討、③景観・まちづくりに関する単

位会及び会員への必要な情報提供、④その他目的に照らして必要な事業に取り組んでいく。

委員の任期は2年であるが、継続していきたい。

5. 景観・まちづくり活動に関する国の動向について

専務理事より、これまでの景観・まちづくり活動に関する国の動向について、以下の説明を行った。

平成20年6月に「良好な景観形成のための建築のあり方検討委員会提言」がなされ、それを踏まえ「建築等を通じた良好な景観・まちづくり推進協議会」（事務局：日本建築士会連合会）が本年2月に設置され、国土交通省と連携し、地方の建築士の活動等を支援していくこととなった。

平成20年度には国の調査事業「建築等を通じた良好な景観・まちづくりに向けた調査事業」を実施し、日事連を含む建築関係5会で委員会を設置し、ワーキンググループを作成した。この作業には東京会・福島委員及び高津専務理事が参加し協力した。

平成21年度から「良好な居住環境形成に向けた建築デザインの誘導モデル事業」が開始され、まちづくり推進協議会としては選定法人の選定作業への協力、補助支援事業に対し具体的な事業活動についての連携を図るうえで、ワーキンググループ（東京会・福島委員及び高津専務が委員として参加）を設置し、選定法人の事前審査、支援事業に対する専門家の派遣等について、主体的に実施することとなった。

作業手順としては、6月上旬までにリストを作成し、6月11日開催のワーキングで事前審査を行い、選定委員会において支援事業を最終決定し、6月30日に公表する予定となっている。

6. 単位会等における「良好な居住環境形成に向けた建築デザインの誘導モデル事業」の活動に関するアンケート調査結果について

今後、景観まちづくり協議会からのまちづくりに関する専門家の派遣要請に、日事連として応える体制を整える

うえて、単位会等が中心となって行っている「良好な居住環境形成に向けた建築デザインの誘導モデル事業」に該当すると思われる具体的な活動について、4月2日付けで単位会に対し事前調査を実施した旨を説明し、その結果報告を行った。

7. 国の要請に対する日事連の当面の対応について

平成21年度補助事業への専門家派遣要請に、日事連としてどう対応したらよいかについて、まちづくり推進協議会を構成している他団体の状況を紹介した後、各委員より意見を求め、以下の意見が出された。

- ・将来的には専門家の派遣はすべきであり、今すぐに行けるかという問題はあるので、それも含めて派遣する方向で行くということであれば合意できる。
- ・派遣する体制を緊急に作ればよいのではないかな。
- ・いくつか予定されている他省庁も含めた景観・まちづくり活動に建築関係団体がすべて無料でボランティア協力するというのはいかがかな?NPO等では謝金を貰っているところがあり、ボランティア協力が広がってしまうと成り立たなくなるのではないかな。
- ・地域の専門家のリストアップはできると思うが、ボランティアとしての参加となると要請に応えてくれるかどうか疑問。(代表者であれば可能性はあるが、所員は難しい)
- ・費用の問題、業務としてどこまで入っていいのか、きちんとした線引きが必要。
- ・事務所協会にはまちづくり活動をしようという意識を持ち勉強したいと思っている会員はかなりいると思うが、当面は委員の中から推薦したらどうか。

協議の結果、時間的な問題も勘案し、専門家派遣要請については当面当委員会メンバーで対応することとした。

8. 今後の進め方について

当面は、各委員から景観・まちづくり活動への取り組み、関わり方、支援のあり方に関する連合会への意見等をお聞きし、それについての意見交換を重ねた後、国の要請に対する協力体制の整備、単位会との連携のあり方等に

ついて検討を行うこととした。

次回委員会 平成21年9月10日(木) 14:00～16:30

※その後、まちづくり推進協議会からの専門家派遣要請に緊急に対応する必要性が生じたため、7月13日に第2回委員会を開催することとした。

■第4回 総務・財務委員会概要

日 時 平成21年5月20日(水) 13:30～15:20

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長 山田美光 副 委 員 長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治、高橋洋治、
大旗 健、井上精二

担当副会長 本澤宗夫

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

1. 議事

(1) 第52回通常総会議案について

1) 平成20年度事業報告案について

事務局より第1号議案に該当する平成20年度事業報告案について、資料1、資料2により概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告としては以下の趣旨の説明がなされた。

①平成20年度末の会員・構成員数は46団体で14,822事務所であり、前年度末から構成員数は24事務所増となった。また、本年度中に建築士事務所協会へ名称変更を行った単位会数は12単位会(北海道会、岩手会、山形会、新潟会、愛知会、京都会、大阪会、島根会、長崎会、大分会、宮崎会、沖縄会)であった。これにより、全単位会の法定団体への移行に必要な名称変更が完了した。

②単位会が改正建築士法に規定された「建築士事務所協会」として業務を行うための体制整備及び公益社団法人への移行を視野に入れた標準的なモデル定款の作成と単位会が都道府県知事からの指定事務所登録機関の指定を受ける場合の建築士事務所登録事務に係る

標準的な事務処理規程の作成の支援を行うため2つのワーキングチームを設置した。

定款等整備ワーキングチームでは「モデル定款案と解説」をまとめ、事務所登録事務対応ワーキングチームでは「モデル登録等事務規程と解説」及び「モデル登録事務取扱要領と解説」をまとめた。これらの資料を6月の全国会長会議に報告するとともに単位会に周知した。

なお、11月28日の改正建築士法施行以後平成21年3月31日までの間に指定事務所登録機関の指定を受けた単位会は13単位会(埼玉会、東京会、神奈川会、新潟会、長野会、静岡会、愛知会、大阪会、岡山会、広島会、山口会、愛媛会、高知会)であった。

③本連合会が建築士法に定める法定団体の要件を満たすための定款の一部変更を行い、国土交通省へ法定団体の届出を行った。また、日事連及び単位会では、公益社団法人の認定を円滑に進めることを目標に定款等の整備の検討を行ってきたが、公益社団法人への移行については、他団体の動向や国、都道府県の認定状況を踏まえ、更なる検討を行なうこととした。

④第33回建築士事務所全国大会(東京開催)は、大会テーマを「新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～」とし、10月3日にシンポジウム、大会式典を行った。参加者は740名であった。

⑤平成20年度年次功労者表彰は、日事連推薦2名、単位会推薦38名及び特別功労者表彰4名の表彰を行った。

⑥平成20年度の日事連建築賞は、応募総数は46点(一般建築部門21点、小規模建築部門25点)であった。そのうち、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点、優秀賞6点(一般建築部門4点、小規模建築部門2点)、奨励賞9点(一般建築部門4点、小規模建築部門5点)の受賞作品を決めた。

2) 平成20年度収支決算案について

事務局より第2号議案に該当する平成20年度収支決算案について、資料1、資料2により次の趣旨の説明がなさ

れた。

一般会計の事業活動収入は約3億9,016万円、事業活動支出は約3億5,788万円、予備費支出は発生せず、当期収支差額は約3,228万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約7,067万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は約1,159万円、事業活動支出も約1,159万円で当期収支差額は約3千円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は約9,886万円、事業活動支出は約9,959万円となり、当期収支差額は約72万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約237万円となった。委員から、一般会計の財政安定積立預金については、取り崩し額と同額を積立てるべきだとの意見が出されたが、事務局からは従来どおり予算内の執行にとどめている旨回答がなされた。

協議の結果、平成20年度事業報告案及び収支決算案を了承し、常任理事会に提案することとした。

(2) 建築士事務所登録事務の指定状況調査について

事務局より建築士事務所登録事務の指定状況調査について資料3により次の趣旨の説明がなされた。

単位会の建築士事務所の登録事務指定状況は平成21年4月24日現在では以下のとおり。

- | | |
|----------------------|-------|
| 1) 指定を受けている | 14単位会 |
| 2) 指定を受ける見込み | 7単位会 |
| 3) 指定を受ける見込みだが、時期は未定 | 22単位会 |
| 4) 指定の予定無し | 2単位会 |
| 5) その他 | 1単位会 |

東京会と大阪会が昨年度から先行して業務を行っている。山口会は登録窓口を(財)山口県建築住宅センターに委託している。

(3) 第52回通常総会等の日程及び運営について

第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長

会議等の日程と運営について資料4により事務局より説明がなされ、全国会長会議の平成20年度事業報告案については常置委員会委員長より説明することを確認した。

次回委員会開催予定

平成21年8月27日(木) 13:30～16:00

(配付資料)

資料1:第52回通常総会議案書(案)

資料2:平成20年度事業報告・収支決算説明書(案)

資料3:建築士事務所の登録事務の指定状況についての現況調査

資料4:第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

■第5回 教育・情報委員会概要

日 時 平成21年4月22日(水) 14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平(日事連理事)

委 員 國分 恵之、中岡 数夫、遠山 紀芳、尾添 信行、
福島 正継

事 務 局 高津充良、北野芳男、恩田利昭、吉田 茂、
上原規子、市川貴之、今泉光裕

欠 席 者 高橋 邦雄、山崎 善利(日事連副会長)

<配付資料>

第4回 議事録

資料1:「建築CPD情報提供制度」への参加手続き等について

資料2-1:法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料2-2:法定講習に係る登録講習期間機関の比較について

資料2-3:「建築士定期講習」に係るアンケート調査

資料2-4:「建築士定期講習」に係るアンケート調査(建築士事務所に所属する建築士数)

資料2-5:「建築士定期講習」に関するアンケート調査結果の概要

資料2-6:「建築士定期講習」の実施等についての改善要望への回答について

資料2-7:知事指定の継続に関する要望書

資料3:建築士試験受験資格に係るインターンシップの状況等について

資料4:平成20年度事業報告(案)

資料5:「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」について

1. 建築CPD情報提供制度への対応等について(報告)(資料1)
宮原委員より、「建築CPD運営会議プログラム審査会」の状況について、主に(審査会の運営体制、参加登録データ管理手数料費用、実績証明書の発行手数料等の変更)について報告があった。

事務局より、「建築CPD情報提供制度」への参加手続きの説明として、資料1により、建築CPD情報提供制度への参加手続き等に係る具体的な事務手順について単位会及び参加希望者が行う手続き等について

て概要の報告があった。

報告に続き、主に以下内容の発言があった。

○CPDとしての講習をプログラムとして提供するとき、日事連は業としての品質の維持・向上、建築士会はより良い建築士になるために、JIAはより良い建築家であるため等、それぞれの団体が提供するプログラムの性格が明確になると良いのではないかと。

○CPDの制度は、国や一部の地方自治体が受注者選定に利用しているワイルドな「建築CPD情報提供制度」とパーソナルな団体独自のものとがある中で、その違いを理解するのが未だ難しい。今後も周知が必要である。広報手段については、今後も検討を進めることとし、Q&A(2/24ver)については最新版を作成し、単位会へ案内することとした。

2. 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)への対応等について(資料2)

①実施状況等について(資料2-1)

事務局より、管理建築士講習の実施状況等について

「昨年、8～11月に実施した“みなし講習”では、約3万4,000人の受講者があり、21年度の上期については、第1回受付(12月)において、募集人数34,092名に対し、受講申込者数は、12,656名に(37.1%)にとどまり、受講率が芳しくなかったため、平成21年2月中旬(16～24日)に追加受付を実施し、全体の受講申込者数は18,771名(55.1%)となった。

なお、現在も、5月末～7月中旬に開催する講習を対象に追加募集を行っている」旨の説明があった。

また、建築士定期講習の実施状況等について、平成20年度(21年2～3月)、21年度(4～6月)の受講申込み状況の報告が行われた。

②法定講習に係る登録講習機関の比較について

事務局より、資料2-2により、4月22日時点で登録がなされている5つの登録講習期間について、登録区分をはじめ、受講料、講習方法(対面or映像)、申込方法等の諸条件の比較状況等について、概要説明が行われた。

③「建築士定期講習」に係るアンケート調査 回答結果について

平成21年4月9日に行われた「建築士定期講習」に関するアンケート調査結果と「建築士事務所に所属する建築士数」について資料2-3、2-4、2-5により、事務局から説明が行われた。

これらのうち、アンケート調査結果における具体的な要望事項として、以下内容の要望があった。

○講習の運営方法等について

- ・受講申込書のインターネット上からのダウンロード対応をしていただきたい。
- ・年間スケジュールの早期の決定をしていただきたい。

○講師のあり方、選定方法等について

DVDによる講習を望む声が多くあった一方、講師によるライブ(生講義)を推す声もあった。

○受講料等について

受講料については、民間登録機関との競合の観点から、値下げを望む声が多くあった一方、講習の意義、単位会の業務量、既受講者とのバランス等の観点から、現状維持を推す声もあった。

○その他

国交省による周知を強力に推進していただきたい。

3. 大学院における実務経験(インターンシップ)への対応等について(資料3)

事務局より、資料3により、建築士試験受験資格に係るインターンシップの状況等について主に以下の説明があった。

- ・建築士試験の受験資格にインターンシップの単位が要件として加わることとなり、「(仮称)産学連携建築教育推進協議会(準備会)(以下準備会という)で、日事連を含む建築関係団体等、産学による意見交換が行われてきた。
- ・日事連の対応としては、準備会で行ったアンケート(20.10月)によると8割の大学院が自らインターンシップ先を手配している状況から、現状行われている大学院と建築士事務所間の形態を尊重しつつ、単位会会員が自主的にインターンシップの受け入れを進めるための情報提供等の協力をしたい。
- ・インターンシップに係る標準的な取扱いについては、今後の実績とその推移状況を鑑みて、今後開催される予定の上記準備会の本会議である「産学連携建築教育連絡会議」(事務局:建築学会)にて各団体と連携して検討していくこととしたい。
- ・4月8日に士会連合会は士会独自の「建築士会インターンシップ実施ガイド」について記者発表を行った。

説明に続き、主に以下内容の発言があった。

○業としての建築設計の重要性をインターンシップの際に教えていくことは建築士、建築士事務所にとっても大切である。

○日事連等からインターンシップの受入要請があれば協力していきたい。

○インターンシップを受け入れたい希望のある事務所が、教育・情報委員会へ連絡できるような仕組みづくりも方法とし

て必要ではないか。

日事連としては「産学連携建築教育連絡会議」の場で検討すると共に、状況を勘案して大学院・会員建

築士事務所に対しての方向性を示していくことも検討したい。

4. 平成20年度事業報告について(資料4)

事務局より、資料4に基づき平成20年度事業報告の説明がされた。

平成20年度事業報告については、佐野委員長に一任の上、委員各位において追加・訂正等があれば、事務局に連絡していただき、必要な修正を行い、今後開催される常任理事会に諮ることとした。

5. 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」について(報告)(資料5)

事務局より、資料5に基づき平成9年よりおおむね5年ごとに実施している基礎的データ調査の流れについて説明があり、早急に調査を開始できるように準備を進めている旨の説明があった。

説明に続き、主に以下の発言があった。

○事務所登録事務にかかる情報を利用すれば、当調査は不要ではないか。

○情報の目的外使用はできないため当調査は必要。

スケジュールを調整し、調査が速やかに進行するよう作業を進めることとした。

6. その他

○次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成21年7月1日(水)14:00～16:00 日事連会議室

■独立行政法人住宅金融支援機構の

適合証明業務登録制度運営委員会概要

日 時 平成21年5月18日(月) 11:00～12:05

会 場 日事連会議室

出席者

運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構理事 合田 純一

委 員 同審査部住宅審査室長 池田 和政

〃 同審査部住宅審査室検査指導グループ長

城野 敏江

〃 同業務推進部業務推進グループ長 浪波 哲史

〃 (社)日本建築士事務所協会連合会

会長 三栖 邦博

〃 (社)日本建築士会連合会

専務理事 山中 保教

代理出席:総務部長 木村 行道

(欠席 国土交通省 住宅局建築指導課長 井上 俊之、

同省住宅局総務課 民間事業支援調整室長 瀬口 芳広、

沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関 克也)

住宅金融支援機構 審査部住宅審査室検査指導グループ

総括調査役 藤野 晶成

日事連事務局

専務理事 高津充良、常務理事 北野芳男、

事務局長 恩田利昭、業務課長 鈴木雅之、

総務課長 前田敏明

(提出資料)

資料1:平成20年度適合証明業務登録機関事業報告(案)

資料2:平成20年度適合証明業務登録機関特別会計収支
計算書(案)

資料3:平成20年中古住宅適合証明のフラット35の受付状況
について

資料4:平成20年度適合証明技術者業務講習のDVDによる
講習のアンケート結果について

◎冒頭、合田委員長よりフラット35(中古住宅)の受理状況等報告。

議題1. 平成20年度事業報告及び収支決算について

○日事連事務局より、資料1及び資料2に基づいて説明がなされた。

[質疑]

・平成20年度の受付で新規と更新の登録の割合はどのような状況か。

―新規が16.2%、更新が83.8%となっている。因みに日事連の会員の割合は、会員が38.7%、非会員が61.3%となっている。

―住宅レターの送信はどのような方法で行っているか。

―印刷物で郵送しない場合は、Eメールアドレスがある登録者はメールで送信し、それ以外はFAXで送信をしている。申請書にEメールアドレスの記載があり、Eメールで送信している登録者は3割強程度である。来年度の登録受付ではEメールアドレスを極力記入してもらうよう工夫をしていきたい。

―財政安定積立預金は、次期繰越額が約7,300万円となったが、本登録制度の維持のために今後の同積立預金の見通しについてどのように考えているか。

―登録者の減少により、平成18年度の登録時は積立預金が0となり、平成20年度の登録時は800万円の赤字となってきたことで、平成22年度の登録時の予算を立てる際に、前回の運営委員会で課題となった日事連3会計の人件費と事務所費の按分率を見直す必要があること、それでも補えない場合は現状の登録料を若干値上げする措置を講じていくこと等を検討していく必要がある。

このことについては、今後日事連が住宅金融支援機構と相談をしながら検討していく。

・登録窓口の登録事務費については、どのような業務のために支払われているか。また、値下げすることは考えられないか。

―登録窓口では、登録申請受付、登録台帳の記載、登録関係書類の整理及び問い合わせ等の諸々の業務による事務費である。

近年中に値下げすることは合理的な理由がないと難しいと思われるが、今後の検討課題としたい。

◎協議した結果、資料1及び資料2の原案の通り承認した。

議題2. その他

1) 平成20年度中古住宅適合証明のフラット35の受付状況につ

いて

○住宅金融支援機構・審査部より、資料3に基づき適合証明の実績数及び適合証明の実績のある技術者数について報告がなされた。

2) 平成20年度適合証明技術者業務講習のDVDによる講習のアンケート結果について

○住宅金融支援機構・審査部より、資料4に基づき平成20年度にDVDで行った適合証明技術者業務講習のアンケート結果について報告がなされた。

・初めて試みたDVD講習の回答では、全般的に内容として満足されている回答が多い結果となった。

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成21年

- | | |
|-------|----------------|
| 7月22日 | 建賠保険等調査専門委員会 |
| 27日 | 建築設計制度等対応特別委員会 |
| 28日 | 全国大会運営特別委員会 |
| 30日 | 業務・技術委員会、基本法部会 |
| 31日 | 会誌編集専門委員会 |
| 8月10日 | 日事連建築賞選考委員会 |
| 21日 | 構造技術専門委員会 |
| 27日 | 総務・財務委員会 |
| 28日 | 常任理事会 |

■ 「自民党建築設計議員連盟」総会において

ピ・アチェック、設備設計一級建築士制度、新業務報酬基準の3項目について再要望

自由民主党建築設計議員連盟(会長 額賀福志郎衆議院議員)(以下、議連)の総会が、平成21年6月19日、午前8時30分より自民党本部にて開催された。

同総会には、議連を構成する国会議員衆参合わせて20名が出席し、日本建築士事務所政経研究会(日事政研)及び(社)日本建築士事務所協会連合会(日事連)からは、日事政研役員をはじめ、日事連役員、都道府県の建築士事務所政経研究会及び建築士事務所協会の会長等50名が出席した。また、国土交通省の住宅局からは和泉洋人住宅局長、小川富由大臣官房審議官(建築行政)及び井上俊之建築指導課長他が、さらに、大臣官房官庁営繕部からは、藤田伊織官庁営繕部長及び鈴木千輝整備課長他が出席した。

この総会において、三栖邦博日事連会長より、“建築基準法及び建築士法に関する要望の再度のお願い”として、以下の3項目について要望がなされた。

(1)ピ・アチェック(構造計算適合性判定)の対象建築物の高さ、階数等による限定

(2)設備設計一級建築士制度等の円滑な施行

(3)新業務報酬基準告示の実効性確保のための措置の徹底

改正建築基準法及び改正建築士法の円滑な施行については、日事連は、平成20年10月2日の議連総会において、上記3点の要望を行った。さらに、この中でも特に設備設計一級建築士の円滑施行の問題については、平成21年3月13日に金子国土交通大臣に対し、具体的方策を盛り込んだ要望を行っている。

改正建築基準法及び改正建築士法の施行については、依然、日事連の構成員である全国の建築士事務所から、改正法の施行による時間や経費、事務量の長大化の傾向と折からの景気低迷の影響により、建築士事務所の経営を大きく圧迫しているとの声が寄せられているため、同議連に対し再度の要望を行ったもの。

これについて、和泉住宅局長からは、建築確認(構造計算適合性判定物件)に要する日数の状況等について説明がなされるとともに、構造/設備設計一級建築士制度の円滑施行については、資格者の増員、過去の関与対象物件の元請建築士事務所へのアンケート調査結果の報告と今後の取組み方針を、また、新業務報酬基準の実効性の確保については、その周知に向けた取組み等について説明がなされた。

さらに、藤田官庁営繕部長からは、国土交通省が発注する設計業務における資格者の取扱い及び設計業務等の業務費の積算基準について説明がなされた。

出席した国会議員からは、「経済対策で学校の耐震診断等に多くの予算がついたが、それを行う資格者が不足し、矛盾した政策が露見した。善処策はあるのか」、また「公共団体の発注で構造/設備設計一級建築士を雇用していない事務所だからといって発注対象から外すことのないよう適正な運用を行ってほしい」、さらに、「新業務報酬基準告示の実効性の確保については、末端の市町村にまで、総務省と連名で国土交通省より徹底してほしい」等の発言があった。

このうち、保岡興治衆議院議員からは、「今回の法改正については、民間が自らの責任の下で対応するという基本原則をはっきりとさせ、その上で、行政が大きな基準や全体的な方向性を示し、それを守らなかった場合には行政処分、刑事処分により対応するというのが基本的なあり方であると思う。業界自身が責任を果たす部分と行政が対応する部分とをガイドライン等により明確に仕分けし、併せて行政の側において立法措置を要するものについては、さらに積極的な法改正を行うといった方向性が望ましい。こうした基本的なあり方の重要性を、この議連において改めて確認するとともに、そのために必要なフォローを行っていきたい」旨の意見が出された。

これらの議論を踏まえ、額賀議連会長より、「本日は、ピ・ア

エックの簡素化の問題、設備設計一級建築士制度の問題及び報酬の問題の三つ要望があったが、役所は上からのトップ・ダウンではなく、現場の実状や声等を踏まえた上で、新しい行政基準を作っていくことが最も大事である。国土交通省では本日の議論を踏まえ、しっかり対応していただきたい旨の要請が国土交通省になされた。

これに対して、山本日事政研会長より、同議連及び日事政研が今後一層の一致協力を図ることで、より良い関係を築いていきたい旨等の発言がなされた。

最後に、本議連総会の総括として、逢沢一郎議連幹事長より、「ヒアチェックの対象範囲の問題や、設備設計一級建築士及び地方自治体の発注の問題等については、当議連として十分に目を光らせ、適切な理解・整理をして、問題の解決に向け努力をしていきたい」旨の締めくくりの挨拶がなされた。

本議連総会に出席した国会議員は次のとおり。

(順不同・敬称略)

〈衆議院議員〉

逢沢一郎、今村雅弘、大塚高司、木村隆秀、小坂憲次、
佐田玄一郎、塩崎恭久、谷垣禎一、土井 亨、渡海紀三朗、
西銘恒三郎、額賀福志郎、福井 照、保岡興治、山崎 拓、
山本明彦、富岡 勉、関 芳弘

〈参議院議員〉

小池 正勝、世耕 弘成



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第52回通常総会(平成20年度決算総会)概要

1. 日 時 平成21年6月19日(金) 16:05～16:55

2. 会 場 帝国ホテル 中2階「光の間」

東京都千代田区内幸町1-1-1

3. 総会の構成者数及び出席者数

総会構成者数 46人

出席者数 46人(うち、書面表決書提出1単位会)

○書面表決した者の氏名 山梨会 進藤哲雄

4. 出席者の氏名

(1)役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫

鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉 山田美光

理 事 浅野 善治 上野 浩也 上原 伸一

大野 和男 河野 久 野呂 幸一

水谷 達郎 水庭 武宣 宮原 克平

村山 高文 横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

(2)正会員・指定代表者の氏名(書面表決した者を含む)

北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄

東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎

石 川 桜井 紘一 福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 岩橋 重文 鳥 取 足立 収平

島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂

広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次 香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫 高 知 西森 敬祐

福 岡 八島 英孝 佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久

大 分 松井 健治 宮 崎 甲斐 孝明

鹿児島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄

5. 司 会 恩田利昭事務局長

6. 会議の成立

司会者より、出席者数は、正会員46単位会のうち正会員46単位会(書面表決書提出者を含む)が出席しているので、定款第25条により会議が成立している旨の報告がなされた。

7. 正副議長の選任

正副議長につぎの者が選任された。

議 長 外木場久雄兵庫会会長

副議長 八島英孝福岡会会長

8. 議事録署名人の選任

議事録署名人に議長・外木場久雄兵庫会会長、三栖邦博日事連会長及び佐野吉彦大阪会会長が選任された。

9. 議 事

(1)第1号議案 平成20年度事業報告承認の件
第2号議案 平成20年度収支決算承認の件
議長より第1号議案及び第2号議案は関連するため、併せて審議する旨が告げられた。第1号議案については高津充良専務理事が、第2号議案については北野芳男常務理事が、それぞれ議案書3頁から24頁の内容を説明し、提案がなされた。
続いて、速水可次監事より、議案書25頁に記載のとおり監査報告がなされた。
議長より第1号議案及び第2号議案の承認について採決したところ、挙手多数で議案書のとおりそれぞれ承認した。

■第107回 建築士事務所協会全国会長会議概要

1. 日 時 平成21年6月19日(金) 13:30～16:00
2. 会 場 帝国ホテル「光の間」
3. 会議の構成者数及び出席者数
構成者数 正会員会長46名
出席者数 正会員会長46名
(内、表決委任状提出:山梨会・表決委任を受けた者の
氏名 藤田 義治)
4. 出席者
名誉会長 小川 圭一
役 員
会 長 三栖 邦博
副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫
鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝
専務理事 高津 充良
常務理事 北野 芳男
常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋
原田 照行 髭右近外嘉 山田 美光
理 事 浅野 善治 上野 浩也 上原 伸一
大野 和男 水谷 達郎 宮原 克平
横須賀満夫

- 監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次
正会員
北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋
岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭
秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛
福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫
栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光
埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄
東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一
新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫
山 梨 藤田 義治 富 山 近江 吉郎
石 川 桜井 紘一 福 井 神崎 貢
静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一
三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一
京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦
兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏
和歌山 岩橋 重文 鳥 取 足立 収平
島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂
広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹
徳 島 速水 可次 香 川 富岡 学
愛 媛 中岡 数夫 高 知 西森 敬祐
福 岡 八島 英孝 佐 賀 原田 照行
長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久
大 分 松井 健治 宮 崎 甲斐 孝明
鹿児島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄

- 事務局
事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、
総務課長 前田 敏明
5. 議長・副議長
議 長 鈴木 誠一(秋田会会長)、
副議長 外木場久雄(兵庫会会長)
6. 議事録署名人
三栖 邦博(日事連会長)、山田 美光(群馬会会長)、
鈴木 誠一(議長)

7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より主に以下の挨拶があった。

- ・20年度は日事連及び単位会が法定団体として新たな歩みを始めた。
- ・建築士事務所の“業”の基盤としての建築士事務所登録事務は、単位会の法定団体化につづいて大変重要な業務であるので、未だ指定を受けていない単位会は今後指定に向けた活動をして欲しい。
- ・法定団体化と建築士事務所登録事務の他、日事連は単位会と力を併せて建築士事務所の加入義務化等、建築士事務所に係る法制度・業務基盤・業務環境の改善に取り組んでいきたい。

事務局より、前回の会長会議(平成21年3月30日)以降の単位会会長の異動について、以下4単位会の新会長紹介があった。

千葉会・荻原幸雄会長、石川会・桜井紘一会長、
岡山会・貴田 茂会長、高知会・西森敬祐会長

(1) 協議事項1. 平成20年度事業報告案について

- 1) 高津専務理事より、平成20年度事業報告案の概要等について「平成20年度事業報告・収支決算説明書」(以下、説明書という。)に基づき説明がなされた。
- 2) 各常置委員会委員長より、所掌する委員会に係る各事業報告案等について、説明書に基づき「総務・財務に関すること」(山田総務・財務委員長)、「教育・情報に関すること」(佐野教育・情報委員長)、「業務・技術に関すること」(木村業務・技術委員長)、「広報・渉外に関すること」(野呂広報・渉外委員長)及び「指導運営に関すること」(髭右近指導運営委員長)について説明がなされた。

(2) 協議事項2. 平成20年度収支決算案について

北野常務理事より、説明書に基づき、平成20年度収支決算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

協議事項1、2について、議長より諮ったところ平成20年

度事業報告案及び収支決算案を了承した。

(3) 報告事項

①新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望について

高津専務理事より、資料1に基づき、平成21年1月7日に制定された新業務報酬基準(国土交通省告示第15号)に伴い、国土交通省の設計業務等積算基準及び要領が4月21日に改定されたが、その実効性が必要として、地方自治体に対し告示の遵守と国土交通省の設計業務等積算基準等に準じた基準の策定と運用について日事連、士会連合会、JIAの3会が共同で要望書を取りまとめ、都道府県単位で3会の各地方組織等が共同で要望活動を行うこと等について報告がなされた。

②平成21年度の要望項目について

野呂広報・渉外委員長より、資料2に基づき、平成21年度の要望項目について、1. 新業務報酬基準(平成21年国土交通省告示第15号)の遵守と「依頼度」の削除、2. 公共建築物の設計者選定における価格以外の要素を考慮した選定、3. 公共建築物の設計業務の発注における建築士事務所の選定にあたり、構造/設備設計一級建築士の雇用の有無により不利益が生じないための適正な対応、4. 公共建築物の設計業務の発注の際、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とする、要望を行う旨の報告がなされた。

③平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について

野呂広報・渉外委員長より、資料3に基づき、平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要領について、日事連及び単位会は法定団体として、国民に対して日事連や単位会並びに会員建築士事務所の役割や業務について広報することとし、10・11月を中心に全国で建築士事務所キャンペーンを実施する旨の報告がなされた。

④景観・まちづくり特別委員会に設置について

高津専務理事より、資料4に基づき、景観やまちづくり

の活動への関心が高まる中、国の提唱による「建築等を通じた景観形成・まちづくり推進協議会」の設立や新たな国庫補助金事業等が行われており、日事連においても景観・まちづくり活動を重要なテーマと捉え、機動的に対応するための体制が必要なことから、日事連に「景観・まちづくり特別委員会」を設置した旨の報告がなされた。

⑤長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供について

北野常務理事より、資料5に基づき、長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供について、長期優良住宅の普及促進に関する法律が6月4日に施行された。国土交通省では、「一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会」に、「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供制度」を創設し、長期優良住宅の普及と円滑な促進を図ることとした。同制度への建築士事務所の登録に日事連も協力することとし、単位会においても会員建築士事務所に周知協力を要請する旨の報告がなされた。

⑥建築士受験資格に係るインターシップの状況について

佐野教育・情報委員長より、資料6に基づき、建築士受験資格に係るインターシップの状況について、日事連としては、現状多く行われている建築士事務所と大学側との協議で進められるインターシップの形態について尊重し、その標準的な取扱いは今後の推移状況をみながら必要に応じ検討する。また学生の受入を希望する建築士事務所に対する情報提供等については「産学連携建築教育連絡会議」(事務局: (社) 日本建築学会) で各団体と連携して検討していくこととする旨の報告がなされた。

⑦四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類等の改正について

事務局より、資料7に基づき、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類等(四会連合契約書)の改正について、平成20年11月28日の改正建築士法の施行及び平

成21年1月7日に公示された新業務報酬基準(国土交通省告示第15号)との整合性を図るため、平成20年8月26日に「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款改正検討委員会」(事務局: 日事連)を設置し検討を進めており、改正した四会連合契約書様式等を平成21年8月上旬を目途に発行するとともに、さらに、講習会を開催して周知を行う予定である旨の報告がなされた。

⑧UIA2011東京大会について

高津専務理事より、UIA2011東京大会パンフレットに基づき、平成23年9月25日から10月1日まで開催されるUIA2011東京大会について、「UIA2011東京大会日本組織委員会」(JOB/事務局: JIA) より日事連を含む建築関係団体に対し、UIA2011東京大会プログラムとしての各団体の企画によるイベントについて、応募の打診があったため、日事連としてのイベントの実施について、単位会からも意見を聞き、常任理事会等で協議したい旨の報告がなされた。

報告事項の説明に続き、以下の発言があった。

- ・三栖会長より、「UIA2011東京大会は国内外の建築関係者等に建築士事務所の役割や存在を示す絶好の機会である。単位会やブロックにおいても当日のイベントに係るアイデアを積極的に提出していただきたい」旨の発言があった。
- ・中岡愛媛会会長より、10月9日に開催される第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の予算、参加人数等について中間報告がなされた。
- ・山本全国大会運営特別委員長より、参加と運営への協力をお願いがなされた。

議長より質疑を求めたところ以下の発言があった。

○香川会会長より、会誌Argus-eyeについて、内容・カラー等の体裁について再検討が必要である旨の発言があった。

一野呂広報・渉外委員長より、「会誌Argus-eyeについては会誌編集専門委員会で検討している。カラーの体裁については7月号より対応することとしている。他の意見も検討していきたい。」旨の発言があった。

■平成21年6月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年6月19日(金) 11:00～12:00

2. 会 場 帝国ホテル「中2階・光の間(日光の間)」

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男、山崎 善利、本澤 宗夫、

鈴木 誠一、外木場久雄、八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭、佐野 吉彦、野呂 敏秋、

原田 照行、髭右近外嘉、山田 美光

事 務 局 恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、

吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、山崎善利副会長、原田照行常任理事

6. 議事進行役

山崎善利副会長

7. 議 事

(1) 専決事項

1) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書式の改正
内容の決定の件

事務局より、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書式の改正内容について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書式の間
報告は、業務・技術委員会、同委員会改正検討WG、建築設計制度等対応特別委員会、常任理事会、理事会で説明し
意見を求めた。今回提出した資料は、4団体の委員会で契

約書式等の相互の内容の整合性を確認し、最終原案として作成したものである。内容についてご意見があれば6月30日迄に事務局に提出願いたい。なお、提出された意見の採否については4団体の委員会に一任することとしたい。

以上の説明の後、山崎副会長より、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書式の改正内容の決定について諮ったところ、最終原案の内容で進めることを決定した。

(2) 協議事項

1) 第52回通常総会等の運営について

第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長会議等の運営について資料2に基づき事務局長より説明がなされ、資料2の通り運営することとし、この件についての協議を終えた。

(3) 報告事項

1) 平成21年度建築基準等整備促進補助事業「建築の質の向上に関する検討」への応募について

専務理事より、資料3によって次の趣旨の報告がなされた。

平成20年度から国の建築基準等整備促進補助事業(建築の質の向上に関する検討)が公募形式で行われ、平成21年度も引き続き行われる。平成21年度調査では、各団体による「建築の質の向上に関する提案」に関する調査を行うとともに、平成20年度・平成21年度に調査を行った各団体が、コンソーシアムを構成して各団体が検討した「建築の質の向上に関する提案」について、とりまとめ調査等を行い、提案をまとめることになっている。検討期間が短期間であり、遅くとも年内には基本方向を中間的にとりまとめる必要があること、同時期に各団体の意見調整を行うコンソーシアムの協議や社会資本整備審議会基本制度部会での審議が並行して進められることとなっている。このため本連合会では、建築設計制度等対応特別委員会で基本的な検討を行うこととし、同委員会にメンバーによる

「基本法部会」を設置して、具体的な検討作業を行う。検討状況については、常任理事会及び理事会に報告し、意見の調整を図っていきたい。

2) UIA2011東京大会プログラム企画について日本組織委員会からの依頼について

UIA2011東京大会は、建築5会、国、その他の関係団体からなる日本組織委員会(JOB)が中心となって進めている。日事連は建築5会の一つとして、同組織の副会長、諮問評議会委員、実行委員会委員に就任している。また、日事連では今後、広報・渉外委員会が対応することについて常任理事会で了承されている。今般、JOBから建築5会に対し、各団体の独自企画行事(カテゴリ-3)について提案の依頼があった。カテゴリ-3は、大会の公式プログラムとして位置づけられるが、経費を含む企画運営は企画主体の各団体の責任のもとに実施することになっている。提案は第一次として、8月末までとしているが、その後の変更や追加も可能であるとのことである。常任理事会出席メンバーにあつては、日事連としての対応等について具体的な提案または意見を各ブロックでの議論を経て8月10日迄に事務局に提出していただきたい。提案または意見をもとにして、常任理事会で検討していく予定である旨の説明が専務理事より資料4によって報告がなされた。

なお、今回の提案、意見については、単位会にも周知することとし、情報を単位会に提供することとした。

3) 会員・構成員異動報告

平成21年5月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料5の通り。

平成21年5月31日現在

正会員46団体、構成員14,844事務所、賛助会員5社

4) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料6、資料7により報告がなされた。

〈配付資料〉

資料1: 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書、契

約約款、業務委託書」等の最終原案及び販売予定価格と周知方法等の確認のお願い

資料2: 第52回通常総会(平成20年度決算総会)、第107回建築士事務所協会全国会長会議運営次第

資料3: 平成21年度建築基準等整備促進補助事業「建築の質の向上に関する検討」への応募について

資料4: UIA2011東京大会プログラム企画について日本組織委員会からの依頼について

資料5: 会員・構成員異動報告書

資料6: 後援、協賛名義使用の件

資料7: 経過報告

■第4回 指導運営委員会概要

日 時 平成21年7月10日(金) 13:30～15:45

会 場 日事連会議室

出席者

委員長: 髭右近外嘉 副委員長: 上原伸一

委員: 佐藤真彦、飯窪功児、桜井紘一、山上紀麿、
中野 満

担当副会長: 鈴木誠一

(欠席 委員: 森口勝茂)

事務局: 高津、恩田、吉田、鈴木、上原

〈提出資料〉

資料1: 指導運営に関する平成20年度事業報告

資料2: 単位会の苦情の解決業務の実施状況調査書

資料3: 2008年度下半期 苦情の解決業務実施集計表

資料4: 2008年度下半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)

◎会議に先立ち、鈴木担当副会長より冒頭挨拶がなされた。

議事1. 平成20年度指導運営に関する事業報告について

○指導運営に関する平成20年度事業報告について、主に平成21年1月5日～3月末日までに実施した法定団体としての苦情の解決業務の単位会の受付件数等を資料1に基づき事務局より報告を行い、当委員会で確認した。

議事2. 苦情の解決業務の単位会の実施状況について

①各ブロック協議会内の単位会の実施状況

○各ブロック協議会内の単位会の状況調査として、指導委員会、倫理委員会の設置状況及び各規程の不具合の有無と対応についての調査結果を資料2に基づき各委員より報告を行った。

- ・会員外に対しての苦情の申出は対応が困難であるとの回答があるが、苦情対象事務所へ照会が必要なものは会員、会員外に関わらず同じ照会業務を行うものである。

会員外の苦情対象事務所が不誠実な対応により当業務を終了した場合は、該当知事宛に苦情の解決業務の経過等に係る書類を添付して文書にて報告することとしている。

- ・申出人より建築士事務所に対して建築士法上の罰則を与えてほしいという要請がある場合は、単位会が行う苦情の解決業務は行政上の処分権限を有していないことを申出人に伝える必要がある。このことは、申込を受ける際に「建築士事務所に対する苦情の申し出にあたっての注意事項」を渡して、その中に記載している対象外事項等を了解したうえで当業務を受けることにしている。

②平成20年度の単位会の実施状況報告書(個別レポート)の報告

◇資料3及び資料4について以下のとおり事務局より説明がなされた。

○資料3の単位会の集計表については、今年度より指導運営に関する事業報告をまとめる際に本表を付けていきたい。

また、今後も単位会よりあがってくる件数を蓄積していった段階で、どのような苦情の内容の傾向があって、どのように対応がなされてきているか等、統計資料として今後表向きに公表できるものにしていきたい。

この表をどのような分類方法で統計資料にしてい

くかについては、この委員会で今後検討してもらいたい。

○資料4の実施報告書(個別レポート)については、今後単位会が苦情の解決業務を進めていく上で参考になる事例集のようなものにまとめて、有意義な資料にするために、今年度単位会からあがってくる個別レポートもあわせて冊子としてまとめていきたいと考えている。

この案件をどのように分類して、わかりやすい資料にしていくなか、また、実施報告書のフォーマットについては、前回の委員会で確認をして同フォーマットに基づいて単位会から回答をもらうことにしたが、改善すべき点があれば当委員会で協議したいと考えている。

また、参考事例集としてまとめる前に、2008年度下半期に約20件の案件が提出されているため、先行してほぼ原形の事例を単位会へ送付する方法もあるが当委員会で協議したい。

◇これらの説明に対し、特に個別レポートの取扱いについて主に以下の意見がだされた。

- ・個別レポートの公表の範囲については、外部へどこまで公表が許されるか。単位会の全会員まで公表する場合、対象事務所が会員であれば事務所名がいずれわかることが予想される。
- ・単位会の指導委員等が記述した原因に関する所見(考察)については、一般まで公表されると裁判等での判断材料にされてしまうおそれがある。また、設計料のことも書かれているため、公表の仕方について慎重に扱う必要がある。
- ・苦情の概要や原因に関する所見(考察)については、公表するのであれば公表向けに内容を手直しする必要がある。

◎検討の結果、各委員において所属単位会またはブロック協議会でも公表の方法、参考事例集のまとめ方等について検討して、次回指導運営委員会で再度検討を行う

こととする。

また、各委員においてブロック協議会等で当委員会の報告をする際は、個別レポートを「取扱い厳重注意：委員会限り」として提出することとする。

議事3. その他

○次回指導運営委員会は単位会より平成21年度上半期の事業報告が上がるため、それも踏まえて開催することとする。

○各ブロック内では、単位会指導委員長会議を開いて、情報を共有するよう提案する。

●次回委員会 平成21年11月10日(火) 13:30～16:00

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますので

ご了承ください。

平成21年

8月21日 基本法部会、構造技術専門委員会

27日 総務・財務委員会

28日 常任理事会

9月 1日 建賠保険等調査専門委員会

3日 基本法部会

10日 景観・まちづくり特別委員会

11日 広報・渉外委員会

16日 理事会、政研役員会

17日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約
約款改正検討ワーキンググループ

24日 基本法部会

会 務 月 報

第318号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第2回 全国大会運営特別委員会概要

日 時 平成21年7月28日(火) 13:30～15:45

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 山本茂男(高知) 副委員長 中岡数夫(愛媛)

委 員 佐々木世希(愛媛)、眞木政経(愛媛)、

松井健治(大分)、大内達史(東京)、

田畑光三(福島)

オブザーバー 平野恵子(福島)、桜田武司(近畿日本ツーリスト)、

高田昌弘(近畿日本ツーリスト)

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、上原、

松谷

1. 報告事項

(1)「建築CPD情報提供制度」における認定プログラム申請について

日事連事務局より、「建築CPD情報提供制度」における認定プログラム申請について資料1によって説明がなされた。

愛媛大会の行事のうち、パネルディスカッション及び記念講演を併せて同制度の認定プログラムになるよう、日事連がプロパティとなって「建築CPD運営会議プログラム審査会」へ申請をすることとしている。単位会への周知等については日事連が行う。

また大会当日会場では、出席者名簿記入用机及び看板の設置、出席者名簿の準備等を行う必要があるが、これについては愛媛会と日事連で連携をとって対応の確認を

することとした。

2. 協議事項

(1)平成21年度・第34回愛媛大会の準備状況について

愛媛会及び日事連事務局より、21年度・第34回愛媛大会の準備状況について資料2及び資料3によって次の項目について説明がなされ、協議を行った。

①大会参加申込状況について

7月27日現在で大会参加申込者数は1,352名(事前調査の数も含む)となっている。また、記念講演及びパネルディスカッションについては、チラシを配布し学生等の参加を募っている。パネルディスカッション会場のサブホール(定員1,000名)は集計上では満席が予想されるため、メインホールへ会場を変更したらどうかという意見が出されたが、例年の大会開催状況を見ていると、参加者の到着時刻がそれぞれ異なっていることもあり、実際は満席になる可能性は低いので、協議の結果、実施計画通りサブホールで開催することとした。

②招待者関係について

日事連関係者及び愛媛会関係者の招待者については8月中に招待状を発送し、国会議員は選挙終了後、案内することとした。

③大会会場図等について

来賓及び大会役員等がスムーズに移動出来るように控室を集約し、また受付の出入口を1箇所にするなど、再度図案を修正することとした。

④大会式典及び記念パーティ運営について

オープニングアトラクションの時間帯が大会参加者等の会場移動時間と重なるため、アトラクションの観覧を楽しんでもらうために、スケジュールの見直しをした方がよいのではないかと意見が出された。協議の結果、オープニングアトラクション以降のスケジュールを10分繰り下げることにした。

日事連正副会長は式典及び記念パーティの運営を例年通り担当し、役割分担等については8月28日(金)の常任理事会に提案することとした。

その他の準備、確認事項については、愛媛会事務局と
日事連事務局で調整をしながら準備を進めることと
した。

⑤パネディスカッションの進行等について

パネディスカッションでは、三栖会長には「日本一のまちづく
り」に対して日事連の視点から発言してもらうことと
している。後日、他のパネリストの発言要旨を参考として、
三栖会長には発言要旨の作成を愛媛会事務局より依
頼することとした。

⑥日事連建築賞、年次功労者表彰について

平成21年度日事連建築賞の各賞決定までのスケジュール等
の確認を行った。また日事連建築賞、年次功労者表彰
者とも8月28日(金)の常任理事会において正式に決定
することを報告した。

⑦大会式典進行及び記念パネティ進行台本について

今後の修正事項等については、愛媛会と日事連で調
整することとした。

(2) その他

日事連事務局の事前視察については、平成21年9月10日
(木)の予定。

次回の委員会開催は、来年2月上旬開催予定とし、大会
事業報告及び収支報告について協議を行うこととし
た。

(配付資料)

資料1:「建築CPD情報提供制度」における認定プログラムの申
請について

資料2、資料3:平成21年度・第34回愛媛大会の準備状況に
ついて

■第42回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年7月27日(月) 10:00～12:20

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
望月 淳一、高津 充良

事 務 局:北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、
鈴木業務課長、上原係員、今泉係員

(欠 席 者 委員 佐野 吉彦)

〈配付資料〉

資料1:建築基準整備促進補助金事業 報告書の概要(案)

資料1-別添1:基本法の提案(建築基本法制定準備会)

資料1-別添2:建築行政のマネジメント方策について(第15回基
本制度部会資料)

資料1-別添3:東京財団政策提言(東京財団政策研究部)

資料2:建築3団体会長による新しい業務報酬基準等に関す
る共同要望関係資料

議事1. 基本法部会の検討状況等について(資料1、資料1-別
添1～3)

1) 建築基準整備促進補助金事業の応募及び採択の結果報告
について

事務局より主に以下の報告があった。

- ・平成21年度建築基準整備促進補助金事業「建築の質の
向上に関する検討」に対する日事連の応募に対して6月
19日に国土交通省よりヒアリング審査が行われ、事務局担
当者が出席し、同30日に採択された。

- ・「建築の質の向上に関する提案」の具体的な検討は当委
員会委員がコアメンバーとなって設置した「基本法部会」で
検討を行っている。

- ・当該の補助金については、本日7月27日に決定通知が送
付される予定である。

2) 提案内容の枠組みの検討について

吉田調査役より主に以下の説明がなされた。

- ・「建築基本法の提案」として平成18年7月の建築基本法
制定準備会資料(資料1-別添1)が作成されている。

- ・国土交通省は、「円滑な経済活動を確保しつつ建築確
認・検査・違反是正といった一連の手続きの実効性を
確保することが必要」として「建築行政マネジメント計画」

を平成22年度から31年度の10年度間を期間として「建築行政マネジメント基本方針」を策定すること等について、既に国の基本制度部会で資料として提出している(資料1-別添2)。また、東京財団政策提言(東京財団政策研究部)(資料1-別添3)建築基本法の記載部分等について説明があった。

3) 外部専門家へのヒアリング事項の検討について

事務局で作成した報告書叩き台案をもとに、基本法部会各委員から提出された報告書原案について、各委員から説明があった。

各委員からの説明に続き、主に以下の発言があった。

○建築基本法は国民が建築等に対して望むべき姿を、国民の視点に立って記す必要があるものではないか。

○建築物に対して国や自治体、専門家が全ての責任を負うのではなく、発注者側の自己責任についても謳うべきではないか。これには適正な建築士事務所を適確に情報提供するシステム等も考慮しなければならない。

○消費者基本法や病院・医師・患者との関係も参考となるのではないか。

○建築に係る建築士以外の専門資格者の法的位置付けの明確化も必要性を検討する必要があるのではないか。

本日当会での検討内容を踏まえ、叩き台案を修正し、7月30日に開催される基本法部会において、外部専門家(日事連理事/浅野善治・河野 久の両氏)にヒアリングを行うこととした。

なお、基本法部会の第6回を8月7日(金)9:30～11:30、第7回を21日(金)10:00～14:00、いずれも日事連会議室にて開催することとした。

議事2. 建築3団体による新しい業務報酬基準等に関する共同要望について(報告)(資料2)

建築3団体による新しい業務報酬基準等に関する共同要望について高津委員より主に以下の報告があった。

- ・4月17日に官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領が公表され、4月1日に遡って適用された。積算要領では、

「依頼度」の設定に関する規定が削除されるなど大幅な見直しが行われた。

- ・6月29日に建築3団体(日事連、士会連合会、JIA)が、「自治体に対する新しい業務報酬基準に関する共同要望の実施について」プレスリリースを行い、新しい業務報酬基準の遵守及び自治体の積算要領等における依頼度の規定の削除等について強く要望することを公表した。
- ・公共建築物の発注に関係の深い12府省に対しても、7月27日から30日にかけて建築3団体が分担し、各々の会長が出向いて要望活動を実施した。
- ・国土交通省大臣官庁官房営繕部でも各省庁に対し、当積算基準及び同要領について説明を行っている。

議事3. その他

○提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)(地球温暖化対策会議)について(報告)

提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)(地球温暖化対策会議(事務局・(社)日本建築学会、以下学会という))について、事務局より報告があった。

- ・3月に当委員会で対応について検討を行い、事前に団体としての十分な検討がなされていないが、公表日が差し迫っていること等を考慮して建築関係10団体に日事連も加わることを了承したところである。

- ・その後学会より、日事連に対し、「地球温暖化対策会議」への正式な委員の参加依頼があった。三栖会長と協議し、この件については「業務・技術委員会」で対応することとし、当会議の委員としては八島英孝業務・技術委員会担当副会長(福岡会)に出席いただくこととした。

- ・提言は本年11月頃までに記者発表される予定である。

○エレベータの安全に係る技術基準のJIS化の動き等について(報告)

エレベータの安全に係る技術基準のJIS化の動き等について高津委員より説明があった。

- ・(社)日本エレベータ協会が中心となってエレベータ技術基準のJIS化について検討が進められている。

・同協会より日事連に対し、関係する委員会への委員参加依頼があり、「建築設備等の安全制御システム等の技術開発検討委員会」((財)日本建築設備・昇降機センター)の日事連委員でもある望月委員が出席することとし、当委員会へも必要に応じて報告いただくこととしている。

○次回委員会日程

次回日程については、基本法部会等の状況により調整し、適切な時期に開催することとした。

■第2回 景観・まちづくり特別委員会概要

日 時 平成21年7月13日(月) 15:00～17:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長・横須賀満夫

委 員・高橋敏彦、中村清隆、浅野正敏、福島賢哉、

川島啓道、平山正義、入口嘉憲

〈配付資料〉

資料1～1-7:第3回建築等を通じた景観・まちづくり推進協議会WG資料

資料2:景観・まちづくりに関する専門家派遣への意向調査結果一覧

資料3:平成21年度建築・まちなみ部門 専門家派遣候補リスト(案)

参 考:第2回委員会記録

議 事

1. 国からの専門家派遣等要請に対する対応について

高津専務理事より資料に基づき、以下の説明がなされた。

7月9日に開催した第3回「建築等を通じた景観形成・まちづくり推進協議会WG」では、「住まい・まちづくり担い手事業選定委員会」において確定した支援事業団体のうち、専門家派遣要請のある10数地区に対して、各団体としてどのように候補者リストを作成していくかの検討を行った。

日事連としては、前回委員会で専門家派遣要請には委員会メンバーが対応することで決定し、各委員に派遣に対する

意向調査を行い、派遣を希望する委員について7月9日のWGに提出した。本日は、WGでまとめた候補者リスト(案)についてご協議いただきたい。

協議の結果、日事連として景観・まちづくりへの取り組みを行っていくうえで、各委員が対応できると思われる支援事業団体の候補となり、地域の取り組みを吸収し、今後の日事連の活動に活かしていく良い機会であるとして、意向調査で「場合によっては派遣可能」と回答した委員に再度意向を確認し、3名を追加した候補者リストをまちづくり推進協議会WGに報告することとした。

地 区 名	派遣候補
中 津	平山正義委員
横 浜 石 川 町	浅野正敏委員
会津若松大町通り	中村清隆委員
姫 路	入口嘉憲委員
黒 石	川島啓道委員

2. その他

・副委員長に福島賢哉委員(東京会)が決定した。

・次回委員会では、高橋委員、中村委員、浅野委員に、今までのまちづくり活動への取り組みを報告していただき、意見交換することとした。

次回委員会 平成21年9月10日(木) 14:00～16:30

■第5回 業務・技術委員会概要

日 時 平成21年7月30日(木) 14:00～16:45

会 場 日事連会議室

出席者

委員長:木村 旭 副委員長:上野浩也

委 員:斉藤俊夫、安藤 誠、宮崎清史、伊藤光洋、

三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠 席 者:富田賢一

特 別 出 席:(有)日事連サピス 中川孝昭

日事連事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜、市川、今泉

{配付資料}

資料1-1:第2回建賠保険等調査専門委員会議事概要(案)

資料1-2:建築士事務所賠償責任保険の報告について

資料2:「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書

類」の改正に伴う講習の企画のたたき台について

資料3:「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)

資料4:自治体に対する新しい業務報酬基準等に関する共同要望の実施について

資料5:構造設計一級建築士・設備設計一級建築士義務づけの問題点の研究

資料6:「昇降機技術基準の解説(2009年版)」講習会の案内書

資料7:第1回合法木材普及拡大部会報告資料

資料8:設計監理業務報酬基準関係資料

議事1. 建築士事務所賠償責任保険について

○資料1-1により7/22に開催された第2回建賠保険等調査専門委員会の概要が事務局より説明された。建賠保険の加入・支払状況などのほか、保険支払の対象とならなかった事例について検討し、意見交換をした旨報告された。次回は査定の事例の検討、住宅瑕疵担保履行法への対応などについて検討する予定。

○資料1-2により、(有)日事連サビズ・中川専務取締役より4～6月の加入状況、法適合確認業務追加担保特約条項の新設について説明された。法適合確認業務追加担保特約の概要は以下の通り。

- ・法適合確認業務を補償対象業務とする。ただし、建築物の滅失・き損が前提となることには変わりがない。
- ・会員事務所を対象。
- ・追加保険料は徴収せず次年度更新時に設計料に法適合確認業務によって得た報酬を加える。

○次のような意見がだされた。

- ・加入率を上げると保険の支払も増えることになるのではないか。
- ・分母が増えると損害率が改善する。(加入後約8.8年で事故に遭う)

- ・加入率を高めることは、事務所協会会員として保険に入っていることによる信用増大と自己防衛の2つの側面のメリットがある。結果的に消費者保護につながる。

議事2. 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類の改正版の周知方法について

○資料2により四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類の周知方法として講習会の企画のたたき台案が事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・単位会が主催者となって講習会を実施できるよう企画する。
- ・単位会講師予定者のため講師説明会を開催する。
- ・テキストは契約書類一式と契約書類の解説書を予定。
- ・建築CPD情報提供制度における認定プログラム申請は日事連が行う。
- ・実施要領、事務要領を作成の上、単位会には10月下旬ころ案内する。

○次のような意見が出された。

- ・民間連合協定工事請負契約約款委員会が工事請負契約約款と建築設計・監理等業務委託契約約款の講習会を行うことになっているが、建築設計・監理等業務委託契約約款の講習はこれと重複してしまうのではないかな。
- ・専門の事務所は工事請負契約約款は関係ないのではないかな。
- ・重複はするが民間連合協定工事請負契約約款委員会が主催する講習会は定員、地域が限られている。工事請負契約約款と建築設計・監理等業務委託契約約款の講習会を合同で行うのには双方共通的に理解するというねらいがある。
- ・士会と事務所協会は別々に講習を行うのか、一緒に行ってもよいのか。
- ・四会それぞれの団体でそれぞれの責任で周知することになっているが、各単位会で士会と調整することは問題ない。

議事3.「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)策定に向けた対策会議について

○日本建築学会が主導する「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)策定に向けた対策会議について、同学会より日事連へ委員派遣依頼があり当委員会から八島担当副会長が委員就任することとした旨、事務局より事後報告した。

○7/22に「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)策定に向けた対策会議について学会より八島担当副会長へ個別に会議の経緯、検討状況について説明があり、その内容を資料3に基づき八島担当副会長が説明した。

この会議は、昨年、日本建築学会の環境委員会が建築関連12団体によびかけて発足したものであり、低炭素社会の実現に向けた建築のカーボン・ニュートラル化にともに取り組むことを提言するものである。八島担当副会長は第12回会議(8月17日開催予定)より参加する予定である。提言はおおむね仕上がっており、10月の発表に向け、発表方法、周知方法等これから検討していく。

今後、業務・技術委員会にも意見を聞いて、会議へ反映させるなどしたい旨、説明された。

議事4. 新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望について

○資料4により新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施について高津専務理事より報告された。要望内容としては1月に施行された新業務報酬基準(告示第15号)の遵守と現在の自治体の設計業務の発注における「依頼度」の規定の削除をもとめるものであり、建築三団体で共同で都道府県および市町村に対し要望活動を実施する、また中央省庁の(12府省)の公共建築を発注する部局に対しても自治体と同様の要望を行っていく旨が説明された。

議事5. 構造・設備設計一級建築士の法適合確認制度の対応状況について

○資料5により愛知会・安藤委員より愛知会における構造・

設備設計一級建築士制度の問題点について説明された。主な事項は以下の通り。

- ・愛知会では「新建築士制度検討委員会」で構造(設備)一級建築士制度の問題点について検討し、7月8日付けで構造(設備)設計一級建築士の関与についての明快な取り扱い方法の提示を愛知県に要望しているが、まだ県からはなにも返答がない状況である。意匠図の設備配管の吊りボルトなどに構造設計一級建築士の判が必要なのか、猶予期間中に構造設計一級建築士を決めずに設計・施工した案件などで設計変更などした場合、構造設計一級建築士が関与しないと計画変更が出せなくなるのではないかなどの問題が生じ混乱する可能性がある。

○次のような意見が出された。

- ・猶予期間の終わる11月27日には相当の混乱が予想される。
- ・構造設計一級建築士はほとんど意匠図全部に判を押すことになる。意匠を訂正すると構造設計一級建築士の判も必要になるのではないかな。
- ・意匠図への構造設計一級建築士の判などの問題は、特記仕様書に判を押すなどの方法も考えられる。
- ・図面上の逃げではなく根本的な問題がある。これだけあるとノウハウでも判を押すことはむずかしい。
- ・どこまでのチェックで判をおすのか。全部チェックするとなると1～2日かかる。判を押さなければ未来永劫その物件は確認申請を出せないことになる。
- ・資料5にあげられている問題点は法適合確認検討会でもすでに出されていた。検討する時間がなかった。
- ・次回委員会までに各ブロックで問題点を抽出して委員会へ提出することにする。

○構造設計一級建築士、設備設計一級建築士制度の問題点について各ブロックごとにまとめて日事連事務局まで提出することにした。締め切りは9月18日(金)。

議事6.「昇降機技術基準の解説(2009年版)」講習会について

○資料6により「昇降機技術基準の解説(2009年版)」講習会について事務局より説明された。昨年9月に建築基準法施行令等の一部改正が行われ、関連告示の改正、制定など大幅な変更が行われ、本年9月28日より施行されることを受け、(財)日本建築設備・昇降機センター、(社)日本エレベーター協会の主催により講習会が開催されるものである。

議事7. 合法木材普及拡大部会の報告について

○(社)全国木材組合連合会において、合法性等の証明された木材の普及促進事業として「合法木材普及拡大部会」を設置し、事業を進めることとした旨、同連合会より日事連へ連絡があり、あわせて同拡大部会への委員派遣依頼があった。このことについて当委員会より富田委員(福島会)を推薦した旨、事務局より事後報告がなされた。

○資料7は第1回合法木材普及拡大部会(6/17)の資料で福島会・富田委員より報告されたものであるが、富田委員が本日は欠席のため、次回また詳しい報告を聞くことにすることにした。各議題についてのコメントは富田委員によるものである。

議事8. その他

○資料8は告示第15号に則り、エクセルで業務報酬額を算出するソフトで愛知会の経営委員会で作成した。愛知会のホームページからダウンロードできるようになっており会員専用であること、事務所の経費率の試算までできるようになっていることなどが、安藤委員より説明された。

○業務・技術委員会において、本会会誌11月号及びホームページに「建築士事務所の技術者人件費等について」を毎年掲載してきているが、今年も掲載することとし、レポートの一級建築士の人件費等の数字を更新して掲載することとしたい旨、事務局より説明された。レポートの内容は作成した段階で当委員会へメールで送信し、各委員より確認をとり掲載することとした。

@次回委員会

平成21年10月1日(木) 14:00～16:30 日事連会議室

■第5回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成21年7月9日(木) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長・野呂敏秋

委 員・沖野 覚、吉田勝則、下西伊佐男、

山下卓治、国吉真正

担当副会長・外木場久雄

欠 席 副委員長・横須賀満夫、委員・新井典夫

〈配付資料〉

資 料1: UIA2011東京大会プログラム企画提出依頼、他

資 料2: 建築3団体による全国共同要望活動の実施について

資 料3: 平成21年度要望運動の実施について(協力依頼)

資 料4: 平成21年度建築士事務所キャンペーン実施要項

資 料5: 景観・まちづくり特別委員会の設置について

資 料6: 会誌編集に対する意見について

参 考1: 第4回委員会記録

本日の議事のうち「UIA2011東京大会日本組織委員会からのプログラム企画提出依頼についての対応の検討」については、時間をかける必要があることから、協議の順序を変更して議事を進めることとした。

議 事

1. 建築3団体による全国共同要望活動の実施について

事務局から資料2により、建築3団体による全国共同要望活動の実施について以下の報告を行った。

新業務報酬基準が本年1月7日に告示され、これに伴い国土交通省所管の官庁施設の設計業務等積算基準及び要領が4月1日付で改定されたが、特に地方自治体に対し公共建築設計等の発注に際し、告示の遵守と国の設計業務等積算基準等の改定に沿って依頼度の規定を見直し、削除することを強く要望していく必要がある。このため建築3団体で全国レベルでの共同要望書「新業務報酬基準制定に伴う、地方自治体の公共建築物の設計等業務発注に係る要望」をまとめ、6月29日付でそれぞれ単位会、単位士会、

JIA地域会に対し、実施協力依頼を行った。

また、都道府県毎の自治体への要望活動を実施するにあたり、6月29日午前11時より、国土交通省建設専門紙記者会において、建築3団体の会長による記者発表を行い、その後、小川大臣官房審議官に記者発表を報告するとともに意見交換を行った。

2. 平成21年度要望運動の実施について

前回委員会で決定した平成21年度要望項目をまとめた要望書を、7月1日付で単位会宛に実施協力依頼とともに送付した旨、資料3により報告した。

3. 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業の実施について

平成21年度建築士事務所キャンペーン事業の実施については、前回委員会で決定した実施要項(案)を、通常理事会及び常任理事会で承認、全国会長会議及び事務局連絡会議で報告、単位会に対し実施に向けて準備を進めていただくよう依頼した旨、資料4のとおり報告した。

4. 景観・まちづくり特別委員会の設置

景観・まちづくり活動に対する国の助成事業が始まり、日事連としてもまちづくりに関するアドバイザーの派遣等、国の要請に応える体制を整える必要があるとともに、景観・まちづくり活動はこれからの重要なテーマであり、地域における景観まちづくり活動に対してどのように対応するか、単位会との連携、人材育成等も含め日事連としての対応方針を検討していくことを目的に設置した旨、資料5により報告した。

委員会構成は横須賀理事(広報・渉外副委員長)を委員長とし、委員は単位会で景観・まちづくりに関係している会員を選任した。

5. UIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)からのプログラム企画提出依頼についての対応の検討

高津専務理事より資料1に基づいて以下の説明がなされた。
6月9日付でJOBより依頼のあった東京大会プログラム企画提出について、6月19日開催の常任理事会に諮り、各ブロック協議会で日事連としての対応、企画内容及び実施体制等に

ついて協議していただくことに決定し、同日開催の全国会長会議で趣旨説明を行い、6月22日付で単位会会長宛にプログラム企画についての検討を依頼した。

また、2月開催の常任理事会で、UIA2011東京大会に関しては、基本的に本委員会が対応することが承認され、8月開催の常任理事会に広報・渉外委員会としての意見提出が求められている。については、日事連としての対応等についてご協議いただきたい。

協議の結果、ブロック協議会または単位会としては地域レベルでのイベントの実施、日事連としては東京で実施する場合は他団体との共催を検討してはどうか、を現時点での意見として提出することとした。

6. 会誌編集に対する意見について

6月19日開催の全国会長会議において、会誌編集についての意見・要望が出された。

意見・要望

- ・本文のカラー化を希望。
- ・他団体の会誌に比べると文章、写真がうまく配分されていないため、内容がわかりにくく読みづらい。
- ・デザインの工夫が必要ではないか。

上記意見・要望を踏まえた各委員の意見

- ・今年度から一部ではあるが、カラー化が決定している。
- ・現在の表紙デザインは個人的で良い。
- ・内容についても見劣りするものとは思えない。
- ・他団体の会誌と比較する必要はない。

全国会長会議で出された意見・提案及び各委員の意見を、直近に開催される会誌編集専門委員会に報告し、検討を依頼することとした。

次回委員会 平成21年9月11日(金) 13:30~16:00

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成21年

9月16日 理事会、政研役員会

17日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約
約款改正検討ワーキンググループ

24日 基本法部会

10月 1日 業務・技術委員会

5日 建賠保険等調査専門委員会

6日 基本法部会、会誌編集専門委員会

9日 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)

14日 教育・情報委員会

会 務 月 報

第319号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年8月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年8月28日(金)13:30～16:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

特別出席

金井昭典 国土交通省住宅局建築指導課長

宿本尚吾 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官

事 務 局 恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長

5. 国土交通省からの説明及び意見交換

国土交通省の金井住宅局建築指導課長が本常任理事会に
出席し、新任の挨拶をされた。その折、参考資料により、①
既存不適格建築物の増築に係る基準の緩和について、②

対象建築物に対する構造設計一級建築士/設備設計一級
建築士の関与状況について、③公共建築物の発注担当者
を対象とした業務報酬基準の説明会の開催についての説
明がなされた。その後意見交換が行われた。主な意見の概
要は次のとおりであった。

- ・構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の制度に係
る運用上の問題点について、業務・技術委員会において
各ブロックの意見の提出を9月18日迄に求め、その後、委員
会で各ブロックの意見をまとめることにしているので、そ
の結果について国でも検討していただきたい。
- ・公共建築物の発注にあたり、構造設計一級建築士/設備
設計一級建築士を擁している建築士事務所であることを
条件に課しているような事例がある場合は、国交省
へ知らせしてほしい。
- ・県内に構造設計一級建築士がいる建築士事務所が団体
を設立する動きがあり、その対応に関心をもっている。

6. 議事録署名人

三栖邦博会長、本澤宗夫副会長、髭右近外嘉常任理事

7. 議事進行役

本澤宗夫副会長

8. 議 事

(1) 専決事項

1) 平成21年度年次功労者の表彰者決定の件

事務局より、平成21年度年次功労者の表彰候補者につい
ては表彰規程に該当する者が資料1のとおり、単位会推薦
33名となっている旨の説明がなされた。

以上の説明の後、本澤副会長より、平成21年度年次功労者
の表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料1のと
おりこれを決定した。

2) 平成21年度日事連建築賞の表彰者決定の件

事務局より、資料2によって坂本一成日事連建築賞選考委
員長の審査報告について次の趣旨の説明がなされた。

①本年度は、一般建築部門89点、小規模建築部門94点の合
計183点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1

次審査を経て、32単位会から一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の建築作品が日事連に応募され、過去最多の応募数であったこと。②第2次審査では、一般建築部門10作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補して選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門6作品、小規模建築部門5作品について現地審査を行った。③現地審査は7月21日から8月10日にかけて行い、各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門4点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行った。なお、本年度は応募パノラマの作成もあって、応募作品数は増加したが特に作品のレベルの一層の向上を図る観点から、単位会での表彰制度や応募時点での会員制限の弾力的取扱いなど、応募作品の増加が望まれる旨の委員会報告がなされた。

以上の説明の後、本澤副会長より、平成21年度日事連建築賞の表彰者決定について諮ったところ、異議なく次のとおり平成21年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

一般建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
国土交通大臣賞	静岡県	牧之原市相良総合センター	(株)協同設計ティエージュ
優秀賞	東京都	東京音楽大学100周年記念本館	(株)久米設計一級建築士事務所
優秀賞	東京都	立教学院 太刀川記念交流会館	(株)日建設計一級建築士事務所
優秀賞	大阪府	武庫川女子大学 建築学科・大学院建築学専攻 建築スタジオ	(株)日建設計一級建築士事務所
優秀賞	大阪府	佐川美術館 樂吉左衛門館	(株)竹中工務店大阪一級建築士事務所
奨励賞	北海道	東京理科大学長万部キャンパス女子寮	(株)竹中工務店北海道一級建築士事務所
奨励賞	東京都	AGCのづくり研修センター	(株)竹中工務店東京一級建築士事務所
奨励賞	愛知県	焼津信用金庫本部社屋	(株)日建設計一級建築士事務所
奨励賞	大阪府	虎屋 京都工場	鹿島建設(株)関西支店一級建築士事務所
奨励賞	広島県	戸坂の集合住宅	CAF垂井俊郎建築設計事務所

小規模建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
日事連会長賞	長野県	小澤リタルクリニック	HAL設計室
優秀賞	東京都	杜の家	(株)マテラス都市建築設計
優秀賞	東京都	チニマルコラブツ	一級建築士事務所 (株)トリエ・天工人
優秀賞	大分県	FRAME+BOX #04	ラッツ・アーキテクト(株)
奨励賞	宮城県	八木山本町の住宅	(有)都市建築設計集団
奨励賞	愛知県	さとこまき調剤薬局	五藤久佳デザインオフィス(株)
奨励賞	高知県	弁天座	(株)若竹まちづくり研究所
奨励賞	福岡県	奄美きょうらうみ工房	(株)松山建築設計室

3) 改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習の実施方針の決定の件

木村業務・技術委員長及び事務局より、改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習の実施方針について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

- ①講習実施について単位会の意向調査を実施すること、
- ②講習会実施のための講師養成講習を実施すること、③講師養成講習の開催場所について、東京、大阪で開催する他講習実施についての単位会の意向調査を踏まえ開催地を設定すること、④講師養成講習の実施時期は、当面、平成21年10月23日(金) [東京]、10月30日(金) [大阪] を予定すること、⑤講師養成講習の参加要件は、一定の要件を満たす場合で、講習会の開催を希望する単位会の推薦を受けたる者2～3名。⑥講師養成講習プログラムでは、テキストは4種類を使用すること、⑦講師養成講習に係わる費用については、受講料は無料とし、参加者の旅費等については、所属単位会が負担する。

以上の説明の後、本澤副会長より、同講習の実施方針について諮ったところ、異議なく資料3のとおり、これを決定した。

(2) 協議事項

1) 平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて

山田総務・財務委員長より、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

現在、日事連の会計は一般会計の他に適合証明業務登録機関特別会計と福利厚生特別会計の三会計である。日事連全体の運営に係る事務所費及び人件費の支出については、前記の三会計へそれぞれ収入割合によって按分(一般会計73%、適合証明業務登録機関特別会計22%、福利厚生特別会計5%で負担し支出)している。三会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、平成18年度は登録年度にも係わらず財政安定積立預金の積立が出来ず、平成20年度の登録年度では同積立預金を800万円取り崩し、同年度末の同積立預金の残高は、約7,300万円となっている。

同特別会計について、今後、適合証明技術者が現状の登録数(現在7,185名)で推移すると仮定した場合、その登録料収入に対して現状の事務所費、人件費の支出で試算した結果、平成24年度には同積立預金の残高が無くなり、登録制度の永続的存続が困難となるおそれがある。

国交省、住宅金融支援機構、沖縄公庫及び登録機関(日事連及び日本建築士会連合会)で構成される「住宅金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」では、本登録制度が今後概ね10年間安定維持が可能となるよう、同特別会計の支出項目で、平成9年から見直されていない事務所費、人件費、また登録窓口の事務費の負担額を見直してほしい旨の提案がなされ、今後の緊急の課題とされたため、今回検討を行ったものである。

①現状

三会計の決算収入割合に占める適合証明業務登録機関特別会計は、近年減少傾向にあり、これまでの同特

別会計は22%で固定され設定しているのに対し、直近の平成17年度～20年度の4年間の平均は、15.2%となっている

②検討内容

登録者数を現状の7,185名に設定し、次の三つのケースについて試算した。

- ア. ケース1 ①事務所費、人件費の案分率の変更、イ. ケース2 ①事務所費、人件費の案分率の変更、②登録窓口連絡会議の案分率の変更、ウ. ケース3 ①事務所費、人件費の案分率の変更、②登録窓口連絡会議の案分率の変更、③単位会の登録事務費の変更

③検討結果

- ア. ケース1では、事務所費、人件費の案分率を直近4年間の平均値15%に変更した場合、平成26年度末には運営資金が無くなる。
イ. ケース2では、ケース1の条件に加え、登録窓口連絡会議の費用について、一般会計との案分率を現行の50%から20%に変更した場合、平成26年度末には運営資金が無くなる。
ウ. ケース3では、ケース2の条件に加え、単位会の登録事務費を現行の5,500円から4,500円に変更した場合では平成30年度末までは、登録制度の維持は可能である。

④見直し案

以上の検討を踏まえ、本登録制度を平成30年度末まで維持するため、平成22年度より経費負担率等の見直しを行いたい。

・提案内容

- i) 日事連の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計の事務所費人件費の按分負担率を現状の22%から15%に変更する。これにより、登録者一人あたりの日事連の事務費は約1,200円の減となる。
ii) 登録窓口連絡会議の経費は、一般会計と按分しているが、実際の会議に占める時間割合に見直し、

現行の50%から20%に変更する。

iii) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口の登録事務費割合52%(5,500円・税込)を10%減して42%(4,450円・税込)としたい。ただし、緩和措置として4,500円・税込とする。

iv) 当面、前記 i) から iii) の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

この見直しの主旨は、同制度の安定的な存続を図るため、毎年度の収入のうち日事連の事務費及び単位会の登録事務費を減じ、それを将来の財政安定積立預金に積み立てるものである。

以上の説明に対し、協議の結果、資料4の提案を了承し、9月通常理事会に提案することを決めた。今後の進め方は11月17日に開催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で報告することとする。なお、常任理事会の決定前に事前に各ブロック協議会で資料4の内容を副会長及び常任理事が説明することとした。

2) 平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

山田総務・財務委員長より、平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

資料5は平成19年11月の全国会長会議で決定した平成20・21年度役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項である。総務・財務委員会で検討したが特段の変更意見はなかった。今後は、それぞれの推薦手順等の日付等の変更を行い、11月17日に開催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で申し合わせ事項として決定する予定である。

協議の結果、資料5の内容及び今後の進め方を了承した。

3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)での正副会長の役割分担について

事務局より、資料6を基に全国大会運営特別委員会でも検討した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)(10月9日開催)の当日の行事及び正副会長の役割等の運営について説明がなされた。

協議の結果、当日の正副会長の役割分担等について資料6のとおり了承した。

4) UIA2011東京大会の企画への対応について

専務理事より、UIA2011東京大会の企画への対応について資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

6月9日付でUIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)より依頼のあった、東京大会プログラム企画提出について、6月19日開催の常任理事会に諮り、各ブロック協議会で日事連としての対応、企画内容及び実施体制等について協議し、その結果をもとに常任理事会で協議することに決定し、同日開催の全国会長会議で趣旨説明、6月22日付で単位会会長宛に検討を依頼(締切:8月10日)した。また、7月15日開催の5会会長会議で出された意見をもとに、8月3日付でJOBからプログラム参加に対する方向付けが提示された。資料7にある各ブロック協議会から出された意見・提案、また担当委員会である広報・渉外委員会の意見、JOBからのプログラム参加に対する方向付けの提示を踏まえ、日事連としての対応及び当面のJOBに対する回答を検討する必要がある。

以上の説明に対し、主な意見は次のとおりであった。

- ・日事連で行う事業は、新たに事業を行うのではなく、既存の事業で対応することで良いのではないかと。
- ・関東甲信越ブロックからの提案のなかで東京会が実施予定の「建築ふれあいフェア」の事業をUIA2011東京大会のプログラム参加事業とする方法もあるのではないかと。

協議の結果、各ブロックや単位会で提案されている企画については他団体との共同開催を進めていくとともに

に特に東京会の企画を日事連のUIA プログラムとして
ふくらませていく方向で引き続き検討を進めること
とし、当面のUIA2011東京大会日本組織委員会への回
答内容については会長に一任することとした。

5) 平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更
について

事務局より、平成21年12月開催予定の通常理事会の
開催日の変更について資料8によって次の趣旨の説明
がなされた。

当初予定されている平成21年12月1日(火)10時から
13時開催の通常理事会の開催日を変更したい。変更
理由は同日の午後に開催される建築士事務所協会全
国会長会議にあわせて当日の10時から12時の間に
「公益制度改革」への戦略的対応「一般法人・営利転換
を含めた公益法人の対応について」と題した説明会
を行う予定である。講師は新日本有限責任監査法人
の公認会計士を予定している。説明予定事項は、(新)
公益法人に移行する際の論点、一般法人に移行する
際の論点、定款作成時の論点、(新)公益法人と一般法
人の比較、移行に向けての準備等である。これに伴い
通常理事会の開催日を平成21年11月30日(月)13時30
分から16時を予定し、日事連会議室で開催すること
としたい。

協議の結果、原案を了承し、9月通常理事会に提案す
ることを決めた。

6) 平成22年度6月総会の会場について

山田総務・財務委員長より、平成22年度6月総会の会
場について資料9によって次の趣旨の説明がなされ
た。

6月の決算総会については、平成20年、21年と帝国ホテル
で2回行ったが、以下の理由により平成22年6月の総
会会場を変更したい。

帝国ホテルでは①常任理事会会議室、②役員改選時の臨
時理事会会議室、③懇親会場について、いずれも手狭

である。(②については独立した会場確保が困難であ
った。)現状より広い会場を借りるなど改善するため
には、会場費が増額となる。また、金曜日開催の場合、
新聞記事の掲載が月曜日となる、来賓(国会議員等)
が懇親会等に出席しにくい等の理由で、木曜日に開
催したいが、帝国ホテルでは、6月は株主総会が集中し月
曜から木曜までは従来からの取引先が優先されるた
め、早めに予約を確定することができない。

今般、帝国ホテルの他11社から提案、見積を取った結果、
①会場の広さ、②日程、③サービス等7つ面、④アクセス、⑤経
費とも他社に比較して必要条件を満足する「ホテルグ
ラ」で行いたい。

協議の結果、原案を了承し、平成22年6月の総会会場
をホテルグランドとすることを決めた。

7) 9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料10により協議
がなされた。

協議の結果、原案どおり、9月通常理事会開催通知と
することを決めた。

(3) 報告事項

1) (財) 建築技術教育普及センターに対する「建築士定期講
習」に係る改善要望について

佐野教育・情報委員長より、教育・情報委員会で検討
した「建築士定期講習」に係る改善要望等について資
料11によって次の趣旨の報告がなされた。

単位会に対する「建築士定期講習」のアンケート調査結果
をもとに、同委員会で資料11の要望書をまとめ8月10
日に(財) 建築技術教育普及センターに要望した。

2) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に
関する検討」の検討状況等について

専務理事より、資料12によって次の趣旨の報告がな
された。

国の社会資本整備審議会では、「安全で質の高い建築
物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」

について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、これと並行して進められる標記補助事業については、本会も設計・工事監理の業を担う観点から提案すべく応募し、その採択がされている。本年度は各応募団体による調査事業に加え、応募団体によるコンソーシアムが設けられ、並行して意見調整が進められることとなっている。これらの調査が審議会やひいては基本法の検討作業へ反映されと考えられるので、相当急ピッチの検討作業が求められている。

本連合会では、建築設計制度等対応特別委員会に「基本法部会」(部会長:岡本賢建築設計制度等対応特別委員会副委員長)を設け、これまでに7回の部会を開催し、検討作業を進めている。内容については常任理事会及び理事会へ報告し、組織としての意見調整を図ることとしている。

現在のところ、建築士事務所の設計事業者としての位置づけを行い、建築士事務所法の制定や建築主の責務の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を機軸に取りまとめる方向で検討を進めている。

なお、中間とりまとめ案の内容について意見があれば後日事務局にメールで提出することとなった。

- 3) 新業務報酬基準の制定に伴う国及び地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施について
専務理事より、資料13によって次の趣旨の報告がなされた。

地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施については6月29日に単位会に協力要請した。また、12府省に対し公共建築物の設計等業務発注に関する共同要望は7月27日から7月30日の間に要望活動を行った。これについては記者発表を行った。

- 4) 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共同提言に向けての検討状況について
八島業務・技術担当副会長及び専務理事より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

建築学会から依頼のあった「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共同提言に向けての検討は、八島業務・技術担当副会長が委員として新たに参加し、検討している。建築学会としては、同共同提言の内容の調整がつけば、本年11月頃を目途に関係団体による共同提言として、公表したいとして協議を進めている。日事連としても必要な調整を進め、これらの動きに協力していきたい。

- 5) 連合会創立50周年(平成24年度)とこれまでの周年事業の取組について

常務理事より、過去の周年事業の開催日、会場、担当委員会、事業内容、経費等の報告と平成24年度に本連合会の創立50周年を迎えるにあたり、検討体制をどうするかについて、今後、会長と相談しながら提案をしていきたい旨の報告が資料15によってなされた。

- 6) 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」の実施について

平成21年7月31日から同年10月23日の間に建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査を行っている。調査票の回答方式はWEB方式とFAX・郵送方式としているとの報告が資料16によって事務局よりなされた。

- 7) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の「建築CPD情報提供制度」における認定プログラムの認定について
第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)のパネルディスカッション及び記念講演(13時から16時10分)について建築CPD運営会議プログラム審査会(事務局・建築技術教育普及センター)にプログラム認定申請を行っていたが、8月22日に認定時間3時間で認定された旨、事務局より、資料17によって報告がなされた。

- 8) 会員・構成員異動報告

平成21年6月末日及び7月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料18の通り。

平成21年6月30日現在 正会員46団体、構成員
14, 844事務所、賛助会員5社

平成21年7月31日現在 正会員46団体、構成員
14, 850事務所、賛助会員4社

9) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局
長よりそれぞれ資料19、資料20により報告がなされ
た。

〈配付資料〉

資料1: 平成21年度年次功労者表彰者(案)

資料2: 平成21年度「日事連建築賞」審査報告

資料3: 「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類改
正、同解説書改訂」「民間(旧四会)連合協定工事請負
契約約款改正、同解説書改訂」に伴う建築士事務所開
設者等への周知・啓蒙に関する講習会の企画につい
て(案)

資料4: 平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の
経費負担率の見直しについて(案)

資料5: 平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法
の申し合わせ事項(参考)

資料6: 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)での役割分
担について(案)

資料7: UIA2011東京大会の企画への対応について

資料8: 平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更
について

資料9: 平成22年度6月総会の会場について(案)

資料10: 平成21年9月通常理事会開催通知

資料11: 「建築士定期講習」に係る改善要望等について

資料12: 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に
関する検討」の検討状況について

資料13: 自治体に対する新しい業務報酬基準等に関する共
同要望の実施について

資料14: 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共
同提言に向けての検討状況について

2009-10 日事連会務月報

資料15: 日事連創立50周年及び過去の周年事業の取組

資料16: 建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎データ調
査

資料17: 建築CPD運営会議プログラム認定証明書

資料18: 会員・構成員異動報告書

資料19: 後援、協賛名義使用の件

資料20: 経過報告

参考資料: 国土交通省住宅局建築指導課提出・①既存不適格
建築物の増築に係る基準の緩和について(告示改
正等)、②構造設計一級建築士/設備設計一級建築
士の関与状況について、③業務報酬基準等説明会
の開催について

■第5回 総務・財務委員会概要

日 時 平成21年8月27日(水) 13:30～15:40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、高橋祥治、大旗 健
井上精二

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田
松谷

欠席者 委 員 山田清治 担当副会長 本澤宗夫

1. 議事

(1) 平成21年度年次功労者の表彰者決定について

事務局より、平成21年度年次功労者表彰者の決定につい
て資料1によって次の趣旨の説明、報告がなされ、資料1
のとおりこれを9月常任理事会に提案することとした。
表彰規程により、資料1に記載のとおり単位会推薦者33
名を決定した。

表彰は、10月9日開催の第34回建築士事務所全国大会(愛
媛大会)式典において行う。

(2) 平成21年度日事連建築賞の表彰者決定について

事務局より、日事連建築賞表彰者の決定について資料2
によって次の趣旨の説明、報告がなされ、資料2のとおり

これを9月常任理事会に提案することとした。

一般建築部門89点、小規模建築部門94点の合計183点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、32単位会から一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の応募がなされた。今回の応募数は過去最多であった。

6月23日に1回目の選考委員会が開催され第2次審査を行い、一般建築部門10作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補として選定し、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門の6作品、小規模建築部門の5作品を現地審査することとした。現地審査は7月21日から8月10日にかけて行われ、その結果を踏まえて8月10日に最終選考委員会を開催し、選考がなされた。その結果資料2のとおり各賞を選定した。国土交通大臣賞及び日事連会長賞は、一般建築部門、小規模建築部門を問わず、それぞれ1作品を選定した。また、優秀賞に一般建築部門から4作品、小規模建築部門から3作品を、奨励賞に一般建築部門から5作品、小規模建築部門から4作品を選定した。表彰は、10月9日開催の第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)式典において行う。

(3) 適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて

事務局より、適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて資料3により次の趣旨の説明がなされた。

日事連の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、平成18年度は登録の受付年度にも係わらず財政安定積立預金の積立ができず、更に翌受付年度である平成20年度には同積立預金が800万円減少し、残高は約7,300万円となった。

今後、適合証明技術者が現状の登録数(現在7,185名)で推移したとしても、その登録料収入に対して現状の事務所費、人件費の支出で試算すると、平成24年度には同積立預

金の残高が無くなり、登録制度の存続が困難な状況である。

国交省、住宅金融支援機構、沖縄公庫及び登録機関(日事連及び日本建築士会連合会)で構成される「住宅金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」では、今後の喫緊の課題として、登録料の値上げを行わず、本登録制度が今後も維持、存続が可能となるよう、適合証明業務登録機関特別会計における支出項目で、平成9年から見直されていない事務所費、人件費、また登録窓口の事務費の負担額を見直してほしい旨提案がなされた。

そこで、概ね10年間の経費負担率の見直しを、別表1「平成6年度～20年度 3会計決算収入割合」及び別表2の「適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率見直しによる「財政安定積立預金」積立残高推移試算」により検討を行った。

①現状

3会計の決算収入で案分すると、事務所費、人件費について適合証明業務登録機関特別会計の占める割合は、近年減少傾向にあり、直近の平成17年度～20年度の4年間の平均は、15.2%となっている(これまでの負担割合は22%で固定してきた)。

②検討結果

適合証明技術者が現在の登録数7,185名で推移したとして、3つのケースについて試算した結果、1)事務所費人件費の案分率の変更(22%→15%)、2)登録窓口連絡会議の案分率の変更(50%→20%)及び3)登録事務費の変更(5,500円→4,500円)のケースの試算で平成30年度末までは、登録制度の維持は可能であることが確認できた。

③見直し案

財政安定積立預金の安定化を図り、本登録制度を平成30年度末まで維持するため、平成22年度より経費負担率等の見直しを次のとおり提案したい。

1) 日事連の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別

会計の事務所費人件費の案分率を現状の22%から15%に変更する。このことにより、一般会計の事務所費人件費の案分率は現状の73%から80%となる。

2) 登録窓口連絡会議の経費は、現行は一般会計と折半しているが、その案分を実際の会議に占める時間割合に見直し、現行の50%から20%に変更する。

3) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口の登録事務費割合52.38%(5,500円・税込)を10%減して42.38%(4,450円・税込)としたい。但し、緩和措置として4,500円(税込)とする。

4) 当面、上記1)から3)の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

委員からは、この登録制度により会員増強に繋がられないか、また単位会の登録事務費を削ってまでこの制度を維持する必要があるのかとの意見が出された。これらの意見に対し、事務局からは、会員増強については登録希望者が単位会に来会したり、講習会の際に入会パンフレット等を手にしてもらえらる可能性があること、また、国の施策として中古物件の流通が増え、この業務に繋がる可能性があること、建築士事務所が公的業務に携わることに意義がある、単位会にとっても一定の収入源になっていること等回答がなされた。

協議の結果、平成22年度からの見直し案について、9月常任理事会に提案することとした。

(4) 平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

事務局より、平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について、参考資料として資料4(平成19年11月の全国会長会議での申し合わせの文書等の資料)により説明がなされた。

委員から、この推薦手順と選任方法については、全国会長会議での申し合わせ事項ではなく規定にできないかとの意見が出されたが、事務局からは、定款で役員は総

会において選任すると規定されているため、従来どおり申し合わせ事項にせざるを得ない旨回答がなされた。

協議の結果、内容骨子は修正せず、平成22・23年度用として日付等の変更をし、次回委員会で検討することとした。

(5) 就業規程の改正について

事務局より、就業規程の改正について資料5により次の趣旨の説明がなされた。

現在の就業規程は平成2年1月に制定され、これまでの間、土曜日を休日とする必要最小限の規定の改定(平成4年、平成5年)を行った他は改定を行っていない。就業規程の制定から今日まで、社会の労働情勢の変化等への対応措置がなされずに至っているため、他会の就業規程の内容を参考にしつつ、今日の情勢に合った就業規程の見直しを行いたい。

当面の主な検討項目は、病気休暇等の休暇に関することと、定年退職の年齢を高年齢者雇用安定法に則したものに見直すことである。

委員からは、就業規程以外にも関連する可能性がある中で、社会保険労務士に相談すること等も必要ではないかとの意見が出された。

協議の結果、事務局で他団体等の規定を調査のうえ改正案を作成し、次回委員会前に委員に送付することとした。

(6) 連合会創立50周年(平成24年度)とこれまでの周年事業の取組について

常務理事より、連合会創立50周年が3年後に迫ってきているので、その実施検討にあたり、これまでの周年事業の開催方法、開催日、会場、担当委員会、事業内容及び費用等の報告が資料6によりなされ、今後、会長等と相談しながら事業内容等の方針を提案をしていきたい旨説明された。

(7) 平成22年度6月総会の会場について

事務局より、平成22年度6月総会の会場について資料7により次の趣旨の説明がなされた。

6月の決算総会については、平成20年、21年と帝国ホテルで2

回行ったが、帝国ホテルは、①常任理事会会議室、②役員改選時の臨時理事会会議室、③懇親会場について、いずれも手狭である。(特に②については独立した会場確保が困難であった。)帝国ホテルにおいて現状より広い会場を借りるなど改善するためには、会場費が増額となる。

また、金曜日開催の場合、新聞記事の掲載が月曜になること、来賓(国会議員等)が懇親会等に出席しにくいこと等で、木曜日に開催したいが、帝国ホテルでは、6月は株主総会等が集中し予約を確定することができない現状である。

帝国ホテルの他11社から提案、見積を取った結果、①会場の広さ、②日程、③サービス等ソフト面、④アクセス、⑤経費とも他社に比較して「ホテルオークラ」が必要条件を満足している。

以上の説明について、協議の結果、平成22年度からの総会会場をホテルオークラに変更する案を了承し、資料7を常任理事会に提案することとした。

次回委員会開催予定
平成21年11月16日(月)13:30～16:00

(配付資料)

- 資料1:平成21年度年次功労者の表彰者(案)
- 資料2:平成21年度日事連建築賞審査報告・受賞作品(案)
- 資料3:適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて(案)
- 資料4:平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項他
- 資料5:就業規程の見直しについて(案)
- 資料6:日事連創立50周年及び過去の周年事業の取組
- 資料7:平成22年度6月総会の会場について(案)

■第6回 教育・情報委員会概要

日 時 平成21年7月1日(水) 14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平(日事連理事)

委員 高橋 邦雄、國分 恵之、中岡 数夫、遠山 紀芳、
尾添 信行

事務局 北野芳男、恩田利昭、吉田 茂、上原規子、
市川貴之、今泉光裕

欠席者 福島 正継、山崎 善利(日事連副会長)

〈配付資料〉

第5回 議事録

資料1-1:「建築士定期講習」に係る改善要望等について

資料1-2:「建築士定期講習に係るアンケート調査」取りまとめ結果(参考)

資料1-3:北海道・東北ブロック協議会の「建築士定期講習」に係る要望書

資料2:法定講習の教材に関する今後の対応方針等について

資料3:法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料4-1:大学院における実務経験(インターンシップ)の状況等について

資料4-参考:建築士試験受験資格に係るインターンシップの状況等について

資料5-1:第13回建築CPD運営会議

資料5-2:建築CPD情報提供制度への対応等について

資料6:「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」について(報告)

1. 建築士定期講習に係る教育普及センターに対する要望について(協議)

(資料1-1、資料1-2、資料1-3)

事務局より、これまで、単位会において実際に運用を行っ

てきた講習の運営方法等について、当初に規定した運営方法と現場の運営実態との間で乖離がしょうじているためアンケート調査の結果をふまえ、この機会に双方の利益に資する実施体制の見直しを図りたいという建設的な提案をセンターに対して行いたいため要望書を作成した旨報告した。報告に続き、主に以下内容の発言があった。

○民間の登録機関が参入して安い価格を提示してきたので、その対応を考えなくてはいけない。

○一要素としては連携も考えなくてはいけない。ただ、士会連と教育普及センターとスタートしているので、その改善から固めていきたい。

○DVD作成の要望を書いた理由は、講師の緊急対応と講師の確保が厳しくなっているためである。

○要望書のDVDの箇所が、長くて協調しすぎている。DVDが良くて、対面講義がよくないという誤解を与えてしまっているの、整理する必要がある。アンケート結果では、DVDも良いが、民間の登録機関との差別化を図るためには対面講義がいいという意見もある。

○講習を全てDVDでやりなさいというのではなく、行政庁に講師を断られたときに、DVDもあるという選択肢を広げるような方策をとってくださいということが趣旨である。

○講師の方が私見を述べている。講義時間が早く終わってしまう。というクレーンをつけるならDVDを作成してほしい旨を教育普及センターに伝えた。

○3年目に集中してしまうのではないかと懸念している。3年目は込み合うので、早めに受けて下さいというアナウンスをしたらどうか。

○みなし講習のときは、日事連のみ実施していたが、今後、民間も参入してくるので、分散がある程度できるだろう。

委員各位の意見を踏まえ、要望書を修正して委員長にメールで確認していただき、教育普及センターに提出することとなった。

2. 指定講習の教材に関する今後の対応方針について(協議) (資料2)

事務局より、平成20年8月から管理建築士資格取得講習(みなし講習)が開始された頃は、指定講習の教材については、管理建築士講習テキストの表紙のみ差替えて指定講習で使用する方向でセンターと協議を行ってきたが、①管理建築士講習の既受講者にあつては、まったく同じ講習を受けることとなる。②考査のある管理建築士のテキストを事前に入手できることとなり、受講者間の公平性の問題が生じる。③「建築士事務所の課題と展望」の使用を望まれるケースが目立った。などの問題点が出てきた。また、単位会における収益確保等の観点からも本格的に指定講習を復活させていくときに、テキストの有無について重要な問題になるのでテキストをどうするかということ、単位会や各単位会の講師経験者を対象に指定講習のあり方や教材等に関するアンケート調査を実施し、今後の対応方針等について検討を行っていくこととしたい等の説明があった。

説明に続き、主に以下内容の発言があった。

○テキストの作成・編集をすることになれば、WGを作成し、集中的にやる必要がある。

○アンケートについては、事務局で作成し、委員各位に送り意見をいただく。

○今年度、実施する単位会は、管理建築士講習テキストの法令部分が使いやすいので法令部分を抜粋したものをテキスト「課題と展望」の別添につけて対応する。

3. 法定講習の実施状況等について(報告) (資料3)

事務局より、管理建築士講習の実施状況等について昨年、8～11月に実施した「みなし講習」では、約3万4,066人の受講者があり、21年度の上期については、第1回受付(12月)において、募集人数34,092名に対し、受講申込者数は、12,656名に(37.1%)にとどまり、受講率が芳しくなかったため、平成21年2月中旬(16～24日)と4月中旬に追加受付を実施し、全体の受講申込者数は22,421名(67.9%)となつ

た旨の説明があった。

また、建築士定期講習の実施状況等について、平成20年度(21年2～3月)、21年度(4～6月)の受講申込み状況の報告が行われた。

4. 大学院における実務経験(インターシップ)の状況等について(報告)(資料4-1、資料4-参考)

佐野委員長より、6月15日に開催された「第1回産学連携建築教育連絡会議」について以下の概要報告がなされた。

○初回ということで、意見交換が行われた。大学側の意見は、各大学によって様々であった。

○東海地区では早期に産学連携でインターシップの対応をした経緯がある。その他士会連合会やJIA近畿支部の動向について説明があった。

○10月に第2回の会議が開催されるので動向に注視していくこととしたい。

5. 建築CPD情報提供制度への対応等について(報告)(資料5-1、資料5-2)

事務局より、資料5-1に基づき、5月25日に行われた「建築CPD運営会議」については、参加者およびプログラム数、その中でも企業内研修が増えていること等についての報告があった。

また、資料5-2に基づき、建築CPD情報提供制度への対応等について4月に改正された建築士等の参加登録に係る各種手数料等を反映した新しい「Q&A(6月24日版)」を送付したこと等について報告がなされた。

続いて宮原副委員長より6月15日に開催された「建築CPD運営会議プログラム審査会」の状況について、主に審査会の運営体制がメールによる審査が多くなっている現状、企業内研修が適正に行われているのか実状を調査する予定であること等について報告があった。

なお、建築CPD情報提供制度については、日事連としても認定プログラムの申請を行っていくとともに今後も引き続き情報提供等を行っていくこととしている。

報告に続いて主に以下の発言があった。

○全国大会(愛媛大会)はCPDの認定はどのように取り扱われるのか。

一日事連がプロバイダとして認定プログラム申請を行うこととしている(財)建築技術教育普及センターと対応方法について協議して、早めに単位会へアプスしたい。なお、講演などCPDにふさわしいものが認定プログラムの対象となり、アクションなどは含まれない。

6. 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」について(報告)(資料6)

事務局より、資料6に基づき基礎的データ調査の流れについて説明があり、7月に調査を開始できるように準備を進めている旨の説明があった。

説明に続き、主に以下の発言があった。

○紙の調査票にあわせて、WEBを利用した回答方法も導入したので、確実に、便利であることをアプスして積極的に活用していただくようにしたら良いのではないかな。

○事務所からの回答期限の延長等については回答の状況等を見て検討することとしたい。

7. その他

○次回委員会開催予定

平成21年10月14日(水)14:00～16:00 日事連会議室

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成21年

10月19日 基本法部会

21日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討ワーキンググループ

28日 緊急常任理事会

11月 4日 構造技術専門委員会

9日 業務・技術委員会

10日 指導運営委員会

13日 監査会

会 務 月 報

第320号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年9月 通常理事会概要

1. 日 時 平成21年9月16日(火)13:30～15:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 33名

(内、表決委任状提出者7名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、本澤宗夫、外木場久雄、
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

理 事 秋野卓生、浅野善治、上野浩也、上原伸一、
大野和男、定行まり子、須賀川勝、
野呂幸一、水谷達郎、宮原克平、村山高文、
山中保教、横須賀満夫、割田正雄

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

副会長：山崎善利、鈴木誠一

理事：河野久、計良光一郎、馬場錬成、

水庭武宣、森野美德

欠席者 佐野吉彦常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、宮原克平理事、横須賀満夫理事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成21年8月
28日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局よりつぎの説明がなされた。

平成21年度年次功労者の表彰者決定の件

平成21年度年次功労者の表彰候補者は表彰規程に該当する者が単位会より33名推薦された。いずれも表彰規程の基準を満足しているため資料1の通り33名を決定した。

平成21年度日事連建築賞の表彰者決定の件

坂本一成日事連建築賞選考委員長の審査報告について次の趣旨の説明がなされた。

本年度は、一般建築部門89点、小規模建築部門94点の合計183点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、32単位会から一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の建築作品が日事連に応募され、過去最多の応募数であったこと。第2次審査では、一般建築部門10作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補して選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門6作品、小規模建築部門5作品について現地審査を行った。

現地審査は7月21日から8月10日にかけて行い、各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門4点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行い、資料2のとおり、平成21年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習の実施方針の決定の件

改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習の実施方針（資料3）について次のとおり決定した。

・講習実施について単位会の意向調査を実施すること、
・講習会実施のための講師養成講習を実施すること、
講師養成講習の開催場所について、東京、大阪で開催する
他講習実施についての単位会の意向調査を踏まえ開催地を設定すること、
・講師養成講習の実施時期は、当面、平成21年10月23日（金）〔東京〕、10月30日（金）〔大阪〕を予定すること、
・講師養成講習の参加要件は、一定の要件を満たす場合で、講習会の開催を希望する単位会の推薦を受けた者2～3名。
・講師養成講習プログラムでは、テキストは4種類を使用すること、
・講師養成講習に係わる費用については、受講料は無料とし、参加者の旅費等については、所属単位会が負担する。

議長より、以上の から までの常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2）平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更の承認の件

事務局より、平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

当初予定されている平成21年12月1日（火）10時か

ら13時開催の通常理事会の開催日を変更したい。変更理由は同日の午後に開催される建築士事務所協会全国会長会議にあわせて当日の10時から12時の間に「公益制度改革」への戦略的対応「一般法人・営利転換を含めた公益法人の対応について」と題した説明会を行う予定である。講師は新日本有限責任監査法人の公認会計士を予定している。説明予定事項は、（新）公益法人に移行する際の論点、一般法人に移行する際の論点、定款作成時の論点、（新）公益法人と一般法人の比較、移行に向けての準備等である。これに伴い通常理事会の開催日を平成21年11月30日（月）13時30分から16時を予定し、日事連会議室で開催することとしたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおり平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日を平成21年11月30日に変更することを承認した。

これに関連して次の質疑がなされた。

・新公益法人制度への移行で事務所協会は公益社団法人を目指すという方向ではなかったのか。

-平成18年11月の全国会長会議では公益社団法人への移行を目指すとの申し合わせをしたが、新公益法人制度の法律が施行されて、そのメリットが大きくないことが判明したため、昨年12月の全国会長会議では公益法人への移行については、更なる検討が必要であり、他団体の動向や行政の認定の状況を踏まえ、しばらく保留とされた。このため今回、最近の実績等を踏まえ、専門家による新公益法人制度への移行に係る論点を講演していただき、単位会及び日事連の新公益法人制度移行への判断材料の一つとした。

（4）協議事項

1）平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて

山田総務・財務委員長より、平成22年度からの適合証明

業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

現在、日事連の会計は一般会計の他に適合証明業務登録機関特別会計と福利厚生特別会計の三会計である。日事連全体の運営に係る事務所費及び人件費の支出については、前記の三会計へそれぞれ収入割合によって案分（一般会計73%、適合証明業務登録機関特別会計22%、福利厚生特別会計5%で負担し支出）している。三会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、平成18年度は登録年度にも係わらず財政安定積立預金の積立が出来ず、平成20年度の登録年度では同積立預金を800万円取り崩し、同年度末の同積立預金の残高は、約7,300万円となっている。

同特別会計について、今後、適合証明技術者が現状の登録数（現在7,185名）で推移すると仮定した場合、その登録料収入に対して現状の事務所費、人件費の支出で試算した結果、平成24年度には同積立預金の残高が無くなり、登録制度の永続的存続が困難となるおそれがある。国交省、住宅金融支援機構、沖縄公庫及び登録機関（日事連及び日本建築士会連合会）で構成される「住宅金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」では、本登録制度が今後概ね10年間安定維持が可能となるよう、同特別会計の支出項目で、平成9年から見直されていない事務所費、人件費、また登録窓口の事務費の負担額を見直してほしい旨の提案がなされ、今後の緊急の課題とされたため、今回検討を行ったものである。

現状

三会計の決算収入割合に占める適合証明業務登録機関特別会計は、近年減少傾向にあり、これまでの同特別会計は22%で固定され設定しているのに対し、直近の平成17年度～20年度の4年間の平均は、15.2%となっている

検討内容

登録者数を現状の7,185名に設定し、次の三つのケー

スについて試算した。

ア．ケース1 事務所費、人件費の案分率の変更、

イ．ケース2 事務所費、人件費の案分率の変更、登録窓口連絡会議の案分率の変更、

ウ．ケース3 事務所費、人件費の案分率の変更、登録窓口連絡会議の案分率の変更、単位会の登録事務費の変更

検討結果

ア．ケース1では、事務所費、人件費の案分率を直近4年間の平均値15%に変更した場合、平成26年度末には運営資金が無くなる。

イ．ケース2では、ケース1の条件に加え、登録窓口連絡会議の費用について、一般会計との案分率を現行の50%から20%に変更した場合、平成26年度末には運営資金が無くなる。

ウ．ケース3では、ケース2の条件に加え、単位会の登録事務費を現行の5,500円から4,500円に変更した場合では平成30年度末までは、登録制度の維持は可能である。

見直し案

以上の検討を踏まえ、本登録制度を平成30年度末まで維持するため、平成22年度より経費負担率等の見直しを行いたい。

・提案内容

1) 日事連の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計の事務所費人件費の案分負担率を現状の22%から15%に変更する。これにより、登録者一人あたりの日事連の事務費は約1,200円の減となる。

) 登録窓口連絡会議の経費は、一般会計と案分しているが、実際の会議に占める時間割合に見直し、現行の50%から20%に変更する。

) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口の登録事務費割合52%(5,500円・税込)を1

0%減して42%(4,450円・税込)としたい。ただし、緩和措置として4,500円・税込とする。

当面、前記) から) の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

この見直しの主旨は、同制度の安定的な存続を図るため、毎年度の収入のうち日事連の事務費及び単位会の登録事務費を減じ、それを将来の財政安定積立預金に積み立てるものである。

以上の説明に対し、協議の結果、異議なく資料5の提案を了承した。今後の進め方は11月17日に開催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で報告することとする。

(5) 報告事項

1) (財) 建築技術教育普及センターに対する「建築士定期講習」に係る改善要望について

事務局より、教育・情報委員会で検討した「建築士定期講習」に係る改善要望等について資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

単位会に対する「建築士定期講習」のアンケート調査結果をもとに、同委員会で資料6の要望書をまとめ8月10日に(財) 建築技術教育普及センターに要望した。

2) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況等について

専務理事より、資料7によって次の趣旨の報告がなされた。国の社会資本整備審議会では、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、これと並行して進められる標記補助事業については、本会も設計・工事監理の業を担う観点から提案すべく応募し、その採択がされている。本年度は各応募団体による調査事業に加え、応募団体によるコンソーシアムが設けられ、並行して意見調整が進められることとなっている。

これらの調査が審議会やひいては基本法の検討作業へ反映

されんと考えられるので、相当急ピッチの検討作業が求められている。

本連合会では、建築設計制度等対応特別委員会に「基本法部会」(部会長：岡本賢建築設計制度等対応特別委員会副委員長)を設け、これまでに8回の部会を開催し、検討作業を進めている。内容については常任理事会及び理事会へ報告し、組織としての意見調整を図ることとしている。現在のところ、建築士事務所の設計事業者としての位置づけを行い、建築士事務所法の制定や建築主の責務の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を機軸に取りまとめる方向で検討を進めている。

これに関連して次の意見があった。

・日事連としてやりたい方向を示していき、今後関係機関と調整をしてまとめていくということだが、もう少し建築士事務所としてどういうものをやりたいのか、その内容を強く打ち出してもいいのではないか。全般的には、建築行政が建築基準法と建築士の登録の2本を中心にやってきているだけでは不十分であること、もう少し建築士事務所として位置づけていく何かが必要であるということを強く打ち出していてもいいのではないか。

折角の機会なので、検討状況の内容の後半部分において、建築士事務所がどの点が足りていないのか、どういうやり方をしてもらえれば業を実施しやすいのか、その点を強く打ち出していければいいのではないかという印象を受けた。

・建築士事務所法の提案に関係するところであるが、弁護士の立場で法律相談を行っているが、次の事について相談を多く受けるケースがあり、もし検討していただければと考える。

現状の確認申請を受けるにあたって、設計者と監理者で個人名を記載する際、現場に携わる建築士の名前を記載することが望ましいとアドバイスをしてきているが、その者に罰則が下ったらどうするのか、事務所の中で手当てをどうするのか。建築主から依頼を受けて契約責任を果たすのは建築士事務所である。もし建築士事務所法が制定されるの

であれば建築士事務所が設計者であること、また建築士事務所が監理者であるということの記載が入れば今までのジレンマが解消されると思われる。

- とりまとめのなかで建築士事務所の事業者としての役割をできるだけ鮮明にしていきたい。

3) 新業務報酬基準の制定に伴う国及び地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施について

地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施については6月29日に単位会に協力要請した。また、12府省に対し公共建築物の設計等業務発注に関する共同要望は7月27日から7月30日の間に要望活動を行った。これについては記者発表を行った旨の報告が専務理事より、資料8によってなされた。

4) 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共同提言に向けての検討状況について

八島業務・技術委員会担当副会長より、建築学会から依頼のあった「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)の共同提言については、委員会が設置され、日事連は当初参加していなかったが、途中から八島副会長が委員として加わっている。建築学会としては、同共同提言の内容の調整がつけば、本年11月頃を目途に関係団体による共同提言として、公表したいとして協議を進めている。日事連としても特に異議はないと考えており、必要な調整を進め、これらの動きに協力していきたい旨の報告が資料9によってなされた。

5) UIA2011東京大会の企画への対応について
専務理事より、UIA2011東京大会の企画への対応について資料10によって次の趣旨の報告がなされた。

6月9日付でUIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)より依頼のあった、東京大会プログラム企画提出について、6月19日開催の常任理事会に諮り、各ブロック協議会で日事連としての対応、企画内容及び実施体制等について協議し、その結果をもとに次の常任理事会で協議することに決定し、同日開催の全国会長会議で趣旨説明、

2009-11 日事連会務月報

6月22日付で単位会会長宛に検討を依頼(締切:8月10日)した。また、7月15日開催の5会会長会議で出された意見をもとに、8月3日付でJOBからプログラム参加に対する方向付けが提示された。8月28日の常任理事会では、資料10のとおり各ブロック協議会から出された意見・提案、また担当委員会である広報・渉外委員会の意見、JOBからのプログラム参加に対する方向付けの提示を踏まえ、以下のとおり当面の対応方針をまとめた。

- ・ブロック協議会または単位会から提案されている企画については、他団体との共同開催を推進していく。
- ・このうち東京会が企画提案している「建築ふれあいフェア」を日事連のUIAプロジェクトとして拡大していく方向で、関東甲信越ブロックが中心となって検討していく。「設計事務所訪問」をイベントの一つとして盛り込むかどうかあわせて検討する。
- ・今後、それぞれの企画については、実施が具体化した段階で、JOBへ報告することとし、当面のJOBへの回答については、会長に一任することとした。

6) 連合会創立50周年(平成24年度)とこれまでの周年事業の取組について

事務局より、過去の周年事業の開催日、会場、担当委員会、事業内容、経費等の報告と平成24年度に本連合会の創立50周年を迎えるにあたり、検討体制をどうするかについて、今後、会長と相談しながら提案をしていきたい旨の報告が資料11によってなされた。

7) 会員・構成員異動報告

平成21年5月末日から平成21年8月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12の通り。

平成21年5月31日現在 正会員46団体、構成員14,844事務所、賛助会員5社

平成21年6月30日現在 正会員46団体、構成員14,844事務所、賛助会員5社

平成21年7月31日現在 正会員46団体、構成員14,850事務所、賛助会員4社

平成21年8月31日現在 正会員46団体、構成員14,849事務所、賛助会員4社

8) その他

法定団体として行うべき建築士事務所の開設者、所員に対する研修についてどのような準備状況なのか確認したい。

- 今年度は、「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び改正「民間連合協定工事請負契約約款」の講習を開設者研修として位置づけて実施する。今後とも教育・情報委員会で状況に応じた取組を検討していくこととなる。

< 配付資料 >

資料1：平成21年度年次功労者表彰者

資料2：平成21年度「日事連建築賞」審査報告

資料3：「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類改正、同解説書改訂」「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款改正、同解説書改訂」に伴う建築士事務所開設者等への周知・啓蒙に関する講習会の企画について

資料4：平成21年12月開催予定の通常理事会の開催日の変更について

資料5：平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて（案）

資料6：「建築士定期講習」に係る改善要望等について

資料7：建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況について

資料8：自治体に対する新しい業務報酬基準等に関する共同要望の実施について

資料9：「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」（案）の共同提言に向けての検討状況について

資料10：UIA2011東京大会の企画への対応について

資料11：日事連創立50周年及び過去の周年事業の取組

資料12：会員・構成員異動報告書

■ 第6回広報・渉外委員会概要

1. 日 時 平成21年9月11日(金)13:30～16:00

2. 会 場 日事連会議室

出席者

委員長・野呂敏秋、副委員長・横須賀満夫

委員・沖野 寛、吉田勝則、下西伊佐男、山下卓治、

国吉真正

担当副会長・外木場久雄

欠席者

委員・新井典夫

< 配付資料 >

資料1：UIA2011東京大会プログラム企画提出依頼他

資料2：建築3団体による12府省に対する共同要望活動に関するプレスリリース他

資料3：ホームページの活用促進について

参考資料：第5回委員会記録

議 事

1. UIA2011東京大会日本組織委員会（JOB）からのプログラム企画提出依頼に対するブロック協議会、単位会の企画提案及び意見について

8月28日開催の常任理事会において、各ブロック協議会から出された意見・提案、また担当委員会である広報・渉外委員会の意見及び7月15日開催の5会会長会議で出されたプログラム企画提出依頼に対する意見をもとに、8月3日付でJOBから提示されたプログラム参加に対する方向付けを踏まえた協議を行い、日事連としての対応及び当面のJOBに対する回答をまとめた旨、以下のとおり報告した。

・ブロック協議会または単位会から提案されている企画に

については、他団体との共同開催を推進していく。

- ・このうち東京会が企画提案している「建築ふれあいフェア」を日事連のUIAプロジェクトとして拡大していく方向で検討していく。「設計事務所訪問」をイベントの一つとして盛り込むかどうかあわせて検討する。

- ・今後、それぞれの企画については、実施が具体化した段階で、JOBへ報告することとし、当面のJOBへの回答については、会長に一任することとした。

また、JOBへは8月31日付で、現時点ではイベントとして登録できる段階のものはないが、今後引き続き検討していく旨を回答した。

2. 建築3団体による12府省に対する共同要望活動の実施について

建築3団体では、告示第15号の遵守及び自治体の設計業務の発注における「依頼度」の規定の削除について要望書をまとめ、6月29日に3団体会長が記者発表するとともに、単位会、都道府県の建築士会、建築家協会地域会に対し共同要望活動を要請し、現在、都道府県毎に要望活動が行われているところであるが、中央省庁についても公共建築物の発注に関係の深い12府省に対し、3団体共同で大臣宛の要望書を取りまとめ、以下のとおり要望活動を実施した旨を報告した。

・要望内容

各府省が所管する公共建築物の設計・工事監理業務の発注の際、新しい業務報酬基準を尊重し、遵守すること及び国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」で、「依頼度」の規定が削除された趣旨に沿って、業務報酬の適正な算定が行われること。

・要望対象府省

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

・要望期間

7月27日(月)～7月30日(木)の4日間

2009-11 日事連会務月報

・要望方法

府省を3グループに分け、3団体による分担

担当部局にそれぞれ会長が出向き、要望活動を実施

- ・7月30日(木)にプレスリリースを国土交通省建設専門記者会へ持ち込み

3. ホームページの活用促進の検討

ホームページの活用促進のための方策の一つとして、ホームページのリニューアルが考えられ、以前各委員に対し実施した、日事連ホームページに関するアンケート調査でも、「文字が多すぎる」、「色彩が暗い」等の意見が出されたため、平成22年度の実施に向けたホームページデザイン及び内容の見直しを提案し、各委員より以下の意見が出された。

- ・画面を下げなければ見たい情報が探せないの、上にもボタンを付けた方がよい。

- ・一般消費者向けのわかりやすい情報を新たに検討する必要がある。

- ・会員にアンケート調査をすれば、1度はホームページにアクセスしてくれる。

- ・各委員がブロック協議会に持ち帰り、意見を出してもらったかどうか。それをもとに、アンケート調査の実施を検討する。

協議の結果、ホームページをリニューアルするにあたり、単位会に意見を求め、方向性を決定する際の参考にすることとした。

次回委員会

平成21年12月15日(火)14:30～17:00 日事連会議室

■ 主な行事予定

行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成21年

11月30日 日事政研役員会

通常理事会

12月 4日 会誌編集専門員会

8日 建築設計制度等対応特別委員会

景観・まちづくり特別委員会

14日 建賠保険等調査専門委員会

15日 広報・渉外委員会

会 務 月 報

第321号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年10月 緊急常任理事会概要

1. 日 時 平成21年10月28日(水)13:30～16:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名(内、表決委任状提出者2名含む)

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、本澤宗夫、外木場久雄、
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、
原田照行、髭右近外嘉、山田美光

欠席者(表決委任者)山崎善利副会長、鈴木誠一副会長

特別出席(定款第29条第4項による出席)

上野浩也業務・技術副委員長、安藤誠業務・技術委員、

松井健治大分会会長、古川裕久熊本会会長

事 務 局 恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、外木場久雄副会長、山田美光常任理事

6. 議事進行役

外木場久雄副会長

2009-12 日事連会務月報

7. 議 事

(1)協議事項

1)建築基準法等に関する国のヒアリング に対する意見の
とりまとめについて

専務理事より、建築基準法等に関する国のヒアリング
に対する意見のとりまとめについて次の趣旨の説
明がなされた。

10月13日付けで国土交通省住宅局建築指導課より
建築基準法等に関するヒアリング の実施が10月30日14
時から1時間30分程度行うとの連絡があった。この
ためヒアリング 対象項目(1)改正建築基準法、改正建築
士法に基づく制度について、(2)建築基準法、建築
士法に基づく制度のあり方についてできるだけ単
位会の意見を反映するため、事前に意見に関するア
ンケート調査を46単位会に依頼したところ、38単位会
から多数の意見が寄せられた。また、これとは別に
かねてより業務・技術委員会のワーキングチームで構造設
計・設備設計一級建築士関与義務付けで予想され
る問題点及び国土交通省への要望事項のとりまと
めを行っていたため、これらの検討作業をあわせ
て行うこととした。10月19日及び10月26日にワーキ
ングチームは開催され、単位会から提出された意見も踏
まえてヒアリング 対象項目に対する意見の案としてま
とめたものが資料1である。なお、ヒアリング は、東京で
各団体に對し行われる他、全国8箇所(北海道、福島
県、新潟県、京都府、奈良県、岡山県、福岡県、沖縄
県)でも行われる模様である。

設備設計一級建築士制度の地方の切実な状況につ
いて、特別出席した松井大分会会長及び古川熊本
会会長から次の趣旨の意見があった。

・新制度の構造設計・設備設計一級建築士関与義
務付けは、実質的に一級建築士の業務範囲外と
なり違法性はないのか、また、本来設計者は自ら
設計したものは自ら責任をとることが前提であ

り、他社物件を第三者が責任を伴うような関与(チェック)は不可能ではないか。特に建築設備設計に関して関与する設備設計一級建築士はいない。一級建築士に設備の(製図は免除し)法適合確認の講習を受講し合格した者に資格を与え、自社の設計については、法適合確認を可能にすべきだ。

- ・設備設計1級建築士は、現状では、資格取得者が地域によって偏在している。専門の設備設計事務所は他社の法適合確認だけなど絶対に行わない。地方はほんとうに厳しい。今の1級建築士に設備の(製図ではなく)法適合確認の講習を受けさせ、資格を与えて、自分の設計については、法適合確認ができるよう運用面で緩和してもらいたい。今回の構造設計1級建築士・設備設計1級建築士制度を簡単に受け入れてよいのだろうか。建築設備士は活用すべきだと思う。

次に、意見(案)のとりまとめを行ったワーキングメンバーである八島業務・技術担当副会長、木村業務・技術委員長、上野業務・技術副委員長、安藤業務・技術委員から資料1によってヒアリングに対する意見(案)の内容について次の趣旨の説明がなされた。

- ・意見書作成の基本方針は、社会や消費者(事業主、エンドユーザー等)にとって不利益や不具合となっている現行制度の問題点を重視した。改正後の現行制度のもとで、実際に設計業務を行っている建築士の意見を重視した。法律の細部には言及せず、基本的な考え方を示すことに重点を置いた。また、ヒアリング対象項目の(1)改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度については、早急に検討を要する意見とし、(2)建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方については、中長期的に検討を要する意見とした。
- ・意見書の骨子は次のとおりである。

(1)改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について

(1) - 建築確認の厳格化について

資格者である建築士の設計責任を前提に、その能力をより尊重することによって、現行建築確認制度の簡素化・合理化を図っていただきたい。経済の活性化に繋がるよう、増築における既存遮及の現行基準を再考し、既存建築物の増築の可能性を拡げていただきたい。

(1) - 構造計算適合性判定制度について

適判対象建築物の範囲や適判機関のシステムを再考し、適判の合理化・迅速化を図っていただきたい。現行の大臣認定プログラムについては、現実に即した抜本的な見直しを行っていただきたい。

(1) - 構造/設備設計一級建築士について

構造設計一級建築士の高度な専門能力を勘案し、適判の対象範囲および関与すべき対象範囲を再度検討いただきたい。設備設計一級建築士の主旨と実情の乖離を勘案し、当該関与の義務付けの廃止を検討いただきたい。

(1) - 厳罰化

建築士の裁量拡充を前提としてバランスのとれた罰則や処分の強化を検討いただきたい。実体的な質の確保のため、中間検査や完了検査を充実すること検討いただきたい。

(2)建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

建築士資格のあり方、法的基準のあり方、行政と設計者団体の継続的な意見交換の場やシステムの制度化、法定講習のあり方、専門技術者制度(構造・設備)の再構築、報酬基準の担保、建築士事務所の法的位置づけ、法定団体および設計賠償保険の加入義務化、検査済証未交付物件の使用制限等について意見をまとめた。建築基準法等に関する国のヒアリングに対する意見書内容についての主な意見

- ・設備設計一級建築士による設計への関与義務付け等に対する意見で、原案では「設備設計一級建築士による法適合確認の運用を廃止するか、建築設備士による法適合確認を設備設計一級建築士による法適合確認とみなす規定を設けること」となっているが、曖昧な表現となっているので、これは意見としては廃止するとすべきである。また、建築設備士の活用の意見は削除してはどうか。
- ・建築士定期講習の修了考査の廃止及び構造計算適合性判定があるので構造設計一級建築士制度を廃止しても良いのではないか。
- ・建築士事務所の法的位置づけの強化とあわせ、建築士事務所協会への加入義務化を意見として追加すべきである。
- ・構造計算適合性判定及び構造/設備設計一級建築士の関与義務づけの廃止は必要ではないか。
- ・改正された建築基準法等は、構造計算書偽装問題が発端となって国会で成立した法律である。改正された制度をブラ側で評価している団体等が一方であるのでそのことも念頭に置きながら理論武装して議論する必要があるのではないか。
- ・建築士とは別に新たな専門資格制度を創設すべきではないか。

協議の結果、意見書の修正及び追加は次のとおりとし、文言のとりまとめについては会長に一任することとした。

- ・設備設計一級建築士による設計への関与義務付けは廃止するという意見にする。
- ・自律的な監督体制による業務の適正化等を確立するため、建築士事務所の建築士事務所協会への加入を義務化することを意見として追加する。
- ・建築士事務所法の制定の意見を追加する。

10月30日の国土交通省でのヒアリングの出席者は、正副会長、木村業務・技術委員長、上野業務・技術副委員長、

安藤業務・技術委員とする。また、単位会からの意見集等も参考資料として国土交通省へ提出することについて了承した。

<配付資料>

資料1: 建築基準法等に関する意見(案)

参考1: 国の建築基準法等に関するヒアリング 対象項目内容に係る意見について(アンケート調査協力依頼)

参考2: 建築基準法等に関する各単位会の意見

参考3-1: 項目ごとの単位会意見(1) 建築確認の厳格化

参考3-2: 項目ごとの単位会意見(1) 構造計算適合性判定制度

参考3-3: 項目ごとの単位会意見(1) 構造/設備設計一級建築士

参考3-4: 項目ごとの単位会意見(1) (手続きの簡略化とあわせ)厳罰化

参考3-5: 項目ごとの単位会意見(2) 建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

参考4: 構造設計1級建築士・設備設計1級建築士制度について(大分会提出資料)

■ 第43回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年11月11日(水) 13:30～15:10

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博

副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、望月 淳一、高津 充良

事 務 局: 北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、鈴木業務課長、今泉

(欠 席 者 委員 佐野 吉彦)

<配付資料>

資料1 建築基準法等に関する意見書

資料2 建築の質の向上に関する検討-第4回ワークショップ会議(10/29)関係資料

資料3 建築基本法制定準備会 シンポジウム開催案内書

資料4 「建築設計・工事監理に関する業を担う視点からの提案」中間とりまとめ(案)

資料5 業務報酬基準の適正活用に関するアンケート調査票(案)及びヒアリング 調査項目(案)

議事

【報告事項】

1. 国土交通省の建築基準法等に関するヒアリング についての報告

10/30国土交通省において(1)改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について、(2)建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方についての意見のヒアリングを行い、本会の意見内容、ヒアリングの状況について資料1に基づき三栖委員長並びに高津委員より報告がなされた。

- ・ヒアリングでは、双方議論はせず意見内容についての確認に留められた。今後国土交通省では関係団体の意見をまとめて政務三役に報告をして、方針が決まり次第関係団体へ報告されることになると思われる。

2. 建築の質の向上に関する検討-第4回ワークショップ会議(10/29)の報告

10/29に開催された第4回ワークショップ会議について当日の資料を提出し、岡本副委員長の代理として出席した吉田調査役より資料2に基づき報告がなされた。

- ・次回ワークショップは11/27に予定されており、建築の質の向上に関する検討(とりまとめ)の成果イメージについて更に進められた内容等が示されると思われる。

3. 基本法シンポジウムの開催について

建築基本法制定準備会により、11/17建築基本法を提案するにあたり国会議員との意見交換のシンポジウムが

開催される旨、高津委員より資料3に基づき報告がなされた。

- ・第1部、第2部の構成になっており第1部からは岡本副委員長が出席し、第2部から三栖委員長、高津委員が出席することとしている。

【協議事項】

1. 基本法部会-「建築設計・工事監理に関する業を担う視点からの提案」中間とりまとめ(案)の検討

中間とりまとめ(案)は、10/19基本法部会での検討内容を反映したことと、岡本副委員長の指摘内容を反映したものになっている。修正した箇所を中心に吉田調査役より資料4に基づき説明がなされた。

- ・中間とりまとめ(案)については、11月に開催する常任理事会、理事会に報告をしつつ12/1に開催する全国会長会議に提出し、とりまとめの方向性について報告をすることにしたい。
- ・中間とりまとめ(案)について各委員において確認し、修正を要する箇所があれば11/15までにEメールで提出することとする
- ・中間とりまとめ(案)の2頁の「公共的価値の創造」の「創造」は行為そのものに値するが、文言を小林委員が整理し11/15までにEメールで提出することとした。

2. その他

- 業務報酬基準の適正活用に関するアンケート調査及びヒアリング 調査について

(財)建築技術教育普及センターに「業務報酬基準調査委員会」を設置し、「業務報酬の活用の実態、活用事例、課題、適正な運用のための提案」をとりまとめ来年3月までに国土交通省へ報告することになり、建築士事務所へアンケート調査及びヒアリングを行うことになった旨、同調査委員会委員の佐々木委員より資料5に基づき概略説明がなされた。

- ・11/4本会が設置する業務報酬基準WGでも同様の説明をしている。

- ・アンケートの中にある別紙の物件の算定方法、建築物の概要については、漠然と調査をする形になっているため、複合施設等の大規模建築物に対象を絞るなど主旨を説明したうえで調査するほうが適切と考える。
- また、不適切な回答がだされてその統計が何らかの形で示されるおそれもあるため別紙の調査は不要とも考える。
- ・各委員において、資料5の調査内容について意見があれば11/18までに佐々木委員へ直接メールで書面を提出することとした。
- 次回委員会は、11/27に開催される「建築の質の向上に関する検討-コンソーシアム」でだされた事項について日事連の提案内容をどのように対応するか協議を行う。
- 基本法部会は、提案内容の最終段階の時期に開催することとする。
- 次回委員会日程
平成21年12月8日(火)10:00～12:00 日事連会議室

■第6回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成21年10月1日(木)14:00～16:45

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委 員:斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、
三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠席者:富田賢一

日事連事務局:高津、北野、恩田、鈴木、千浜、今泉

{配付資料}

資料1-1:建築確認申請の扱いに関する当面の疑問点について(愛知県建設部の回答、東海・北陸ブロック協議会からの要望)

資料1-2:ブロック協議会からの構造・設備設計一級建築士の法適合確認制度の問題点等の提示

2009-12 日事連会務月報

資料2:平成21年度上半期 業務・技術に関する事業報告(案)について

資料3:「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類改正」等に伴う建築士事務所開設者等への周知に関する講習会の企画について

資料4:建賠保険等調査専門委員会の報告資料

資料5:地球温暖化対策会議 報告書(八島担当副会長提出資料)

資料6:国の建設コンサルタ業務等における「ポイント」方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインについて(国交省官庁営繕部提供資料)

資料7:公共建築設計等委託業務成績評価基準について(国交省官庁営繕部提供資料)

議 事

1. 協議事項

(1)構造・設備一級建築士の法適合確認制度の問題点等について

○資料1-1により愛知会が愛知県に提出した構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の確認申請の扱いに関する当面の疑問点について7/29付けで愛知県より回答がなされた旨、安藤委員より説明がなされた。

○資料1-2により、各ブロック協議会所属の委員から提出いただいた構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の義務づけの問題点について、各ブロック協議会所属の委員より概略が説明された。主に経費がかかる、関与の範囲が不明確、審査期間が長くなるなどの問題点が指摘された。

次のような意見が出された。

- ・構造設計一級建築士と設備設計一級建築士では、問題の性質が異なる。今回は構造設計一級建築士の問題にしばって議論することとしたい。
- ・11/27からの確認の受付時に混乱が生じるおそれがある。建築主事は法適合確認を行ったものしか受け付けないので、入り口で滞ってしまう可能性

がある。

- ・意匠図の構造的なことまで構造設計一級建築士が確認することになるのは経済的な負担になる。一級建築士で判断できることは一級建築士の判断で行うこととしてほしい。

○構造設計一級建築士制度の問題点等については、本日提出された各ブロックの意見等をふまえ、業務・技術委員会で要望書原案をまとめ、常任理事会に提出後、国交省へ要望することとした。要望書の原案の作成については、11/19京都府で正副委員長、安藤委員、担当副会長の4名で作業を行うこととした。

(2)平成21年度上半期 業務・技術に関する事業報告(案)について

○事務局より資料2により平成21年度上半期 業務・技術に関する事業報告(案)が説明され、了承された。

2. 報告事項

(1)四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類等の講習会の企画について

○事務局より資料3により四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類等の講習会の企画について説明された。各単位会の講師予定者を対象とした講師講習会を行い、その後、各単位会で講習を行っていくこととし、講師講習会については、東京、大阪で開催する予定であることなどが説明された。

○次のような意見が出された。

- ・この講習はCPDの対象となっているということであるが、日事連のCPDはどうなっているのか。
- ・現在、日事連独自のCPD制度というものはなく、(財)建築技術教育普及センターで行っているCPD制度への参加形式となっている。申請した講習がセンターの認定を受ければ登録者に時間数が計上される仕組みとなっている。
- ・CPD制度については建築士会が行っているものもあり、なかなか理解できない。もっとPRしてほしい。

(2)建賠保険等調査専門委員会の活動状況について

○事務局より資料4により建賠保険等調査専門委員会の活動状況について報告された。

おもな内容は以下の通り。

- ・加入事務所については7月まで順調に増えている。
- ・10/1より施行される住宅瑕疵担保履行法に対応するための特約を現在検討中である。任意付帯、自動付帯、保険料、補償金額などについて保険会社よりいくつかのパターンをあげてもらい検討している。

(3)「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)策定に向けた対策会議の報告について

○資料5により八島担当副会長より「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)策定に向けた対策会議の報告がなされた。年末に発表できるよう二酸化炭素をいかに少なくするかを提言書を共同でまとめる予定で検討している。現在はどのような形で提言書を出すのか、文言の修正、パソワレットの検討などを行っている。9/29の五会会長会議でここまでの成果を報告し、最終のとりまとめを行う予定。

(4)国の建設コシカク外業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインについて

○資料6により国の建設コシカク外業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインについて事務局より説明された。この資料は8/25の「公共建築設計懇談会」で国土交通省官庁営繕部より情報提供として提出された資料で、「設計コシカク外業務等成果の向上に関する懇談会」で昨年より検討がなされ、国で運用する運用ガイドラインが作成されたということである。

(5) 公共建築設計等委託業務成績評価基準について

○資料7により公共建築設計等委託業務成績評価基準について事務局より説明された。資料7も資料6と同様に8/25の公共建築設計懇談会で提供された資料で、公共建築工事に係る建築設計等委託業務の成績評価

の標準的な方法について必要な事項を定め、評定の適切な実施、評定結果の発注者間での相互利用を推進することを目的としたものである。

次回委員会 平成21年11月9日(月)14:00～16:30

日事連会議室

*その後、10/30に国交省で建築基準法等の見直しについて建築関係団体へのヒアリングが行われ、次回検討事項の構造設計一級建築士制度の問題点もヒアリング項目とされたため、業務・技術委員会の意見を前倒して意見提出し、11/9の委員会は中止とした。

■第5回 指導運営委員会概要

日 時 平成21年11月10日(火) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長:髭右近外嘉

委 員:佐藤眞彦、飯窪功児、西川英治、森口勝茂、
中野 満

担当副会長:鈴木誠一

(欠席 副委員長:上原伸一)

事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

提出資料

資料1 指導運営に関する平成21年度上半期事業報告(案)

資料2 単位会の苦情の解決業務の実施報告書(個別レポート)

資料3 平成21年1月5日～3月31日の単位会・個別レポートを
基にした参考事例集(案)

資料4 三重会からの意見、要望書

資料5 管理建築士講習のテキスト記載の事例等について

議事1. 平成21年度上半期 指導運営に関する事業報告
について

○資料1の指導運営に関する平成21年度上半期事業報告(案)に基づき事務局より報告がなされ、当該業務の受付件数等を確認し、同報告内容で常任理事会等へ事業報告することを了承した。

2009-12 日事連会務月報

議事2. 単位会の苦情の解決業務実施状況について

平成21年度の上半期の単位会の実施状況報告書(個別レポート)について

○平成21年度の上半期に提出されたのは、北海道会、岩手会、宮城会、神奈川会、福井会、静岡県、愛知会の7単位会となり、その個別レポートについて確認した。

- ・会員が苦情対象建築士事務所となっているものが散見され、該当単位会での対応も注視する必要がある。
- ・万相談のようなサービスによつての相談内容もレポートに上がってきているが、設計・工事監理に係わる業務が対象になることを単位会にあらためて徹底する必要がある。等の意見がだされた。

参考事例集のまとめ方について

○前回提出した平成21年1月5日～3月31日の単位会・個別レポートの基にして、事務局が加筆・修正し参考事例集(案)として資料3を提出し説明した。

- ・協会名は(社)○○○建築士事務所協会とした。また、匿名であることにより個人情報特定されないため、内容がわかるように建物の規模や設計料、工事費は単位会で書かれた内容をそのまま記載することとした。
- ・個別レポートは、単位会へレポート1枚で内容がわかるように記述していただくようお願いしているが、記述されている内容が省略されすぎているため添付されている台帳を確認し内容がわかるよう参考事例集(案)を作成した。
- ・個別レポートでは、建築士事務所の関わり方があまり書かれていないものがある。例えば、工務店が設計をしているのか、下請けが設計をしているのかが明記されていないものが多い。

建築士事務所に係る苦情の解決として業務を行っているので、参考事例集もそれを基点にして示さなければならない。また、今後事例集を統計的にまとめていく上でも建築士事務所の関わり方が非常に重要に

なるので、あらためて単位会に記述してもらいたい
事項を周知していく必要がある。

○参考事例集をまとめるうえで、以下のことを取り決
めた。

- ・ 協会名は地域性も参考にしたいため、原則として都
道府県名を記載する。
- ・ 対象事務所の属性は、□専、□兼、□他の3つに分別す
る。
- ・ 日付は月日まで書かれているものはそのまま日付ま
で記載する。
- ・ 設計料や工事費が表されているものは、数字をその
まま記載する。
- 資料2の「平成21年度上半期の単位会の実施状況報告
書(個別ポ-ト)」に基づいた参考事例集(事例の修文)
の作成については、以下のとおり各委員が頁を分担
して作業を行うこととした。

担当する個別ポ-トと業務台帳は、事務局からデー
タで送付する。

中野委員-1～4頁 山上委員-5～8頁

森口委員-9～12頁 西川委員-13～16頁

飯窪委員-17～20頁 佐藤委員-21～24頁

上原副委員長-25～28頁 髟右近委員長-29～33頁

【参考事例の修文の申し合わせ事項】

参考事例の目的は、一般の消費者に向けるもので
はなく、単位会の相談員が参考になるための資料
として位置づけて修文する。

また、前記参考事例をまとめるうえでの取り決め
事項を踏まえて修文する。

- (1) 苦情(トラブル)の概要では、事案における建築士
事務所の位置づけ(契約書の有無に関わりなく
設計又は工事監理の契約か、設計・施工の契約
か)がわかるようにする。
- (2) このポ-トを一読しただけで、苦情の内容、実施し
た解決業務の内容(70-にしたがってどこまで実

施したか)、記載事項の日付関係がわかるよう起
承転結を明確にする。

(3) 建築士事務所の関わりのないもので参考事例に
相応しくないとと思われるものは、担当委員の判
断で除外する。

(4) 単位会へ不明点等を確認する必要がある場合は、
本会事務局を通じて該当単位会へ問い合わせを
することとする。

事務局が単位会に問い合わせして確認し、各担
当委員へ連絡する。

事例の作成(修文)は、12月21日(月)までに本会
事務局宛メールで提出する。

次回委員会において、担当委員より検討された
全体の事例について協議を行うこととする。

○東海北陸ブロック協議会の三重会より、当指導運営委員
会への意見、要望書が提出され、検討した結果、以下
のとおり同協議会に所属する西川委員が回答するこ
ととした(資料4)。

1. 日事連の統一的なマニュアル等については、苦情の解決
業務ワーキングチームが作成した実施規程、注意事項、70-
図及び参考様式等が資料となる。
2. 単位会の個別ポ-トを基に参考事例集を作成する。
3. 現時点では必要性は感じないが、ブロック協議会内で
連絡を図りつつ、必要とすれば連絡協議会等を取
り持つように考えたい。

議事3. その他

○平成21年度管理建築士講習会に予算オーバーに關す
る紛争の裁判例と日経アーキテクア(2009-10-26)に掲載
された裁判例の内容が相反していることについて、
中野委員より資料5が提出され、その取扱いについて
意見交換した。

- ・ 管理建築士講習会はあくまでも裁判の一例を紹介
したのにすぎない。注意書きにある建築主としっかり
コミュニケーションをとることがトラブル防止に肝心であるこ

とを講習の場で伝えることが重要と考える。

○東海北陸ブロック協議会より通知があり、当委員会の桜井委員(石川会)から西川委員(石川会)に委員交代した。

- 次回委員会 平成22年1月27日(水)13:30～16:00

■ 主な行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成21年

12月15日 広報・渉外委員会

平成22年

1月21日 建築設計制度等対応特別委員会

27日 指導運営委員会

28日 構造技術専門委員会